

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年２月28日
【発行者名】 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
 (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
 同 十枝 美紀子
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 コクサイ・ケイマン・トラスト -
 グローバルＣＢエマージングPLUS
 (Kokusai Cayman Trust - Global CB Emerging PLUS)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 米ドルクラス受益証券：
 10億アメリカ合衆国ドル（約1,054億円）を上限とする。
 豪ドルクラス受益証券：
 10億オーストラリア・ドル（約932億円）を上限とする。
 円クラス（ヘッジあり）受益証券：
 1,000億円を上限とする。
 円クラス（ヘッジなし）受益証券：
 1,000億円を上限とする。
 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝105.39円および１豪ドル＝93.24円）による。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

コクサイ・ケイマン・トラスト - グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ

（Kokusai Cayman Trust - Global CB Emerging PLUS）

（注１）グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む６つのサブ・ファンドにより構成されている。

（注２）日本において、サブ・ファンドの名称の表記として、「コクサイ・ケイマン・トラスト」を省略することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券、円クラス（ヘッジあり）受益証券、円クラス（ヘッジなし）受益証券（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）の４種類である。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドルクラス受益証券： 10億米ドル（約1,054億円）を上限とする。

豪ドルクラス受益証券： 10億豪ドル（約932億円）を上限とする。

円クラス（ヘッジあり）受益証券：1,000億円を上限とする。

円クラス（ヘッジなし）受益証券：1,000億円を上限とする。

（注１）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝105.39円、１豪ドル＝93.24円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

（注２）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドルクラス受益証券は米ドル建、豪ドルクラス受益証券は豪ドル建、円クラス（ヘッジあり）受益証券および円クラス（ヘッジなし）受益証券は円建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

申込みが受け付けられた取引日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格

（注）「取引日」とは、営業日をいう。「営業日」とは、（ ）ロンドン、ニューヨーク、東京およびチューリッヒにおいて国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ（ ）ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（５）【申込手数料】

発行価格の3.15%^{（注）}（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８％となった場合には、3.24%となる。

（６）【申込単位】

１口以上１口単位

ただし、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社（以下に定義される。）または販売取扱会社（以下に定義される。）に照会のこと。

（７）【申込期間】

平成26年３月１日（土曜日）から平成27年２月27日（金曜日）まで

ただし、取引日で、かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注１）日本における販売会社が定める申込締切時間（原則として各取引日の午後３時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（以下「日本における販売会社」または「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」という。）

（注）前記の日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日から起算して４営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

（１０）【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を平成22年11月10日付で締結している。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金を受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

（八）申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または各クラスの表示通貨により支払われる。円貨で支払われた場合における表示通貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合を除く。）。

投資者は、原則として国内約定日（通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して４国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社は、払込期日に、保管会社のサブ・ファンドの口座に各クラスの表示通貨で申込金額の総額を払い込む。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

コクサイ・ケイマン・トラスト - グローバルCBエマージングPLUS（Kokusai Cayman Trust - Global CB Emerging PLUS）（以下「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成22年8月3日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む6つのサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）で構成される。各クラスの表示通貨は、米ドルクラスについては米ドル、豪ドルクラスについては豪ドル、ならびに、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）については円建とする。

サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債（以下「世界の転換社債」という。）に主として投資を行うコクサイ・トラスト2（Kokusai Trust 2）のサブ・ファンドであるグローバルCBエマージング・プラス・ファンド（Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund）のGCBEFノン・ヘッジクラス（GCBEF Non-hedged Class）（以下「投資先ファンド」という。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。本書に記載されたサブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。

サブ・ファンドの信託金の限度額はない。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

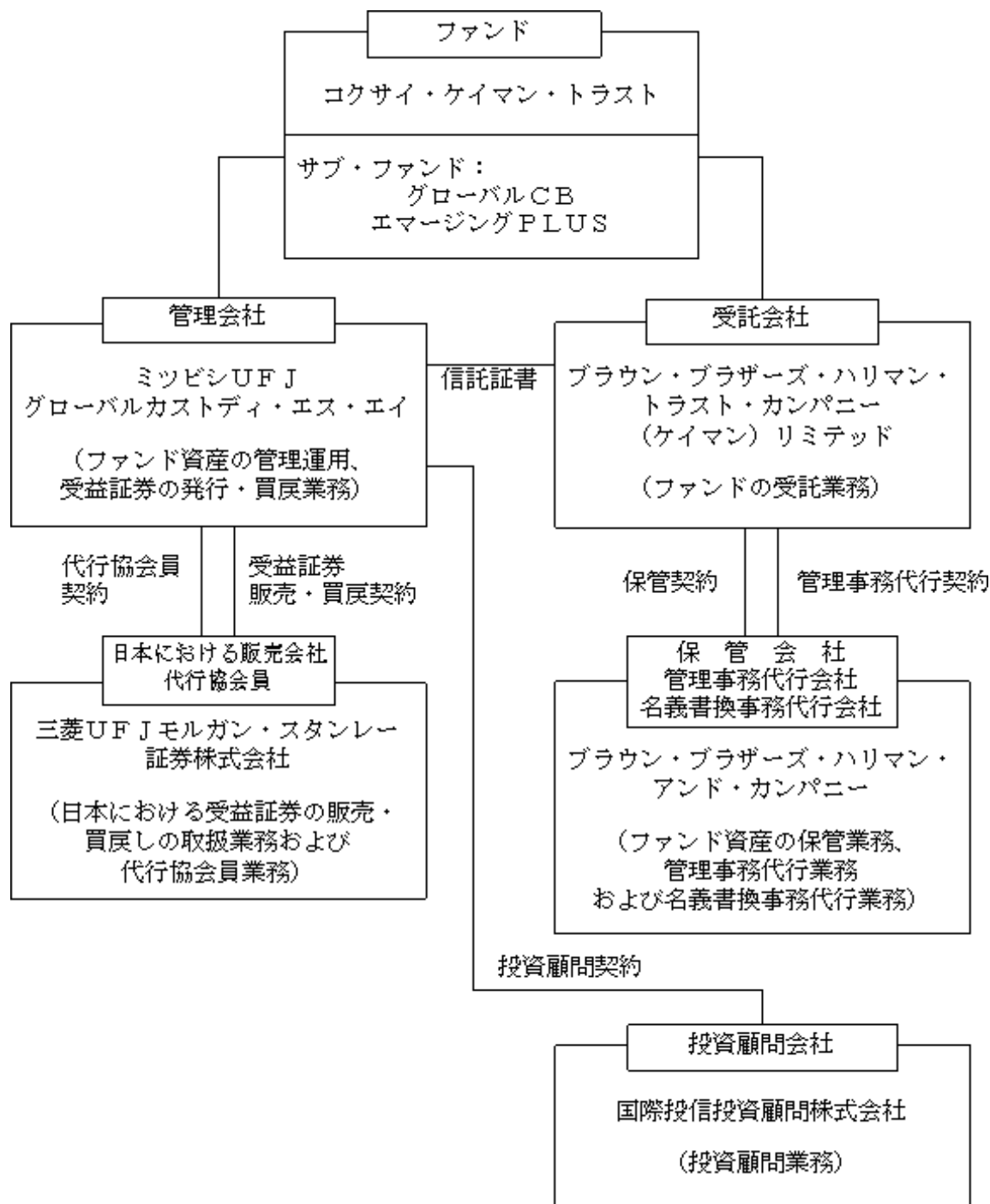
管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成33年8月31日に終了する。

（2）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年8月3日	信託証書および補遺信託証書締結
平成22年11月9日	補遺信託証書締結
平成22年11月29日	日本における受益証券の募集開始
平成23年1月12日	サブ・ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年8月3日付で信託証書および平成22年11月9日付で補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・トラスト・カン パニー（ケイマン）リミ テッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・アンド・カンパ ニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	平成20年11月3日付で保管契約 ^(注1) を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 平成20年11月3日付で管理事務代行契約 ^(注2) を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成22年11月9日付で投資顧問契約 ^(注3) を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年11月10日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成22年11月10日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することである。

（ハ）資本金の額（平成25年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約39億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ホ）大株主の状況

（平成25年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないと約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成33年8月31日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

サブ・ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース

(PricewaterhouseCoopers) ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

受託会社は、CIMAが承認した監査人を通じて、毎年8月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を8月31日から6か月以内にCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年8月31日である。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査会計書類が作成される。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基

づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドおよびサブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡの免許および監督に服し、ＣＩＭＡは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するよう指示することができる。さらに、ＣＩＭＡは、受託会社にＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、ＣＩＭＡに提出または開示しなければならない。ＣＩＭＡは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。ＣＩＭＡの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、ＣＩＭＡは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、C I M Aの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

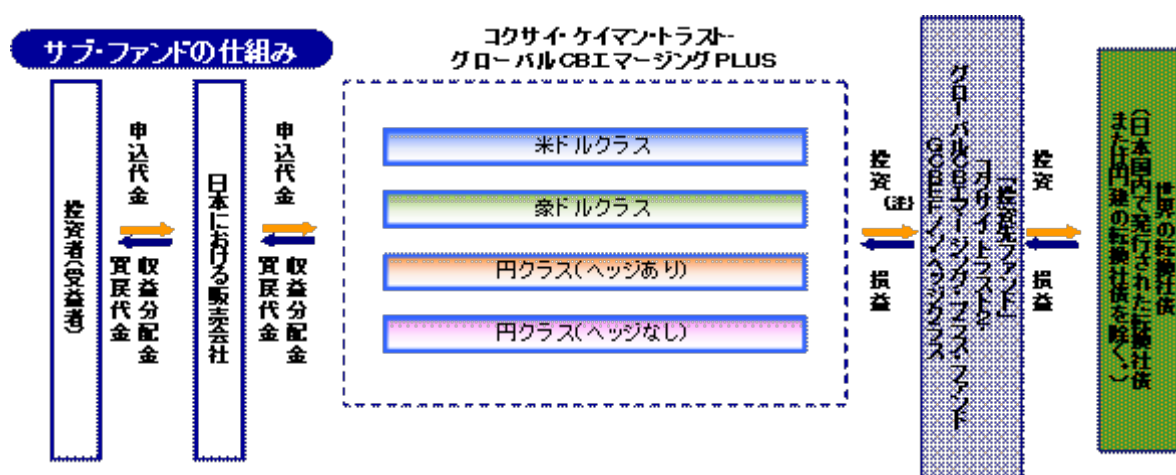
2【投資方針】

（１）【投資方針】

・サブ・ファンドの投資目的および投資戦略

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、世界の転換社債（日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く。）に主として投資を行う投資先ファンドへ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。本書に記載されたサブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。



（注）サブ・ファンドは、ケイマン諸島籍の特別目的会社を通じて投資先ファンドに投資を行う。

投資先ファンドの投資運用会社

ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）、UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）（UBS Global Asset Management (Zurich)）は、ユービーエス・エイ・ジーの一部門であり、スイス・バンク・コーポレーション（Swiss Bank Corporation）とスイス・ユニオン銀行（Union Bank of Switzerland）の合併により、平成10年に設立されたUBS グローバル・アセット・マネジメント・ビジネス・グループに属している。

ユービーエス・エイ・ジー、UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）は、世界規模の投資のプラットフォーム、強力で地域的な法人顧客管理および広範囲にわたる投資信託を提供している。ユービーエス・エイ・ジーは、登記上の事務所および営業上の住所をバーゼルおよびチューリッヒに有している。

サブ・ファンドの各クラスの特徴

サブ・ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債に実質的に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。

サブ・ファンドの各クラスは、投資先ファンドへの投資を通じて、主として様々な通貨建の世界の転換社債（日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く。）に投資を行う。

投資先ファンドは、新興国の転換社債^{（注）}を含む世界の転換社債に投資を行う。投資先ファンドによる新興国の転換社債への資産配分は、世界の転換社債市場の代表的な指数であるUBS グローバル・バニラ・コンバーティブル・ボンド・インデックス（UBS Global Vanilla Convertible Bond Index）に占める新興国への資産配分を原則として上回ることを意図している。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島籍の特別目的会社であるコクサイ・ブロッカー・リミテッドを通じて、その資産のほぼ全額を投資先ファンドに投資を行うことを意図している。サブ・ファンドは、コクサイ・ブロッカー・リミテッドの議決権が付与されていない利益参加型株式を取得し、次に、コクサイ・ブロッカー・リミテッドは、投資先ファンドの受益証券を取得する。コクサイ・ブロッカー・リミテッドの議決権付株式は、信託宣言の要項に従って、ケイマン諸島籍の信託会社であるメイプルズＦＳリミテッドに保有される。サブ・ファンドは、外国為替予約取引、直物為替先渡取引、ならびに／または現金および短期金融商品取引も行うことができる。

（注）「転換社債」とは、所定の期間内に、特定の価格により会社の株式へと転換が可能な権利が付与された社債である。

サブ・ファンドは、４つのクラス（米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし））で構成されている。

米ドルクラス、豪ドルクラスおよび円クラス（ヘッジなし）は、通貨リスク（エクスポージャー）についてヘッジを行わない。

円クラス（ヘッジあり）は、原則として原資産通貨^{（注１）}のエクスポージャーを円貨へとヘッジを行う^{（注２）}。しかし、完全に為替リスクを排除することはできない。

（注１）「原資産通貨」とは、投資先ファンドの資産の各通貨をいう。

（注２）新興国通貨等の一部通貨の通貨リスク（エクスポージャー）は、ヘッジされる当該通貨との相関性が高い代替する主要通貨を使用して、円貨にヘッジされることがある。

各クラスについて分配は、通常、年２回行われる。

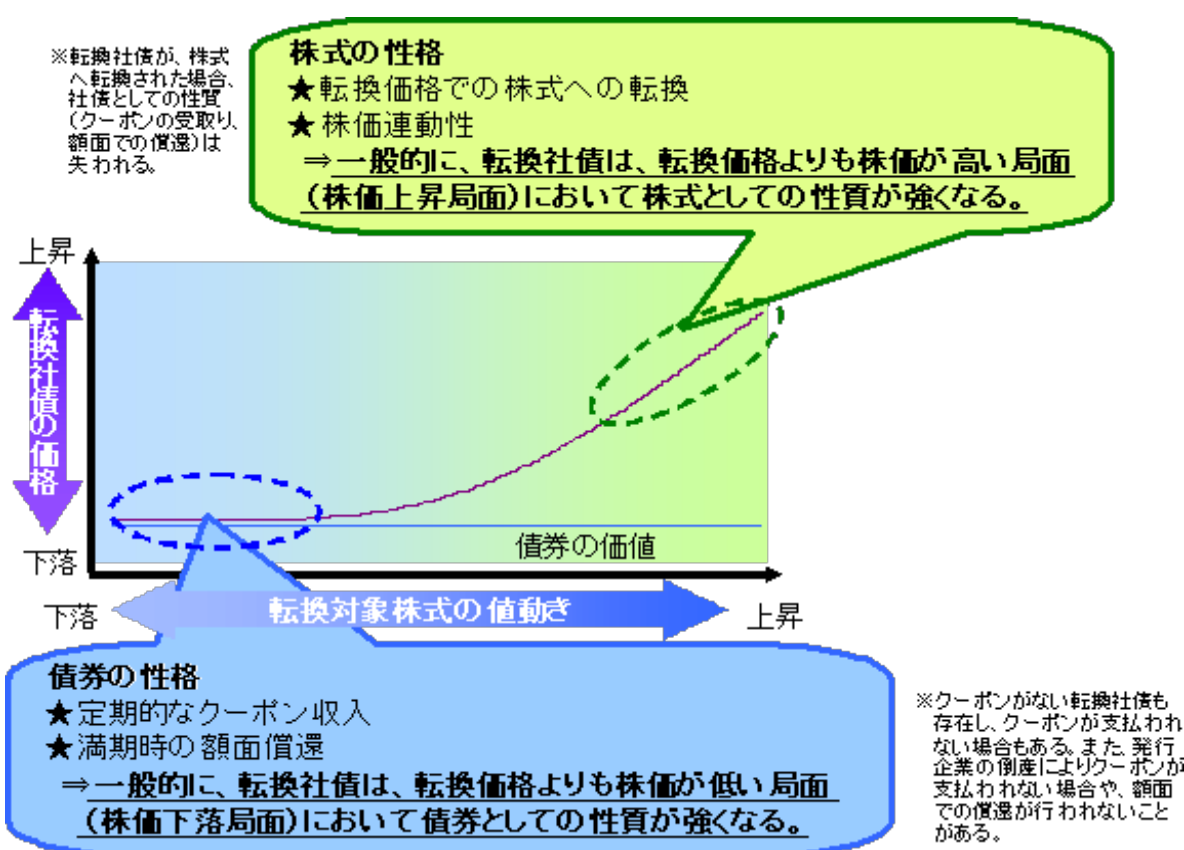
サブ・ファンドの特徴

転換社債の魅力

一般に、転換社債は、株式および債券としての、２つの性格を有し、以下の２つの特徴が期待できる。

転換社債は、株価上昇局面での株価連動性を有する。

転換社債は、株価下落局面での下値抵抗力を有する。



上記の図は、一般的な場合におけるイメージ図であり、必ずしも上記のような値動きをするとは限らない。また、将来のサブ・ファンドの投資成果を保証するものではない。

新興国の転換社債への投資

投資先ファンドは、新興国の転換社債を含む世界の転換社債に投資を行う。投資先ファンドによる新興国の転換社債への資産配分は、世界の転換社債市場の代表的な指数であるUBSグローバル・バニラ・コンバーティブル・ボンド・インデックスに占める新興国への資産配分を原則として上回ることを意図している。

・投資先ファンドの投資戦略および投資制限

投資先ファンド

コクサイ・トラスト２ -

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド ＧＣＢＥＦ ノン・ヘッジクラス

投資運用会社：ユービーエス・エイ・ジー、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント
（チューリッヒ）

受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・
カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）

保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

設定日：平成23年１月12日

会計年度末：８月31日

信託期間：無期限（ただし、早期に終了することがある。）

監査人：プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）

サブ・ファンドは、ケイマン諸島籍の特別目的会社を通じて投資を行うことにより、投資先
ファンドに対する投資エクスポージャーを獲得する。

投資目的

投資先ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債（日本国内で発行された転換社債または
円建の転換社債を除く。）に分散投資することにより、トータル・リターンを目指すことである。

投資戦略および投資制限

投資先ファンドの投資運用会社は、以下 および に記載される証券（以下「適格投資対象」
という。）に主として投資先ファンドの資産を投資および再投資する。

証券の種類

（ ） 転換社債、他社株転換社債およびワラント債

（ ） 優先証券（劣後債資本証券、優先信託証券および優先株式を含む。）（注）

（ ） エクイティ証券（注）

（ ） 不動産投資信託（以下「ＲＥＩＴ」という。）（注）

（注）エクイティ証券および／またはＲＥＩＴは、転換を通じてのみ取得することができ、実務上可能な限り
速やかに売却される。

投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの勘定で、新興国の転換社債を含む世界の
転換社債に投資を行う。投資先ファンドによる新興国の転換社債への資産配分は、世界の転換社
債市場の代表的な指数であるＵＢＳグローバル・バニラ・コンバーティブル・ボンド・インデッ
クスに占める新興国への資産配分を原則として上回ることを意図している。

証券の性質

（ ） 1933年米国証券法に基づく一般ルールおよびレギュレーションであるルール144 Aまたは
レギュレーション S に従い取得および譲渡が可能な証券を除き、私募に係る証券でないこ
と。

（ ） ユーロクリアまたはその他国際的に認められた決済機関において適格な証券であるこ
と。

（ ） 購入時において、容易に入手可能な毎日の市場価格を有しなければならず、かつ、投資
先ファンドの投資運用会社が容易に入手可能な毎日の市場価格を有し続けると合理的に予
想する証券とする。証券が容易に入手可能な毎日の市場価格を有さなくなる場合、投資先
ファンドの投資運用会社は、当該証券の処分または保有を検討する。

デリバティブの使用

投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの勘定で、ロングまたはショートにより、以下のデリバティブ（以下「適格デリバティブ」という。）に投資することができる。

- （ ）先物
- （ ）通貨先渡取引
- （ ）直物為替先渡取引
- ・先物ロング・ポジションの額面総額は、投資先ファンドの現金額以下とする。
- ・先物ショート・ポジションの額面総額は、投資先資産の評価額以下とする。
- ・クレジット・デフォルト・スワップの使用は、禁止される。

投資制限

投資先ファンドの投資運用会社は、以下の（ ）乃至（ ）の投資制限に従って、投資先ファンドの資産を投資および再投資し、かかる投資制限は、各投資対象の購入時に適用される。

- （ ）適格投資対象の保有は、投資先ファンドの純資産価額の80%以上とする。
- （ ）単一銘柄の社債の保有は、投資先ファンドの純資産価額の10%以下とする。
- （ ）CCC+ / Caa1以下の格付を付与された単一発行体の証券（政府または政府機関により発行または保証されたものを除く。）の保有は、投資先ファンドの純資産価額の2%を超えてはならない。

さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの勘定で、

- （ ）レポ取引またはリバース・レポ取引の手段により証券の売買を行ってはならない。
- （ ）投資先ファンドの投資運用会社またはその関連会社の証券に投資を行ってはならない。
- （ ）適格デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券についてもショート・ポジションを取得してはならない。
- （ ）投資先ファンドの純資産価額の10%を超える借入れを行ってはならない。
- （ ）投資先ファンドの純資産価額の15%を超えて非流動資産に投資してはならない。
- （ ）いかなる集団投資スキームにも投資してはならない。
- （ ）投資先ファンドの受益者保護に反するか、または投資先ファンドの資産の適正な運用を害する、一切の取引（当該受託会社が自らのためまたは第三者のために行う取引等）を行ってはならない。

上記（ ）乃至（ ）の投資制限は、新規の投資が行われる時点のみでなく、継続的に測定される。

信用格付にかかる方針

- ・CCC+ / Caa1以下の格付を付与された証券の保有総額は、投資先ファンドの純資産価額の30%以下とする。
- ・投資先ファンドの投資対象の平均格付は、投資先ファンドの投資期間中、B- / B3以上に維持される。

格付の変更により信用格付にかかる方針の違反があった場合、投資先ファンドの投資運用会社は、3か月以内に違反を解消するために、投資先ファンドの投資対象を運用するよう努める。

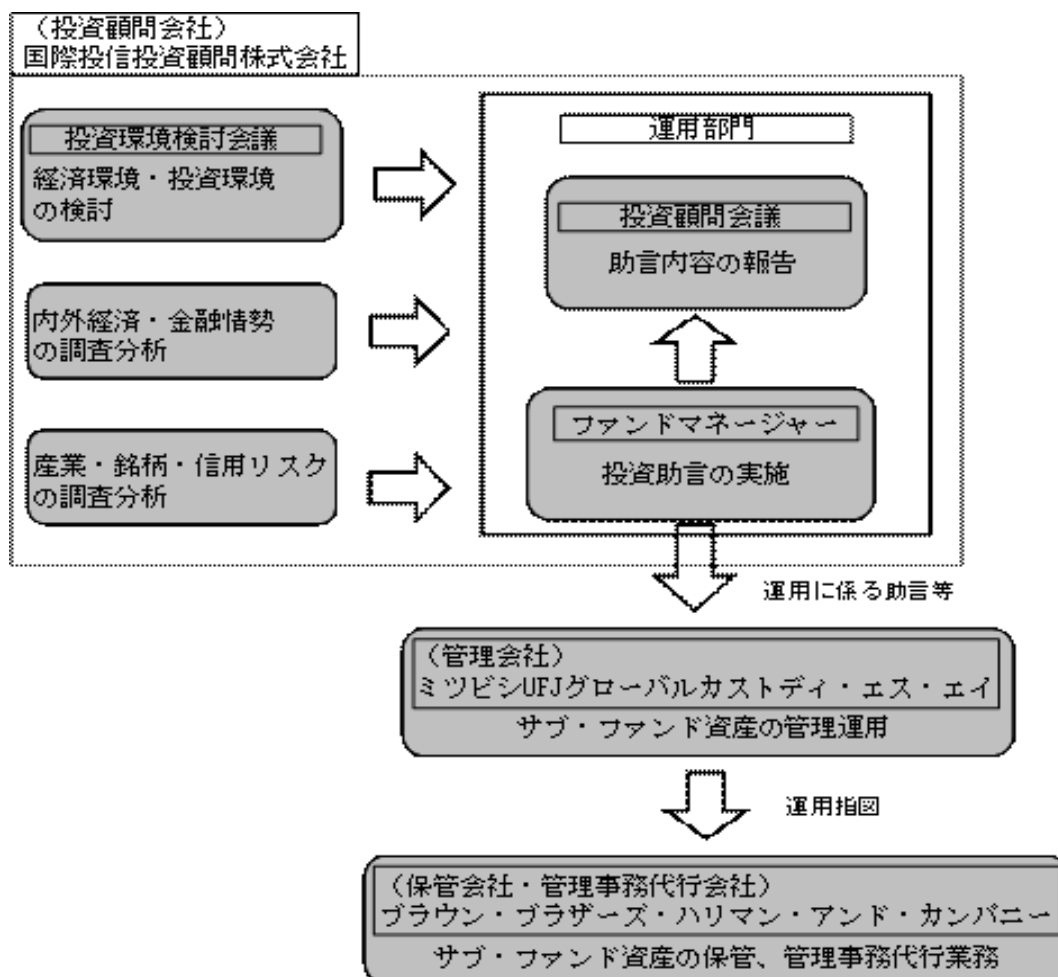
投資先ファンドの投資制限および信用格付にかかる方針の遵守の測定にあたり、投資先ファンドの投資運用会社は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズにより付与された信用格付を参照する。ある証券について異なる格付が付与されている場合、低い方の格付が適用される。格付が付与されていない銘柄に関して、投資先ファンドの投資運用会社は、自己による信用格付を参照する。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約を締結し、投資顧問会社は、管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産の保管会社・管理事務代行会社に対して運用指図を行う。



投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

（４）【分配方針】

管理会社は、その裁量により、１月と７月の１５日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、各クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して、分配の宣言時から起算して５営業日以内に行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、その保有するサブ・ファンドの受益証券の口数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から５年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金は、当該日より、管理会社が適切であると判断した方法により、サブ・ファンドのために計上される。

管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課またはその他の税金、手数料もしくはその他のあらゆる性質の賦課について、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払および金額について保証するものではない。

受益者の受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

受益証券購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

（５）【投資制限】

管理会社は、以下の投資制限をサブ・ファンドが遵守するよう確保する。

- （ ）サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- （ ）残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではない。
- （ ）サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド（サブ・ファンドを含む。）の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- （ ）サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（随時改正および改訂される。）により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- （ ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ ）管理会社またはその他第三者の利益のために受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各クラスの受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる債務証券に対する集中によって一部のポートフォリオに不適切となる可能性がある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、すべてのリスクおよび考察事項の完全なリストではなく、また下記に限定されるものでもない。

受益証券 1 口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券 1 口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

投資信託は預貯金と異なる。

為替変動リスク

<米ドルクラスおよび豪ドルクラス>

受益証券 1 口当たり純資産価格の算定は、円貨以外の通貨建により行われるため、円貨により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

<円クラス（ヘッジあり）以外のクラス>

主要投資対象とする外国の投資信託は、様々な通貨建の資産に投資を行い、通貨リスク（エクスポージャー）についてヘッジを行わない。したがって、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなる場合、受益証券 1 口当たり純資産価格は上昇することがあり、また、各クラスの前資産通貨が各通貨クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格の表示通貨に対して弱くなる場合、受益証券 1 口当たり純資産価格は下落することがある。

<円クラス（ヘッジあり）>

主要投資対象とする外国の投資信託は、様々な通貨建の資産に投資を行い、円クラス（ヘッジあり）は、通貨リスク（エクスポージャー）を円貨へヘッジし、同クラスにおいて原則として為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利がヘッジ対象通貨（原資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）の金利より低い場合、円金利とヘッジ対象通貨（原

産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）との金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

一部の通貨は、外国為替取引契約類似の直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を通じてヘッジされることがある。NDFの価格は、需給、当該通貨に関する期待およびその他の要因により、金利差に基づく理論的に予測される金額から大幅に乖離することがある。したがって、受益証券1口当たり純資産価格は、関連する為替市場の実際の価格変動に基づき予想される価格から大幅に乖離することがある。

世界の転換社債投資に関わるリスク

転換社債は、保有者に同一または異なる発行体の普通株式またはその他エクイティ証券を取得する権利を与える証券である。転換社債により、通常、保有者は、転換社債の満期または償還、転換もしくは交換までに支払われるかまたは発生する利息を受領する権利を有する。転換前に、転換社債は、転換社債以外の社債と類似する性質を有する。通常、転換社債は、企業の資本構成において普通株式に優先するため、概ね、会社の普通株式よりもリスクは低い。通常、転換社債は、優先債務に劣後するため、発行体の転換社債は、その優先債務よりも高度のリスクを伴う。転換条項により、転換社債の価格は、通常、ある程度原資産の価格変動に応じて変動するため、発行体ならびに／または一般的な市場および経済状況に関連するリスク（株価変動リスク、金利リスク等）を伴う。

信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

新興市場投資に関わるリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。新興市場への投資は、先進国に比べて一般的に画一的かつ未成熟な経済構造に対するエクスポージャーおよび先進国に比べて不安定と予想される可能性がある政治体制に対するエクスポージャーを含むその他のリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、関連する国家利益に敏感であると思われる発行体または産業への外国人による投資を制限する可能性のある一定の国策、また民間および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。新興市場にある発行体の証券の市場規模が一般的に小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格が変動することもある。

一般的なリスク

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクを伴う。サブ・ファンドが投資目的を達成するという保証はなく、当該受益者が自己の投資のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクを伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産について、投資目的または投資戦略の実行が受益者の損失という結果を招くことはないという保証はない。

最近に設立されたファンドであり、運用歴が限定的であること

サブ・ファンドは最近設立されたものであり、運用実績の記録が限定的である。

カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。

サブ・ファンドが投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

発行体リスク

証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジ、および発行体の商品または業務提供に対する需要の低下などの、発行体に直接関係する多数の理由により、下落する可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、

証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

戦略リスク（一定の取引商品）

金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、サブ・ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの強化を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当

該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定の業界に影響を与える経済的要因、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

サブ・ファンドの費用

サブ・ファンドの費用は、その他多くの私募投資信託において見られるものよりも純資産に占める割合が高いことがある。

純資産価額の計算

証券の売却が取引日直後に発生した場合でも、後記の受益証券1口当たり純資産価格の決定が証券の実際の売却価格を反映する保証はない。投資対象の売却が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとり、サブ・ファンドの純資産価額が減少することとなる。価格設定が許容範囲を超えて不透明であった場合、当該不透明性の解決についての最終権限は最終的に受託会社にある。

純資産価額は、米国において適用される、一般的に認められた会計原則に基づいて決定される。サブ・ファンドの特定の投資対象（直接または間接的を問わない。）について、それが正確な評価であると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しによって、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となる可能性がある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかしながら、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定されたものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務および規制リスク

法的、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの存続期間中に生じる可能性があり、かかる変更はサブ・ファンドに対して不利な影響を与えることがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

クラスに関する一定のリスク

為替リスクおよび為替ヘッジのリスク

円クラス（ヘッジあり）に帰属する投資対象の場合、投資顧問会社は、サブ・ファンドの通貨エクスポージャーを、円でヘッジすることを追求する。

ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方による債務不履行の可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、円の価値がヘッジ対象通貨（原資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）に比べて減少することがある。投資顧問会社は、実行可能とみなす方法で為替レートのリスクに対するヘッジ取引に従事する。投資顧問会社が、為替レートのリスクに対して十分にヘッジを行わなかった場合、当該ヘッジは、前記の通貨間の為替レートの変動に対して部分的な保護のみを提供することとなり、損失は、サブ・ファンドがかかるポジションに対して十分にヘッジした場合よりも大きくなる可能性がある。

クラス間における債務負担

ファンドは、独立の法主体ではない。ファンド内会計の目的上、別個の勘定がクラス毎に設定される。かかるクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は当該勘定に配分され、かかるクラスに明確に配分できるサブ・ファンドの債務は、当該勘定の借方に計上される。クラスの支払不能または終了の場合（すなわち、クラスの資産がクラスの債務への充当に不十分である場合）、個別のクラスに対して計上されている額だけでなく、サブ・ファンドのすべての資産が、クラスの債務に充当するために使用される。その他のクラスに帰属する債務が当該各クラスに帰属する資産を超過するまで、いずれか一のクラスに帰属する資産を分離することは不可能である。したがって、例えば、一のクラスの勘定に負債が生じ、債権者がかかる負債に関してサブ・ファンドに対する判決を取得する場合、サブ・ファンドの資産は、クラスにかかわらず、かかる判決を履行するために利用可能である。受託会社は、現在、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

サブ・ファンド内での様々なクラスの運用開始は、異なる時期に生じることがあり、したがって、特定のクラス（複数の場合もある。）の運用開始時に、特定のクラスが関連する資産のプールが取引を開始していることがある。サブ・ファンドに関する財務情報は、随時公表され、直近に公表された監査済みまたは未監査の財務情報は、要求により、投資予定者に提供される。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

クラス間における担保提供

サブ・ファンドは、単一のポートフォリオにより構成される。クラスのヘッジの影響は、当該クラスの資産が為替ヘッジの損失をカバーするために不十分である場合に当該クラスのみにも及ぼされることが意図される一方、その他のクラスに帰属する資産は、かかる不足をカバーするために使用される。それにもかかわらず、様々なクラスは、当該クラスのためにヘッジにより生じた値上がりから利益を得ることはない。

法律顧問 受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および／または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を雇用している。顧問はまた、その他のファンド当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されていない。

リスク開示の制限 リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談すべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに発展し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社は、管理事務代行会社からの情報を元に、投資制限の遵守状況のモニタリングを定期的に行っている。

投資顧問会社は、多面的にサブ・ファンドのリスク管理を行い、必要に応じてその分析結果を管理会社に助言する。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15％^{（注）}（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８％となった場合には、3.24％となる。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.03％である（保管報酬等を除く。）。ただし、最低年間報酬が適用されることがある。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成25年８月31日に終了した会計年度中の管理報酬は25,348米ドルであった。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成25年８月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は240,803米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

平成25年８月31日に終了した会計年度中の受託報酬は10,000米ドルであった。

管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、年間45,000米ドルの最低報酬を条件として、以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドルまでの部分について	年率0.05%
5億米ドル超10億米ドルまでの部分について	年率0.04%
10億米ドル超の部分について	年率0.03%

平成25年8月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬は54,957米ドルであった。

保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。かかる報酬は、米ドル建て、当該月の終了後、会計年度を基準として30暦日以内に毎月後払いされる。

平成25年8月31日に終了した会計年度中の保管報酬は63,452米ドルであった。

販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成25年8月31日に終了した会計年度中の販売報酬は316,846米ドルであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成25年8月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は31,685米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンドの設立費用は、ファンドの最初のサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの受益証券の当初申込期間の終了時から第5会計年度の終了時まで償却される。ただし、当該償却期間中に追加的にサブ・ファンドが設定された場合、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースでファンドの設立費用を負担する。

サブ・ファンドの設立に関する費用は、約290,000米ドルとして見積もられていた。サブ・ファンドの設立および終了、ならびにケイマン諸島の特別目的会社の設立および維持に関する費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、5会計年度間で償却される。

サブ・ファンドの各クラスは、すべての費用、または管理会社が負担する費用を除いて、特定のクラスまたは複数のクラス（場合による。）に帰属しないすべてのサブ・ファンドの費用の（各純資産価額ベースでの）按分金額を支払う。

平成25年8月31日に終了した会計年度にサブ・ファンドが負担した設立費用は53,918米ドルであった。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てられない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用（受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。）がサブ・ファンドの資産から支払われる。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

平成25年8月31日に終了した会計年度中のその他の運営費用は99,542米ドルであった。

コクサイ・トラスト2 - グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの報酬および費用
コクサイ・トラスト2 - グローバルC Bエマージング・プラス・ファンド（以下「グローバルC Bエマージング・プラス・ファンド」という。）の管理報酬等は、合計でグローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの純資産価額の年率0.76%（保管報酬等を除く。）である。ただし、最低年間報酬が適用されることがある。

受託報酬

受託会社は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から、10,000米ドルの1回限りの設立費用および純資産価額の年率0.01%の年間受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各取引日に計算され、毎月後払いされる。最低年間受託報酬は、10,000米ドルとする。受託会社は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの終了時に、10,000米ドルの1回限りの終了手数料を受領する権利も有する。

運用報酬

投資運用会社は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から、各四半期の各取引日における純資産価額の平均額の年率0.65%に相当する金額の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドル建て、会計年度を基準として関連する四半期の終了後60暦日以内に四半期毎に後払いされる。投資運用会社の業務提供が四半期に満たない場合、運用報酬は、投資運用会社が業務を提供した四半期について比例按分して計算され、支払われるものとする。純資産価額の決定が四半期中に停止される場合、当該四半期に関して投資運用会社に支払われる報酬は、停止が行われなかった当該四半期の各取引日における平均純資産価額として計算される。

また、受託会社は、投資運用会社がグローバルC Bエマージング・プラス・ファンドのために適切に負担したすべての費用（合理的な委託手数料、名義書換登録料、税金、印紙税およびその他財政上の負債を含む。）について、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から投資運用会社に払い戻すものとする。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、受託会社から、純資産価額に基づき、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から支払われる以下の料率による管理事務代行報酬を受領する権利を有する。

- (a) 5億米ドルまでの部分について純資産価額の年率0.09%
- (b) 5億米ドル超10億米ドルまでの部分について純資産価額の年率0.08%
- (c) 10億米ドル超の部分について純資産価額の年率0.07%

かかる報酬は、各取引日に計算され、毎月後払いされる。最低年間管理事務代行報酬は、45,000米ドルとする。

保管報酬

保管会社は、受託会社から、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から支払われる保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該保管業務が提供される市場相場に従い計算される。最低年間保管報酬は、5,000米ドルとする。

初年度中のグローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの終了

グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドが保管契約締結日の1年後の応当日以前に終了する場合、管理事務代行会社は、管理事務代行会社がグローバルC Bエマージング・プラス・ファンドに関して保管、資金会計および資金管理業務を開始しかつ維持する際に負担する経費および費用の対価として、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から100,000米ドルの報酬を受領する。

名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から、純資産価額の年率0.01%の名義書換事務代行報酬に、取引1回当たり10米ドルの取引手数料またはその他管理事務代行会社の通常の基準に従う金額を加算した金額を受領する権利を有する。

その他の手数料および費用

グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から支払われる受託会社、投資運用会社、保管会社（および保管会社の任命する副保管会社）ならびに管理事務代行会社の年間報酬の他に、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドに関する独立した会計士および弁護士の報酬等その他すべての手数料および費用は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドにより負担される。

コクサイ・トラスト2に関する設立費用の一部を含むグローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの設立に関連する経費および費用は、約50,000米ドルと予想される。設立費用は、受託会社またはその委託先である管理事務代行会社が他の方法の適用を定める場合を除き、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの当初5年の会計年度中に償却される。

グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

（Ａ）日本

平成26年2月28日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、現行の法規の下で、ファンド、サブ・ファンド、受託会社または受益者に対し、所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、資産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、ファンドまたはサブ・ファンドに関連して受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル（約64,288円）である。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル（約449,805円）である。

(C) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

（平成25年12月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	29,385,413.77	97.43
現金・その他の資産（負債控除後）		775,010.89	2.57
合計 (純資産総額)		30,160,424.66 (約3,179百万円)	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	Kokusai Trust 2 - Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund GCBEF Non-hedged Class	ケイマン諸島	投資信託	2,671,644,128.8200	0.009558	25,536,378.80	0.010999	29,385,413.77	97.43

< 参考情報 >

投資先ファンドの組入上位銘柄

（平成25年12月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1.	GILEAD SCIENCE 1.625% 05/01/16	アメリカ合衆国	社債	1.625	2016/5/1	2.42
2.	SIEMENS FINANCE 1.65% 08/16/19	オランダ	社債	1.650	2019/8/16	2.02
3.	FORTIS BNK C/V 12/19/72 /EUR/	ベルギー	社債	2.298	2049/12/31	2.01
4.	WELLS FARGO & COMPANY /PFD/CV	アメリカ合衆国	優先株式	-	-	1.96
5.	MICRON TECHNOLOGY 1.875% 08/01/31	アメリカ合衆国	社債	1.875	2031/8/1	1.88
6.	CEMEX SAB DE CV REGD 144A P/P CONVERTIBLE	メキシコ	社債	3.750	2018/3/15	1.83
7.	VEDANTA RESOURCE 5.5% 07/13/16	ジャージー、チャネル諸島	社債	5.500	2016/7/13	1.71
8.	LIBERTY INTERACTIVE LLC REGD 144A P/P CONVERTIBLE	アメリカ合衆国	社債	0.750	2043/3/30	1.57
9.	AABAR INVESTMENT 4% 05/27/16/EUR/	アラブ首長国連邦	社債	4.000	2016/5/27	1.52
10.	SG ISSUER REGD ZCP EMTN SERIES MSFT CONVERTIBLE	ルクセンブルグ	社債	0.000	2016/5/23	1.42

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成25年12月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成25年12月末日現在）。

(3) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成25年12月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	89,243,815.61	9,405,405,727	95.19	10,032
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	28,206,670.80	2,972,701,036	97.09	10,232
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	13,926,188.88	1,467,681,046	108.84	11,471
平成25年1月末日	20,426,997.91	2,152,801,310	105.51	11,120
2月末日	18,823,105.89	1,983,767,130	105.32	11,100
3月末日	17,106,018.28	1,802,803,267	106.05	11,177
4月末日	15,989,051.31	1,685,086,118	107.69	11,349
5月末日	15,749,731.15	1,659,864,166	109.12	11,500
6月末日	15,294,221.20	1,611,857,972	106.67	11,242
7月末日	14,998,824.54	1,580,726,118	109.35	11,524
8月末日	13,926,188.88	1,467,681,046	108.84	11,471
9月末日	13,572,359.31	1,430,390,948	112.12	11,816
10月末日	12,398,379.62	1,306,665,228	115.10	12,130
11月末日	11,375,477.27	1,198,861,549	116.32	12,259
12月末日	9,674,294.56	1,019,573,904	117.65	12,399

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年1月12日～平成25年12月末日）



（注）課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

< 豪ドルクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	25,151,291.15	2,345,106,387	88.44	8,246
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	8,315,935.95	775,377,868	93.31	8,700
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	3,566,926.14	332,580,193	121.44	11,323
平成25年1月末日	6,130,339.63	571,592,867	100.45	9,366
2月末日	5,783,937.26	539,294,310	102.37	9,545
3月末日	5,128,092.37	478,143,333	101.13	9,429
4月末日	4,662,655.03	434,745,955	103.15	9,618
5月末日	4,144,324.25	386,416,793	113.21	10,556
6月末日	3,828,262.82	356,947,225	115.82	10,799
7月末日	3,892,042.31	362,894,025	120.81	11,264
8月末日	3,566,926.14	332,580,193	121.44	11,323
9月末日	3,411,286.83	318,068,384	119.36	11,129
10月末日	3,304,583.69	308,119,383	120.94	11,276
11月末日	3,439,408.43	320,690,442	126.80	11,823
12月末日	2,631,949.60	245,402,981	131.09	12,223

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年1月12日～平成25年12月末日）



< 円クラス（ヘッジあり） >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	9,621,021,202	9,389
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	2,685,029,527	9,851
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	1,420,921,377	10,856
平成25年1月末日	1,976,281,089	10,460
2月末日	1,782,349,040	10,541
3月末日	1,723,038,899	10,663
4月末日	1,631,727,080	10,742
5月末日	1,572,843,801	10,925
6月末日	1,509,074,787	10,682
7月末日	1,482,345,197	10,888
8月末日	1,420,921,377	10,856
9月末日	1,381,837,429	11,114
10月末日	1,293,631,708	11,396
11月末日	1,213,951,031	11,505
12月末日	1,135,618,760	11,580

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年1月12日～平成25年12月末日）



< 円クラス（ヘッジなし） >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	6,042,065,015	8,750
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	1,900,508,585	9,120
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	996,918,122	12,820
平成25年1月末日	1,658,570,694	11,573
2月末日	1,561,857,965	11,709
3月末日	1,427,650,944	11,972
4月末日	1,398,918,786	12,589
5月末日	1,277,975,688	13,145
6月末日	1,118,248,625	12,689
7月末日	1,043,412,396	12,842
8月末日	996,918,122	12,820
9月末日	940,759,312	13,221
10月末日	894,387,233	13,577
11月末日	845,474,379	14,292
12月末日	770,943,930	14,834

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年1月12日～平成25年12月末日）



【分配の推移】

下記会計年度および平成25年12月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	0.10	11
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	0.20	21
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	0.20	21
平成25年1月	0.10	11
7月	0.10	11

<参考情報>

米ドルクラス

(単位:米ドル、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	0.10
第2会計年度(2011年9月1日～2012年8月末日)	0.20
第3会計年度(2012年9月1日～2013年8月末日)	0.20
2011年7月	0.10
2012年1月	0.10
2012年7月	0.10
2013年1月	0.10
2013年7月	0.10
設定来累計	0.50

(注) 設定来累計とは、運用開始日である平成23年1月12日から平成25年12月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

< 豪ドルクラス >

	豪ドル	円
第 1 会計年度 (平成23年 1 月12日～平成23年 8 月末日)	0.10	9
第 2 会計年度 (平成23年 9 月 1 日～平成24年 8 月末日)	0.20	19
第 3 会計年度 (平成24年 9 月 1 日～平成25年 8 月末日)	0.20	19
平成25年 1 月	0.10	9
7 月	0.10	9

< 参考情報 >

豪ドルクラス

(単位:豪ドル、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	0.10
第2会計年度(2011年9月 1 日～2012年8月末日)	0.20
第3会計年度(2012年9月 1 日～2013年8月末日)	0.20
2011年7月	0.10
2012年1月	0.10
2012年7月	0.10
2013年1月	0.10
2013年7月	0.10
設定来累計	0.50

< 円クラス (ヘッジあり) >

	円
第 1 会計年度 (平成23年 1 月12日～平成23年 8 月末日)	10
第 2 会計年度 (平成23年 9 月 1 日～平成24年 8 月末日)	20
第 3 会計年度 (平成24年 9 月 1 日～平成25年 8 月末日)	20
平成25年 1 月	10
7 月	10

< 参考情報 >

円クラス(ヘッジあり)

(単位:円、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	10
第2会計年度(2011年9月 1 日～2012年8月末日)	20
第3会計年度(2012年9月 1 日～2013年8月末日)	20
2011年7月	10
2012年1月	10
2012年7月	10
2013年1月	10
2013年7月	10
設定来累計	50

<円クラス（ヘッジなし）>

	円
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	10
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	20
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	20
平成25年1月	10
7月	10

<参考情報>

円クラス(ヘッジなし)

(単位:円、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	10
第2会計年度(2011年9月1日～2012年8月末日)	20
第3会計年度(2012年9月1日～2013年8月末日)	20
2011年7月	10
2012年1月	10
2012年7月	10
2013年1月	10
2013年7月	10
設定来累計	50

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	収益率（注）
第1会計年度 （平成23年1月12日～平成23年8月末日）	- 4.71%
第2会計年度 （平成23年9月1日～平成24年8月末日）	2.21%
第3会計年度 （平成24年9月1日～平成25年8月末日）	12.31%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

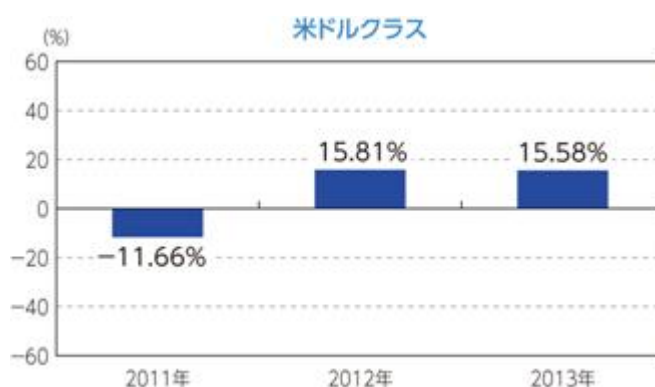
a = 当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券 100米ドル、豪ドルクラス受益証券 100豪ドル、円クラス（ヘッジあり）受益証券および円クラス（ヘッジなし）受益証券 10,000円））

以下同じ。

<参考情報>

年間収益率の推移



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（ただし、2011年の場合は当初発行価格（米ドルクラス受益証券は1口当たり100米ドル、豪ドルクラス受益証券は1口当たり100豪ドル、円クラス（ヘッジあり）受益証券および円クラス（ヘッジなし）受益証券は1口当たり10,000円））

（注2）2011年は1月12日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。

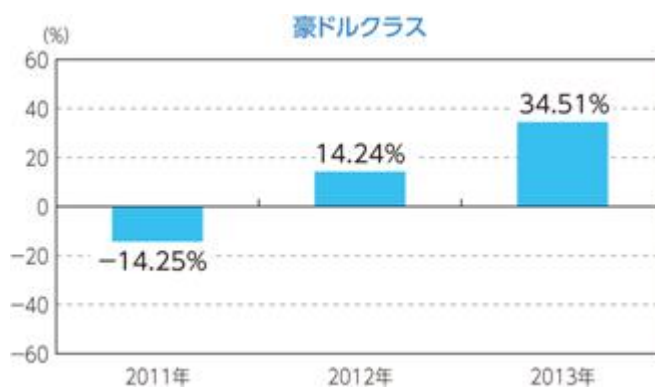
（注3）サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

< 豪ドルクラス >

	収益率
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	- 11.46%
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	5.73%
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	30.36%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

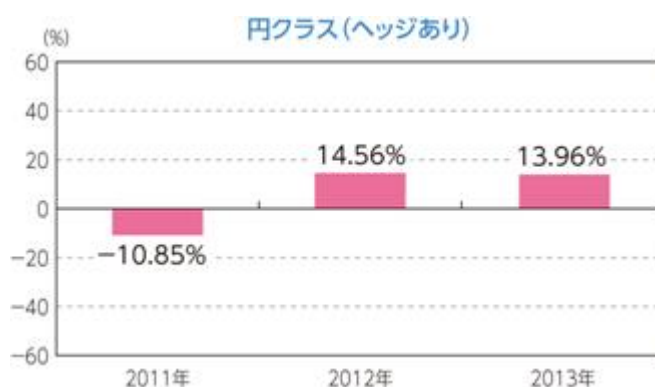


< 円クラス (ヘッジあり) >

	収益率
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	- 6.01%
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	5.13%
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	10.41%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

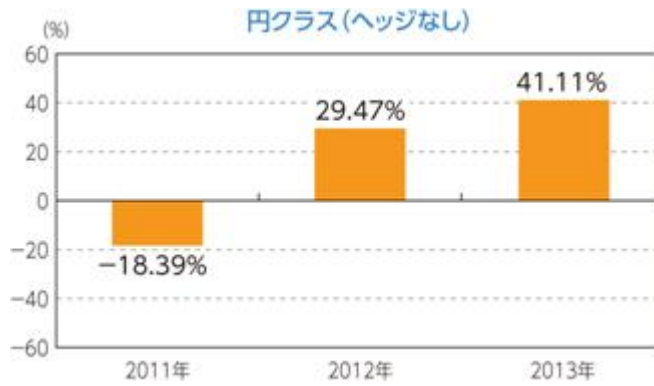


< 円クラス（ヘッジなし） >

	収益率
第 1 会計年度 (平成23年 1 月12日～平成23年 8 月末日)	- 12.40%
第 2 会計年度 (平成23年 9 月 1 日～平成24年 8 月末日)	4.46%
第 3 会計年度 (平成24年 9 月 1 日～平成25年 8 月末日)	40.79%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	1,595,060 (1,595,060)	657,549 (657,549)	937,511 (937,511)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	10,635 (10,635)	657,617 (657,617)	290,529 (290,529)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	15,410 (15,410)	177,991 (177,991)	127,948 (127,948)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。以下同じ。

(注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売及び買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<豪ドルクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	469,185 (469,185)	184,805 (184,805)	284,380 (284,380)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	3,527 (3,527)	198,781 (198,781)	89,126 (89,126)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	2,000 (2,000)	61,755 (61,755)	29,371 (29,371)

<円クラス(ヘッジあり)>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	2,084,245 (2,084,245)	1,059,535 (1,059,535)	1,024,710 (1,024,710)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	360 (360)	752,505 (752,505)	272,565 (272,565)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	0 (0)	141,674 (141,674)	130,891 (130,891)

<円クラス（ヘッジなし）>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	1,212,139 (1,212,139)	521,619 (521,619)	690,520 (690,520)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	700 (700)	482,820 (482,820)	208,400 (208,400)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	0 (0)	130,636 (130,636)	77,764 (77,764)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラスの受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

発行価格

受益証券は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格（後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算」の項を参照のこと。）に相当する発行価格で申込みが可能である。

最低申込単位

各クラスの最低当初申込単位は、1口である。最低追加申込単位は、1口である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的にまたは特定の場合について、かかる最低申込単位を変更することができる。

申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日において、関連する申込注文が受諾された当該取引日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該取引日の午後1時（ルクセンブルグ時間）（以下「指定時刻」という。）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される取引日（当該取引日を含む。）から4営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。

受益者は、マネー・ロンダリング防止法（2013年改訂）、テロ防止法（2011年改訂）、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）および管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

（販売会社が放棄しない限り）発行価格の3%（税別）を上限とする申込手数料が課される。当該申込手数料は、販売会社により留保される。

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および／もしくはEUにおいて、または米国および／もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人または法人であって、米国証券法（改正済）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記別紙B「レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。
- () 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（随時施行中の米国所得税法に定められる。）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
 - (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者。
 - (ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。
- () 自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および／または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、EU加盟国により構成されるものと定義されている。

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
 - (イ) いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者。
 - (ロ) 前暦年に183日以上EUに滞在した者。
- () 自然人以外の者であって、(イ)いずれかのEU加盟国においてもしくはいずれかのEU加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および／またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)いずれかのEU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)前記()に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源のいかににかかわらず、その所得がEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および／または販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙Ａ 定義」において定義される者をいう。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、身元および資金源を確認する証拠を提出するよう申込者に請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

受託会社（および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社）は、投資者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社）は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2013年改訂）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用ある法律に基づき例外が適用される場合、完全なデュー・ディリジェンスが要求されないことを納得することがある。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

- (a) 申込者が認可された金融機関において申込者名義で保有する口座から投資の支払を行った場合ならびに分配金および／または買戻代金が直接申込者に返済される場合
- (b) 申込者が認可された規制当局から規制を受けておりまたは認可された証券取引所に上場されており（もしくはいずれかの子会社であり）、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている場合
- (c) 申込みが、認可された規制当局から規制を受け、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている仲介業者を通じて行われ、最終投資者に関して行われた手続に関して保証されている場合

これらの例外のために、ケイマン諸島におけるものと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するとCIMAにより認められた当該法域を参照して、金融機関、規制当局、証券取引所または法域の認可がマネー・ロンダリング規則に従い決定される。

申込者の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領された資金は、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

受託会社（および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社）は、受益者に対して買戻代金を支払うことが適用ある法令への不遵守となる疑義があるかもしくは不遵守となると助言されている場合、または受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社が適用ある法令の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の居住者が、他の者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの資産に関与している旨を了知しているかもしくはその旨の疑義を抱いている、または了知もしくは疑義を抱くに足る合理的根拠を有している場合で、かつ、かかる居住者が、規制を受けているセクターの事業またはその他の取引、職務、事業もしくは雇用を行う過程で、かかる確信または疑義についての情報を知った場合、かかる者は、かかる確信または疑義を、（ ）開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合には、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）に基づくケイマン諸島金融報告庁に対し、または（ ）開示がテロまたはテロリストの資金調達および財産への関与に関連する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法（2011年改訂）に基づき巡査以上の階級の警察官に対し、報告する義務を負う。かかる報告は、機密保持義務違反またはいずれかの法令その他により課される情報開示制限の違反として取り扱われない。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の各取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、受益証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に

交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき原則として国内約定日（通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理事務代行会社により取得申込みが受け付けられた取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、原則として、取引日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各取引日に、管理事務代行会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、当該取引日の指定時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、1口以上1口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%^{（注）}（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%となった場合には、3.24%となる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中での「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益者は、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは1口単位で行われなければならない。最低買戻単位は、1口である。

買戻代金の支払は、通常、適用される取引日（当該取引日を含む。）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻代金（送金手数料控除後）の支払は、通常、関連するクラスの表示通貨により、関連する取引日後合理的に可能な限り速やかに、また原則として、関連する取引日から起算して4営業日以内に行われる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があると疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの取引日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（ ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または（ ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。）、発行済受益証券の全部または一部を関連する取引日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- （イ）ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- （ロ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- （ハ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

（2）日本における買戻し

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の指定時刻までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各クラスの表示通貨により、原則として国内約定日（通常、買戻請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

<米ドルクラスおよび豪ドルクラス>

各クラスの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点（または管理会社が定めることができるその他の時点）において小数第２位未満を四捨五入して計算される。

<円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）>

円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点（または管理会社が定めることができるその他の時点）において整数で計算され、四捨五入される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかアメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）すべての投資対象
- （ ）すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）すべての為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（管理会社または当該サブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）
- （ ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

各サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

- （ ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- （ ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- （ ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考える割引を行った上で決定される。
- （ ）証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

- () 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式の決済価格を参照して評価される。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

各サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

純資産価格の計算の停止

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／またはいずれかのクラスの受益証券の発行および／もしくは買戻しは、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- () 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- () サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- () サブ・ファンドの投資先ファンドがその買戻しおよび／またはその純資産価額の計算を停止している期間
- () 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンドの受益者の決議により、その存続期間を延長しない限り、平成33年８月31日に終了する。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年８月31日である。

（５）【その他】**ファンドの解散**

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、平成33年８月31日より前に終了することがある。

- （ ） 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合
- （ ） ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合
- （ ） 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- （ ） 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および／もしくはケイマン諸島信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (d) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (e) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (h) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合
- (i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合

(j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

(k) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および()受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によるのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、米国ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中的の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- （ ）管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- （ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝105.39円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【貸借対照表】

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

資産負債計算書

2013年８月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：38,817,948米ドル）	40,642,701	4,283,334
現金	783,722	82,596
外国通貨（原価：794米ドル）	794	84
為替予約取引に係る未実現評価益	6,323	666
未収金：		
投資有価証券売却	362,434	38,197
決済済為替予約取引	302,191	31,848
その他の資産	108,542	11,439
資産合計	42,206,707	4,448,165
負債		
為替予約取引に係る未実現評価損	81,546	8,594
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻	362,354	38,188
未払販売報酬	37,398	3,941
未払投資顧問報酬	28,422	2,995
未払専門家報酬	26,780	2,822
未払保管報酬	10,944	1,153
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	9,284	978
未払代行協会員報酬	3,740	394
未払管理報酬	2,992	315
未払受託報酬	2,362	249
未払印刷費	406	43
負債合計	566,228	59,675
純資産	41,640,479	4,388,490
純資産		
豪ドルクラス	3,174,743	334,586
円クラス（ヘッジあり）	14,449,754	1,522,860
円クラス（ヘッジなし）	10,127,338	1,067,320
米ドルクラス	13,888,644	1,463,724
	41,640,479	4,388,490

発行済受益証券口数

豪ドルクラス	29,371 口
円クラス（ヘッジあり）	130,691 口
円クラス（ヘッジなし）	77,564 口
米ドルクラス	127,603 口

	米ドル	円
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドルクラス	108.09	11,392
円クラス（ヘッジあり）	111.00	11,698
円クラス（ヘッジなし）	131.00	13,806
米ドルクラス	108.84	11,471

注記は、財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

損益計算書

2013年８月31日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
投資先ファンドからの収益分配	527,222	55,564
費用		
販売報酬	316,846	33,392
投資顧問報酬	240,803	25,378
保管報酬	63,452	6,687
専門家報酬	56,026	5,905
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	54,957	5,792
設立費用	53,918	5,682
印刷費	42,389	4,467
代行協会員報酬	31,685	3,339
管理報酬	25,348	2,671
受託報酬	10,000	1,054
登録手数料	1,127	119
費用合計	896,551	94,488
投資純損失	(369,329)	(38,924)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	812,114	85,589
投資先ファンドからの実現利益分配	3,159,230	332,951
外国通貨取引および外国為替予約取引	(5,675,461)	(598,137)
実現純損失	(1,704,117)	(179,597)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	4,730,546	498,552
外国通貨換算および為替予約取引	(164,969)	(17,386)
未実現純評価益の純変動	4,565,577	481,166
実現および未実現純利益	2,861,460	301,569
運用による純資産の増加	2,492,131	262,646

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2013年８月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の増加(減少)		
投資純損失	(369,329)	(38,924)
実現純損失	(1,704,117)	(179,597)
未実現評価益の純変動	4,565,577	481,166
運用による純資産の増加	2,492,131	262,646
受益者への分配	(105,839)	(11,154)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(55,692,056)	(5,869,386)
純資産の純減少	(53,305,764)	(5,617,894)
純資産		
期首	94,946,243	10,006,385
期末	41,640,479	4,388,490

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルC BエマージングP L U S
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
純資産変動計算書（続き）
2013年 8 月31日に終了した年度

	豪ドルクラス		円クラス（ヘッジあり）	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	2,000	口	-	口
買戻し	(61,105)	口	(141,274)	口
受益証券口数の純変動	(59,105)	口	(141,274)	口
金額				
発行	209,440	米ドル	22,073	千円
買戻し	(6,310,313)	米ドル	(16,738,938)	米ドル
			(1,764,117)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(6,100,873)	米ドル	(642,971)	千円
			(16,738,938)	米ドル
			(1,764,117)	千円
	円クラス（ヘッジなし）		米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	15,410	口
買戻し	(128,686)	口	(178,116)	口
受益証券口数の純変動	(128,686)	口	(162,706)	口
金額				
発行	-	米ドル	-	千円
買戻し	(16,113,702)	米ドル	(1,698,223)	千円
			(18,378,898)	米ドル
			(1,936,952)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(16,113,702)	米ドル	(1,698,223)	千円
			(16,738,543)	米ドル
			(1,764,075)	千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト
2013年８月31日に終了した年度

	豪ドルクラス		円クラス（ヘッジあり）*	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	96.39	10,159	126.00	13,279
投資純利益 **	(0.60)	(63)	(1.00)	(105)
投資による実現および未実現純（損）益	12.50	1,317	(14.00)	(1,475)
運用による（損）益合計	11.90	1,254	(15.00)	(1,581)
受益者への分配	(0.20)	(21)	(0.00)***	(0)
期末純資産価額	108.09	11,392	111.00	11,698
トータル・リターン	12.35 %		(11.96) %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計	1.41 %		1.41 %	
投資純損失	(0.58) %		(0.59) %	

	円クラス（ヘッジなし）*		米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	116.00	12,225	97.08	10,231
投資純利益 **	(1.00)	(105)	(0.59)	(62)
投資による実現および未実現純（損）益	16.00	1,686	12.55	1,323
運用による（損）益合計	15.00	1,581	11.96	1,260
受益者への分配	(0.00)***	(0)	(0.20)	(21)
期末純資産価額	131.00	13,806	108.84	11,471
トータル・リターン	12.30 %		12.32 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計	1.41 %		1.43 %	
投資純損失	(0.59) %		(0.57) %	

* 注記２の記載のとおり、円クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、整数で四捨五入して計算される。

** 当年度の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

*** 受益証券１口当たり受益者分配金は、１.00米ドル未満であった。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2013年８月31日に終了した年度

１．組織

グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年８月３日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）および三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年８月３日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の４クラスの受益証券の募集を行った。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債に主として投資を行うコクサイ・トラスト２のサブ・ファンドであるグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドのＧＣＢＥＦノン・ヘッジクラス（以下「投資先ファンド」という。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。サブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、世界の転換社債に主として投資を行うことによりトータル・リターンを目指す、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(Ａ) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、(１) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(２) ロ

ンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）により、各営業日の営業終了時点において整数で、四捨五入して計算される。円クラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第２位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2013年８月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドに対する投資は、各営業日の投資先ファンドの最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（先渡しを含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル１およびレベル２のインプットの更新は、観察可能なインプットを反映するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映されている。

以下は、サブ・ファンドの資産を評価するために2013年８月31日現在に使用されたインプットによる公正価値評価の概要である*。

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル１)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル２)	重要な観察不能 なインプット (レベル３)	2013年８月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
コクサイ・トラスト２のサブ・ファンドである グローバルＣＢエマージング・プラス・ファン ドのＧＣＢＥＦノン・ヘッジクラス	-	40,642,701	-	40,642,701
投資先ファンドへの投資合計	-	40,642,701	-	40,642,701
金融デリバティブ商品**				
資産				
為替予約取引に係る未実現評価益	-	6,323	-	6,323
負債				
為替予約取引に係る未実現評価損	-	(81,546)	-	(81,546)
合計	-	(75,223)	-	(75,223)

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 金融デリバティブ商品には、為替予約取引に係る未実現評価益／（評価損）が含まれている。

サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。2013年８月31日に終了した年度において、レベル１、２および３の間で移動はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 配分方針

管理会社は、その裁量により、1月15日および7月15日に、各クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2013年8月31日に終了した年度において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額 (米ドル)
豪ドルクラス	(9,586)
円クラス（ヘッジあり）	(36,767)
円クラス（ヘッジなし）	(25,811)
米ドルクラス	(33,675)
合計	(105,839)

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替取引を締結することができる。為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。為替レートの変動に伴い、為替予約取引の公正価値は変動する。為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は為替予約取引のみで構成されていた。

2013年8月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)
デリバティブ資産	
為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 6,323
デリバティブ負債	
為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (81,546)

2013年8月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)	
為替予約取引に係る純実現損失	\$ (5,830,709)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動	
為替予約取引に係る純未実現評価損	\$ (165,850)

2013年8月31日に終了した年度における未決済の為替予約取引の平均想定元本は、およそ以下の通りであった。

ファンド・レベル	\$ 421,676
円クラス（ヘッジあり）	\$ 21,837,489

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）マスター契約（以下「マスター契約」という。）の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、サブ・ファンドのポートフォリオにおいて識別されている。サブ・ファンドが設定した担保は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において識別することができる。2013年8月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が

特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースも、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの取引相手方による一または複数の決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2013年８月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2013年８月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド（以下「グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド」という。）は、2011年１月７日に設定されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで設立されたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるコクサイ・トラスト２（以下「コクサイ・トラスト２」という。）のサブ・ファンドである。コクサイ・トラスト２は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、2011年１月12日付で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されており、ケイマン諸島政府による非課税証明書を得ている。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、現在、米ドル建で発行される受益証券ークラスを有している。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債に投資することにより、トータル・リターンを目指すことである。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、ユービーエス・エイ・ジー、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下の通りである。当該方針は、別段の記載のない限り、表示されているすべての期間に継続して適用されている。本財務書類は国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に準拠して作成されている。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む。）の再評価によって修正された、取得原価主義に基づいて作成されている。ＩＦＲＳに従った財務書類の作成には、一定の重要な会計見積りの使用が要求され、また、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの会計方針適用のプロセスにおいて受託会社および投資運用会社の判断が要求される。ＩＦＲＳに従った財務書類の表示は、財務書類日付における資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。見積りおよび仮定は、過去の経験およびかかる状況下で合理的であると考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいている。

公表されているが2013年8月31日に終了した会計年度には効力が発生しておらず、早期適用もされなかった新規基準、改訂および解釈指針

2015年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するIFRS第9号「金融商品」は、事業体が金融資産および負債（一定のハイブリッド契約を含む。）をどの様に分類および測定するかについて規定している。当該基準は、IAS第39号の要件と比較して、金融資産の分類および測定の手法を改善し、単純化した。IAS第39号の金融資産の分類および測定に関連する要件の大半は変更されずに持ち越された。当該基準は、IAS第39号で定められている、それぞれが独自の分類基準を持つ膨大な金融資産の区分に替わり、金融資産の分類について一貫性のある手法を適用するものである。当該基準は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの財政状態または財務成績に著しい影響を及ぼすとは考えられていない。なぜなら、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、金融資産および金融負債（ロングおよびショート両方。）を損益を通じて公正価値で測定されるものに引き続き分類することを予定しているからである。

2013年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するIFRS第10号「連結財務書類」は、既存の基準をもとに、事業体が親会社の連結財務書類に含められるべきか否かの判断基準において支配の概念を特定するものである。当該基準は、支配の査定が困難である場合に、その判断を助けるための追加的な指針を提供する。新規基準は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの財政状態および財務成績に影響を及ぼすとは考えられていない。

2013年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するIFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」は、共同契約、関連会社、特別目的事業体およびその他のオフ・バランスシート事業体を含む他の事業体に対する持分のあらゆる形態に関する開示要件を含んでいる。新規基準は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの財政状態および財務成績に影響を及ぼすとは考えられていない。

2013年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するIFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値に詳細な定義を提供すること、またIFRSを利用するうえで公正価値測定および開示要件の根拠を提供することによって、一貫性を向上するとともに複雑性を軽減する。当該要件は、公正価値会計の利用範囲を拡大するものではなく、IFRSの範囲内のその他の基準によりその利用がすでに要求されまたは許容されている場合における適用方法に関する指針を提供するものである。公正価値で測定される資産または負債に関して、買呼値（bid price）と売呼値（ask price）が存在する場合には、当該基準は、公正価値を最も表象している買呼値と売呼値の差額（bid ask spread）の範囲内の価格に基づく評価を行うことを要求しており、また、仲値による市場価格設定または買呼値と売呼値の差額の範囲内における公正価値に関して実務的に適切な方法として市場参加者が利用しているその他の価格決定慣行の利用を認めている。当該新規基準は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの財政状態または財務成績に影響を及ぼすとは考えられていない。

2012年10月に、IASBはIFRS第10号「連結財務諸表」の改訂、IFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」の改訂およびIAS第27号「個別財務諸表」の改訂を公表し、これによって、すべての子会社は連結されるというIFRS第10号の原則に例外が導入された。当該改訂は、投資事業体を定義し、親会社である投資事業体はIFRS第9号「金融商品」（または、IFRS第9号がまだ採用されていない場合には、IAS第39号「金融商品：認識および測定」）に準拠して、特定の子会社を連結する代わりに、当該子会社に対する投資を損益を通じて公正価値で測定することが要求される。結果的に、IASBは、個別財務諸表においても同様に投資事業体の子会社に対する投資を損益を通じて公正価値で測定することを要求するためにIAS第27号を改訂することを決定した。IASBはまた、投資事業体の個別財務諸表の開示要件にも相応の改訂を行い、投資事業体が個別財務諸表のみを作成している場合には、IFRS第12号において別途の開示要件がない限り、投資事業体の子会社の持分を開示

することが適切であると明記された。事業体は、当該改訂を2014年1月1日以降に開始する会計年度に適用することが要求される。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、現在当該指針が財務書類に及ぼす影響について査定している。

2012年12月に、ＩＡＳＢは、ＩＡＳ第32号の「金融資産および金融負債の相殺」に関して、「現時点において相殺権に法的強制力がある」という用語の明確化、および純額決済と同等とみなされる資産と負債の総額決済システムの明確化を含む改訂を公表した。当該改訂は、2014年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生する。また、2011年12月に、ＩＡＳＢは、ＩＦＲＳ第7号「開示 - 金融資産および金融負債の相殺」の改訂を公表し、事業体が認識した金融資産および金融負債に関する相殺権を含むネットिंग契約が財政状態計算書に及ぼす影響または潜在的な影響について、事業体の財務諸表利用者が査定できる情報を含むよう開示要件を改訂した。当該改訂は、2013年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生する。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、現在当該指針が財務書類に及ぼす影響について査定している。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドに重要な影響を及ぼすと考えられるその他のまだ効力の発生していない基準、解釈指針または既存の基準の改訂はない。

3.2. (A) 現金および現金等価物

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、当初満期期間が3か月以下のすべての現金、外貨および短期預金を現金および現金等価物とみなす。

2013年8月31日現在、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、以下の現金および現金等価物を残高として保有していた。

		2013年 (米ドル)
現金	\$	1,337,729
外貨		1,693,234
	\$	<u>3,030,963</u>

3.2. (B) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

・分類

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、保有する債券および関連するデリバティブを、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類する。当該金融資産は、売買目的で保有される金融資産または設定時に損益を通じて公正価値で測定するよう受託会社によって指定されたものに分類される。

売買目的で保有される金融資産または金融負債は、主に短期間で売却または買い戻す目的で、または一括運用されている識別可能な金融商品のポートフォリオの一部として、取得または発生し、直近の実際の行動パターンから短期間の利鞘とりであることが証拠付けられるものである。デリバティブも同様に売買目的で保有される金融資産および負債に分類される。

・認識 / 認識の中止

通常の投資対象の売買は、取引日（すなわち、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドによる投資対象の売買契約締結日）付で認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した、またはグローバルCBエマージング・プラス・ファンドが所有に伴うリスクおよび便益を実質的にすべて譲渡した時点で認識中止になる。

・測定

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、当初認識され、以後、公正価値で測定される。取引費用は、発生に応じて、包括利益計算書に費用計上される。当初認識後、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の分類の公正価値の変動から生じた損益は、発生した期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの受取利息は、実効利率法に基づいて、包括利益計算書の受取利息において認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当収益は、かかる配当を受領するグローバルCBエマージング・プラス・ファンドの権利が確定した時点で、包括損益計算書に配当収益として認識される。

・公正価値の見積り

活発な市場における金融商品（例えば、上場されたデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場価格に基づいている。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが保有する金融商品に使用される市場価格は、直近の買呼値である。取引終了後に公正価値が著しく変動した場合、市場相場が容易に入手できない投資対象またはその他の資産は、投資運用会社からの助言とともに、受託会社によって採用された手続に従って誠実に決定された公正価値で評価される。結果として発生する未実現損益は、包括損益計算書の収益の部に反映される。

3.2. (C) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺することについて法的に強制可能な権利があり、かつ相殺決済を行うまたは資産の売却と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、相殺され、正味金額で財政状態計算書に計上される。

3.2. (D) 有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金

有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金は、それぞれ、財政状態計算書日現在、契約済みであるが未決済または受渡し完了していない売買取引を表象している。これらの金額は、当初認識され、以後、公正価値から有価証券の売却に係る未収金の減損引当金を控除して測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが、有価証券の売却に係る未収金のすべてを回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合には、減損引当金が設定される。ブローカーの

深刻な財政難、ブローカーが破綻するかまたは金融再編成される可能性、および債務不履行は、有価証券の売却に係る未収金が減損していることの指標であると考えられる。

3.2. (E) 外貨取引

・機能通貨および表示通貨

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドのパフォーマンスは、米ドルで測定され、投資家に報告される。受託会社は、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表象する通貨を米ドルであると判断する。本財務書類は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。

・取引および残高

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。当該取引の決済ならびに外貨建貨幣性資産および負債の期末換算レートによる換算によって生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定される持分証券等の非貨幣性金融資産および負債に係る為替差額は、包括利益計算書において、公正価値純損益で認識される。

3.2. (F) 分配方針

分配は、正味実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額に等しい金額について月次ベースで概念上行われる。受益者は、概念上の分配宣言は、物理的に受益者に支払われることはないが、代わりに、分配再投資日に該当する受益証券の追加発行に充当されることに留意しなければならない。

概念上の分配は、当該基準日（以下、それぞれ「分配日」という。）（同日を含む。）から５営業日以内に行われる。

分配金額の計算に関する誤差の処理は、純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格の計算における誤差とはみなされず、必要に応じて、次の分配金が計算および処理される際に修正される。

2013年８月31日に終了した年度に配当宣言され、再投資されたものは、以下の通りである。

2013年８月31日

受益者への配当	投資純利益から (米ドル)	実現および未実現 純利益から (米ドル)	合計配当 (米ドル)	合計配当率
G C B E F ノン・ヘッジクラス	\$ (1,834,342)	\$ (12,122,763)	\$ (13,957,105)	(0.000699716)

3.2. (G) 受益証券の買戻し

買戻可能参加受益証券は、受益者の選択に応じて買い戻すことができ、ＩＡＳ第32号（改訂）に基づいて、資本に分類される。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、ＩＡＳ第32号（改訂）「金融商品：表示」に準拠して、プット可能な金融商品を負債に分類する。改訂は、金融負債の定義を満たすプット可能な金融商品が、一定の厳格な基準に合致した場合には、資本に分類することを要求している。これらの基準には、以下が含まれる。

- ・プット可能な金融商品は、その保有者に、純資産の持分割合にあたる権利を与えなければならない。
- ・プット可能な金融商品は、もっとも劣後するクラスでなければならず、クラスの特性は同一でなければならない。

- ・現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務が存在してはならない。ただし、発行体による買戻義務を除く。
- ・ブット可能な金融商品から、その全期間にわたって予測されるキャッシュ・フロー総額は、実質的に、発行体の損益に基づいていなければならない。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの買戻可能受益証券は、これらの条件に合致しているため、資本に分類されている。

受益証券は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの純資産価額に対する持分の比例割合に等しい現金でグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドに対していつでも買い戻すことができる。

買戻可能受益証券は、受益者の選択に応じて発行および買い戻され、その価格は、発行および買い戻を行う時点におけるグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に基づいている。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券の保有者に帰属する資本を発行済買戻可能受益証券の総口数で除して算出される。

3.2. (H) 受取利息および関連する未収金

受取利息は、実効利率法を用いて時間に比例して認識され、現金および現金等価物ならびに損益を通じて公正価値で測定される債務証券に係る受取利息が含まれる。

3.2. (I) 配当収入および関連する未収金

配当収益は、支払を受ける権利が確定した時点で認識される。関連する未収金は、当初は公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

3.2. (J) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債を取得するために発生した費用である。当該費用には、代理店、顧問会社、ブローカーおよびディーラーに支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用が発生した場合には、直ちに、費用として損益に認識される。2013年８月31日に終了した年度において、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドには、取引費用が発生していない。

3.2. (K) 課税

コクサイ・トラスト２は、ケイマン諸島総督から、すべての現地所得、利益およびキャピタル・ゲインに課せられる税金を2051年３月５日まで適用されないものとする旨の誓約書を受領している。現在のところ、当該税金は、ケイマン諸島において課せられていない。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、現在、一定の国により、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課せられている。当該収益または利益は、源泉徴収税引前の金額で包括利益計算書に計上されている。当該税金は、包括利益計算書において、個別の勘定科目で表示される。

2013年８月31日に終了した年度における源泉徴収税の内訳は以下の通りであった。

		2013年 (米ドル)
利息税	\$	51,817
配当税		85,092

グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島以外の国籍の有価証券に投資する。これらの諸外国の多くは、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドを含む非居住者に対してキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることについて言及された税法が制定されている。当該キャピタル・ゲイン税は、自己査定により判断することが要求され、従って、当該税金は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドのブローカーによって、「源泉徴収」ベースで控除されないことがある。

I A S 第12号「法人所得税」に準拠して、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの外国を発生源とするキャピタル・ゲインに対し、当該国の税法による税務負債が課せられる可能性が高い場合には、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドは、税務負債を認識しなければならない。ただし、当該課税当局は、すべての事実および状況について十分理解していることを前提とする。次に、税務負債は、適用されているまたは報告期間末日まで実質的に適用される税法および税率を用いて、当該課税当局に支払が見込まれる金額で測定される。グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの海外投資に、制定されている税法を適用する方法については、不確実性が存在することがある。これにより、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドによって最終的に税務負債が支払われるか否かについても不確実となる。したがって、経営陣は、不確実な税務負債を測定する場合、その時点で入手可能な、かかる支払の可能性に影響を与えるであろう、当該課税当局の公式または非公式の慣習を含む、すべての関連事実および状況を考慮する。

2013年8月31日現在、受託会社は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドが財務書類において、未認識の税務ベネフィットとして計上すべき負債を保有していないと判断した。これは受託会社の最善の見積りであるものの、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドが得たキャピタル・ゲインに対して、外国課税当局が税金を徴収するリスクは依然として残っている。これは、事前の警告なく実施される可能性があり、恐らく遡及して適用され、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドに著しい損失をもたらす可能性がある。

3.2. (L) 費用

グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの費用の純資産価額に対する割合は、多くのその他の私募投資信託に比べて高いことがある。UBSエイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドの資産から、各四半期の各取引日における純資産価額の平均額の年率0.65%に相当する金額の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドル建て、会計年度を基準として関連する四半期の終了後60暦日以内に四半期毎に後払いされる。

3.3. 投資先ファンドの財務書類

以下、投資先ファンドの2013年8月31日現在の財政状態計算書である。

（米ドル表示）

資産

流動資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産	155,492,801
----------------------	-------------

現金および現金同等物	3,030,963
------------	-----------

未収金：

有価証券売却	4,553,378
--------	-----------

利息	1,112,556
配当	37,406
発行済み受益証券	553,476
その他の資産	44,639
資産合計	164,825,219
負債	
流動負債	
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	119,505
未払金：	
買戻受益証券	6,291,834
投資顧問報酬	502,672
専門家報酬	56,489
会計報酬および管理事務代行報酬	30,869
保管報酬	12,084
名義書換事務代行報酬	7,063
受託報酬	3,069
負債合計	7,023,585

資本

受益資本	214,077,788
利益剰余金	(56,276,154)
資本合計	157,801,634

以下は、投資先ファンドの2013年8月31日に終了した年度の包括利益計算書である。

（米ドル表示）

収益

利息収入	3,211,161
配当収入	371,809
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに外国為替取引に係る実現純利益（損失）	12,031,858
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに為替換算に係る未実現評価益の純変動	19,339,317
利益合計	34,954,145

費用

投資顧問報酬	1,461,545
会計報酬および管理事務代行報酬	190,659
保管報酬	70,475
専門家報酬	59,478
名義書換事務代行報酬	50,304
設定費用	17,159
受託報酬	16,596
登録費用	607
費用合計	1,866,823
投資利益	33,087,322
源泉税	(136,909)
包括利益合計	32,950,413

以下は、投資先ファンドの2013年8月31日に終了した年度の持分変動計算書である。

（米ドル表示）

2012年8月31日	375,597,526	(75,269,462)	300,328,064
受益証券の発行	56,775,630	-	56,775,630
受益証券の買戻し	(232,252,473)	-	(232,252,473)
分配	-	(13,957,105)	(13,957,105)
分配再投資	13,957,105	-	13,957,105
包括利益合計	-	32,950,413	32,950,413
2013年8月31日	214,077,788	(56,276,154)	157,801,634

4. 受益証券

2013年8月31日現在、サブ・ファンドによって発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 当初受益証券の発行

受益証券の当初発行価格は、米ドルクラスにつき、1口当たり100米ドル、豪ドルクラスにつき、1口当たり100豪ドル、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）につき、1口当たり10,000円である。各クラスの最低当初申込単位は、1口である。最低追加申込単位は、1口である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的にまたは特定の場合について、かかる最低申込単位を変更することができる。

当初発行価格の3%（税別）を上限とする申込手数料が課され、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。2013年8月31日に終了した年度において、日本における販売会社は、受益証券の当初発行に係るすべての申込手数料の受領を放棄した。

(B) 当初発行後の受益証券の発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該取引日の指定時刻までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される取引日（当該取引日を含む。）から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、マネー・ロンダリング防止法（2010年改訂）、テロ防止法（2009年改訂）、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(C) 買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、サブ・ファンドに対して、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すよう請求することができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された取引日現在の当該クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは 1 口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日（同日を含む）から 4 営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより債務証券への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの網羅的なリストとされるものではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 為替リスク

米ドルクラスおよび豪ドルクラス

受益証券 1 口当たり純資産価格の算定は、米ドルにより行われるため、外国為替相場の変動によっては換金時の米ドル以外の通貨受取金額が投資額を下回る場合がある。

円クラス（ヘッジあり）以外のクラス

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、各クラスは、通貨リスク（エクスポージャー）についてヘッジを行わない。したがって、各クラスの原資産通

貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することがあり、また、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して弱くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は下落することがある。

円クラス（ヘッジあり）

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、円クラス（ヘッジあり）は、通貨リスク（エクスポージャー）を円貨へヘッジし、同クラスにおいて原則として為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利がヘッジ対象通貨（前資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）の金利より低い場合、円金利とヘッジ対象通貨（前資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）との金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

一部の通貨は、為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を通じてヘッジされることがある。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(B) 世界の転換社債投資に関わるリスク

転換社債は、保有者に同一または異なる発行体の普通株式またはその他エクイティ証券を取得する権利を与える証券である。転換社債により、通常、保有者は、転換社債の満期または償還、転換もしくは交換までに支払われるかまたは発生する利息を受領する権利を有する。転換前の段階では、転換社債は、転換社債以外の社債と類似する性質を有する。通常、転換社債は、企業の資本構成において普通株式に優先するため、概ね、会社の普通株式よりもリスクは低い。通常、転換社債は、優先債務に劣後するため、発行体の転換社債は、その優先債務よりも高度のリスクを伴う。転換条項により、転換社債の価格は、通常、ある程度前資産の価格変動に応じて変動するため、発行体ならびに／または一般的な市場および経済状況に関連するリスク（株価変動リスク、金利リスク等）を伴う。

(C) 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(D) 流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(E) 新興市場投資に関わるリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。新興市場への投資は、先進国に比べて一般的に画一的かつ未成熟な経済構造に対するエクスポージャーおよび先進国に比べて不安定と予想される可能性がある政治体制に対するエクスポージャーを含むその他のリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、関連する国家利益に敏感であると思われる発行体または産業への外国人による投資を制限する可能性のある一定の国策、また民間および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。新興市場にある発行体の証券の市場規模が一般的に小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格が変動することもある。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとは大幅に異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(J) 企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定の業界に影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(K) デリバティブ

デリバティブ為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、リターン強化のために為替予約取引を利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも広範囲に上述のリスクにさらされることがある。

6．保証および補償

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、その他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

７．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2013年8月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかると法令に基づき、2011年（運用開始日）から運用が継続されている期間までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2011年（運用開始日）から2013年8月31日までである。

８．報酬および費用および関連当事者取引

（Ａ）管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2013年8月31日に終了した年度中に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2013年8月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

（Ｂ）保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する権利を有する。保管会社は、英文目論見書における記載の通り、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、年間5,000米ド

ル最低報酬を受領する。2013年8月31日に終了した年度中に、保管会社が稼得した報酬および2013年8月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2013年8月31日に終了した年度中に、受託会社が稼得した報酬および2013年8月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、毎日発生し、会計年度にわたり四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドルで支払われる。2013年8月31日に終了した年度中に、投資顧問会社が稼得した報酬および2013年8月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年8月31日に終了した年度中に、代行協会員が稼得した報酬および2013年8月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年8月31日に終了した年度中に、日本における販売会社が稼得した報酬および2013年8月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2013年8月31日に終了した年度中に、管理会社はが稼得した報酬および2013年8月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

(I) デリバティブ取引相手方

サブ・ファンドは、管理事務代行会社および保管会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で為替予約取引を締結することができる。2013年8月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で未決済であるすべての為替予約取引は、投資有価証券明細表に開示されている。

９．最近公表された会計基準

2011年12月に、ＦＡＳＢは、ＡＳＵ2011 - 11「資産および負債の相殺に関する開示」を公表し、相殺契約が事業体の財政状態に与える影響または潜在的な影響（一定の金融商品およびデリバティブ商品に関連する相殺の権利の影響または潜在的な影響を含む。）について、利用者が評価することを可能にする開示の拡充が要求されることになった。当該改訂は、2013年１月１日以降に開始する会計年度に適用される。現在、サブ・ファンドは、当該指針が財務書類に与える影響について査定している。

10．後発事象

経営陣は、2013年12月20日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2013年９月１日から2013年12月20日までに実施された受益証券発行金額は、79.520米ドルであり、受益証券買戻金額は、12,619,056米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

（３）【投資有価証券明細表等】

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2013年８月31日現在

（通貨：米ドル）

投資先ファンドへの投資 - 97.6%	受益証券口数	純資産比率(%)	評価額(米ドル)
グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド（コクサイ・トラスト２のサブ・ファンド） - G C B E F ノン・ヘッジクラス	3,954,724,270	97.6%	\$40,642,701
投資先ファンドへの投資合計（個別原価　\$ 38,817,948）		97.6%	40,642,701
負債を上回る現金およびその他の資産		2.4%	997,778
純資産		100.0%	\$41,640,479

2013年８月31日現在、サブ・ファンドは、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの純資産の25.76%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の５%を超過していない。

ファンド・レベルの為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益 / (損) (米ドル)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	152	09/03/2013	USD	136	(1)
AUD	Citibank N.A.	29,970	09/03/2013	USD	26,796	(121)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	7,900	09/03/2013	USD	81	0
JPY	Citibank N.A.	1,269,000	09/03/2013	USD	12,987	(63)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,600	09/04/2013	USD	37	0
JPY	Citibank N.A.	1,083,800	09/04/2013	USD	11,014	24
JPY	Citibank N.A.	2,571,600	09/05/2013	USD	26,202	(11)
JPY	Citibank N.A.	2,174,800	09/05/2013	USD	22,159	(9)
						\$(181)

円クラス(ヘッジあり)の為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現純評価益 / (損) (米ドル)
JPY	Citibank N.A.	1,074,561,425	09/30/2013	USD	11,026,954	(81,341)
JPY	Citibank N.A.	357,952,481	09/30/2013	EUR	2,753,773	6,299
						\$(75,042)
為替予約取引に係る未実現評価益						\$6,323
為替予約取引に係る未実現評価損						(81,546)
						\$(75,223)

通貨略称

AUD	豪ドル
EUR	ユーロ
JPY	日本円
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

August 31, 2013

(Expressed in United States Dollars)

ASSETS

Investment in Underlying Sub-Trust (cost \$38,817,948)	\$	40,642,701
Cash		783,722
Foreign currency (cost \$794)		794
Unrealized appreciation on forward currency contracts		6,323
Receivables for:		
Investments sold		362,434
Settled forward currency contracts		302,191
Other assets		108,542
Total assets		<u>42,206,707</u>

LIABILITIES

Unrealized depreciation on forward currency contracts		81,546
Payables for:		
Sub-Trust units redeemed		362,354
Accrued distributor's fees		37,398
Accrued investment advisor's fees		28,422
Accrued professional fees		26,780
Accrued custodian's fees		10,944
Accrued administrator's and transfer agent's fees		9,284
Accrued agent company's fees		3,740
Accrued manager's fees		2,992
Accrued trustee's fees		2,362
Accrued printing fees		406
Total liabilities		<u>566,228</u>
Net assets	\$	<u>41,640,479</u>

Net assets

AUD Class	\$	3,174,743
JPY Class (hedged)	\$	14,449,754
JPY Class (non-hedged)	\$	10,127,338
USD Class	\$	13,888,644
	\$	<u>41,640,479</u>

Units outstanding

AUD Class	29,371
JPY Class (hedged)	130,691
JPY Class (non-hedged)	77,564
USD Class	127,603

Net asset value per unit

AUD Class	\$	108.09
JPY Class (hedged)	\$	111.00
JPY Class (non-hedged)	\$	131.00
USD Class	\$	108.84

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the Year Ended August 31, 2013

(Expressed in United States Dollars)

Investment Income	
Income distributions from the Underlying Sub-Trust	\$ 527,222
Expenses	
Distributor's fees	316,846
Investment advisor's fees	240,803
Custodian's fees	63,452
Professional fees	56,026
Administrator's and transfer agent's fees	54,957
Organizational expense	53,918
Printing fees	42,389
Agent company's fees	31,685
Manager's fees	25,348
Trustee's fees	10,000
Registration fees	1,127
Total expenses	896,551
Net investment loss	(369,329)
REALIZED AND UNREALIZED GAINS (LOSSES):	
Net realized gains (losses) on:	
Sales of Underlying Sub-Trust	812,114
Realized gains distributions from the Underlying Sub-Trust	3,159,230
Foreign currency transactions and forward currency contracts	(5,675,461)
Net realized losses	(1,704,117)
Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:	
Investment in the Underlying Sub-Trust	4,730,546
Foreign currency translations and forward currency contracts	(164,969)
Net change in unrealized appreciation	4,565,577
Net realized and unrealized gains	2,861,460
Increase in net assets from operations	\$ 2,492,131

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the Year Ended August 31, 2013

(Expressed in United States Dollars)

Increase (decrease) in Net Assets from Operations	
Net investment loss	\$ (369,329)
Net realized loss	(1,704,117)
Net change in unrealized appreciation	4,565,577
Increase in net assets resulting from operations	<u>2,492,131</u>
Distributions to unitholders	(105,839)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions	(55,692,056)
Net decrease in net assets	<u>(53,305,764)</u>
Net Assets	
Beginning of year	94,946,243
End of year	<u>\$ 41,640,479</u>

	AUD Class	JPY Class (hedged)	JPY Class (nonhedged)	USD Class
Sub-Trust unit transactions:				
Units				
Issued	2,000	—	—	15,410
Redeemed	(61,105)	(141,274)	(128,686)	(178,116)
Net change in units	<u>(59,105)</u>	<u>(141,274)</u>	<u>(128,686)</u>	<u>(162,706)</u>
Amounts				
Issued	\$ 209,440	\$ —	\$ —	\$ 1,640,355
Redeemed	(6,310,313)	(16,738,938)	(16,113,702)	(18,378,898)
Net decrease resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ (6,100,873)</u>	<u>\$ (16,738,938)</u>	<u>\$ (16,113,702)</u>	<u>\$ (16,738,543)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the Year Ended August 31, 2013

(Expressed in United States Dollars)

	AUD Class	JPY Class (hedged) *	JPY Class (non-hedged) *	USD Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 96.39	\$ 126.00	\$ 116.00	\$ 97.08
Net investment income **	(0.60)	(1.00)	(1.00)	(0.59)
Net realized and unrealized gain (loss) from investments	12.50	(14.00)	16.00	12.55
Total gain (loss) from operations	11.90	(15.00)	15.00	11.96
Distributions to unitholder	(0.20)	(0.00)***	(0.00)***	(0.20)
Net asset value per unit, end of year	\$ 108.09	\$ 111.00	\$ 131.00	\$ 108.84
Total return	12.35%	-11.96%	12.30%	12.32%
Ratios to Average Net Assets:				
Total expenses	1.41%	1.41%	1.41%	1.43%
Net investment losses	-0.58%	-0.59%	-0.59%	-0.57%

* As discussed in note 2, JPY Classes per unit are calculated and rounded off to the whole number.

** Calculated based on average units outstanding during the year.

*** Distribution to the unitholders per unit is less than \$1.00.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

1. ORGANIZATION

Global CB Emerging PLUS (" the Sub-Trust ") a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the "Trust"), was established under an open-ended Cayman Islands (the "Cayman Islands") unit trust formed on August 3, 2010. The Trust was established pursuant to a trust deed executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager"), under the laws of the Cayman Islands on August 3, 2010.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

The units of the Sub-Trust were issued in multiple classes. Initially, the Manager offered four classes of units for subscription: USD Class, AUD Class, JPY Class (hedged), and JPY Class (non-hedged). The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in future.

The investment objective of the Sub-Trust is to seek to obtain stable income profits and capital appreciation by investing mainly in GCBEF Non-Hedged Class of Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund, a sub-trust of Kokusai Trust 2 (the "Underlying Sub-Trust"), which invests mainly in global convertible bonds excluding those issued in Japan or denominated in Japanese Yen. The investment objectives and strategies of the Sub-Trust and its classes include the investment objectives and strategies of the Underlying Sub-Trust, which is to seek a total return from investing mainly in global convertible bonds.

The investment advisor of the Sub-Trust is Kokusai Asset Management Co., Ltd (the "Investment Advisor").

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (" U.S. GAAP "). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(A) Determination of Net Asset Value of Units

The Sub-Trust's Net Asset Value will be calculated each business day and at such other times as the Manager may determine (each an "Accounting Date"). The Sub-Trust's Net Asset Value ("Net Asset Value") is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. A "Business Day" is any day on which (1) federal, state or local banks are open for business in New York, London, and Tokyo and (2) the London Stock Exchange and the New York Stock Exchange are open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine.

The Net Asset Value and Net Asset Value per unit of JPY Class (hedged) and JPY Class (non-hedged) are calculated and rounded off to the whole number by Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") as of the close of business on each Business Day. Classes other than JPY classes are calculated and rounded off to two decimal places by the Administrator as of the close of business on each Business Day.

(B) Fair Value Measurements

In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the perceived risk of that instrument.

At August 31, 2013, investment in the Underlying Sub-Trust and derivatives were valued based on Level 2 inputs. The Sub-Trust uses the “market approach” valuation technique to value its investments in funds and derivatives. Investments in the Sub-Trust is valued at fair value based on the closing Net Asset Value of the Underlying Sub-Trust each Business Day.

Derivative Instruments Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter (“OTC”). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forwards are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forwards have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the updates to Level 1 and Level 2 inputs reflect observable inputs, though the resulting gains and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of August 31, 2013 in valuing the Sub-Trust's assets^{*}:

INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 8/31/2013
Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund (A Series of Trust of Kokusai Trust 2) - GCBEF Non-Hedged Class	\$ -	\$40,642,701	\$ -	\$ 40,642,701
Total Investment in Underlying Sub-Trust	-	40,642,701	-	40,642,701
Financial Derivative Instruments ^{**}				
Assets				
Unrealized appreciation on forward currency contracts	-	6,323	-	6,323
Liabilities				
Unrealized depreciation on forward currency contracts	-	(81,546)	-	(81,546)
Total	\$ -	\$ (75,223)	\$ -	(75,223)

^{*} For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

^{**} Financial derivative instruments include unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts.

The Sub-Trust accounts for investments it transfers into and out of each level at the end of the period. During the year ended August 31, 2013, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(C) Investment Transactions and Investment Income

Purchases and sales of the Underlying Sub-Trust are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Sub-Trust investments funds are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Sub-Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

(D) Expenses

The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to investment advisor, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(E) Distribution Policy

The Manager may, in its discretion, declare distributions in respect of each class on the 15th day of January and July, out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. Distributions will be made to unitholders within five (5) Business Days from, and including, the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended August 31, 2013 are as follows:

Distributions to unitholders	Amount in US Dollars
AUD Class	\$ (9,586)
JPY Class (hedged)	(36,767)
JPY Class (non-hedged)	(25,811)
USD Class	(33,675)
Total	\$ (105,839)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(F) Cash and Foreign Currency

The functional and reporting currency for the Sub-Trust is the United States Dollar. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(G) Forward Currency Contracts

The Sub-Trust may enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Sub-Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for an investor. Gains and losses arising from class specific foreign currency contracts are allocated to those specific classes.

The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

The Sub-Trust may use forward currency contracts for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Sub-Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Sub-Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Sub-Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Sub-Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Sub-Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Sub-Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. Use of derivatives to seek to enhance returns may be considered speculative.

ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Sub-Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized gains (losses) within the Statements of Operations. During the year, the Sub-Trust's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

Fair Values of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of
August 31, 2013

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange	
Asset derivatives		
Unrealized appreciation on forward currency contracts	\$	6,323
Liability Derivatives		
Unrealized depreciation on forward currency contracts	\$	(81,546)

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2013

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended August
31, 2013

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Contracts
Realized gains/(losses) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized losses on forward currency contracts	\$ (5,830,709)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives recognized as a result from operations	
Net unrealized depreciation on forward currency contracts	\$ (165,850)

The average notional amounts of forward currency contracts outstanding during the year ended August 31, 2013 were approximately as follows:

Fund Level	\$ 421,676
JPY Class (Hedged)	\$ 21,837,489

The Sub-Trust is a party to International Swaps and Derivatives Association (" ISDA ") Master Agreements ("Master Agreements") with certain counterparties that govern over the counter derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The Master Agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Sub-Trust's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or debt securities issued by the U.S. Government or related agencies or other securities as agreed to by the Sub-Trust and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the Sub-Trust is held in a segregated account by the Sub-Trust's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Sub-Trust is segregated by the Sub-Trust's custodian and identified in the Schedule of Investments. As of August 31, 2013, no securities were pledged as collateral by the Sub-Trust.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

Termination events applicable to the Sub-Trust may occur upon a decline in the Sub-Trust's net assets below a specified threshold over a certain period of time. Termination events applicable to counterparties may occur upon a decline in the counterparty's credit rating below a specified level. In each case, upon occurrence, the other party may elect to terminate early and cause settlement of all derivative and foreign exchange contracts outstanding, including the payment of any losses and costs resulting from such early termination, as reasonably determined by the terminating party. Any decision by one or more of the Sub-Trust's counterparties to elect early termination could impact the Sub-Trust's future derivative activity.

3. UNDERLYING SUB-TRUST

The following information has been taken from the August 31, 2013, audited financial statements of the Underlying Sub-Trust and is consistent with the information of the Underlying Sub-Trust as of August 31, 2013.

3.1. ORGANIZATION OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund (the "Series Trust") is a series of Kokusai Trust 2 (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust established under an open-ended Cayman Islands unit trust formed on January 7, 2011. The Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on January 12, 2011.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

The Series Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (2012 Revision) of the Cayman Islands ("Mutual Funds Law") and has obtained a tax exemption certificate from the Cayman Islands Government.

The Series Trust has one class of units currently available for issue denominated in United States Dollar.

The investment objective of the Series Trust is to seek a total return from investing mainly in global convertible bonds.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

The investment manager of the Series Trust is UBS AG, UBS Global Asset Management (Zurich) (the "Investment Manager").

3.2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities (including derivative financial instruments) at fair value through profit and loss. The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Investment Manager to exercise its judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. The presentation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent liabilities at the date of the financial statements. Estimates and assumptions are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial period ending August 31, 2013 and not early adopted

IFRS 9, 'Financial instruments', effective for annual periods beginning on or after January 1, 2015, specifies how an entity should classify and measure financial assets and liabilities, including some hybrid contracts. The standard improves and simplifies the approach for classification and measurement of financial assets compared with the requirements of IAS 39. Most of the requirements in IAS 39 for classification and measurement of financial liabilities were carried forward unchanged. The standard applies a consistent approach to classifying financial assets and replaces the numerous categories of financial assets in IAS 39, each of which had its own classification criteria. The standard is not expected to have a significant impact on the Series Trust's financial position or performance, as it is expected that the Series Trust will continue to classify its financial assets and financial liabilities (both long and short) as being fair value through profit or loss.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

IFRS 10, 'Consolidated financial statements', effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013, builds on existing principles by identifying the concept of control as the determining factor in whether an entity should be included within the consolidated financial statements of the parent company. The standard provides additional guidance to assist in the determination of control where this is difficult to assess. The new standard is not expected to have any impact on the Series Trust's financial position or performance.

IFRS 12, 'Disclosures of interests in other entities', effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013, includes the disclosure requirements for all forms of interests in other entities, including joint arrangements, associates, special purpose vehicles and other off balance sheet vehicles. The new standard is not expected to have any impact on the Series Trust's financial position or performance.

IFRS 13, 'Fair value measurement', effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013, improves consistency and reduces complexity by providing a precise definition of fair value and a single source of fair value measurement and disclosure requirements for use across IFRSs. The requirements do not extend the use of fair value accounting but provide guidance on how it should be applied where its use is already required or permitted by other standards within IFRS. If an asset or a liability measured at fair value has a bid price and an ask price, the standard requires valuation to be based on a price within the bid-ask spread that is most representative of fair value and allows the use of mid-market pricing or other pricing conventions that are used by market participants as a practical expedient for fair value measurement within a bid-ask spread. The new standard is not expected to have a significant impact on the Series Trust's financial position or performance.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

In October 2012, IASB issued amendments to IFRS 10, 'Consolidated financial statements', IFRS 12, 'Disclosures of interests in other entities' and IAS 27, 'Separate Financial Statement', which introduced an exception to the principle in IFRS 10 that all subsidiaries shall be consolidated. The amendments define an investment entity and require a parent that is an investment entity to measure its investments in particular subsidiaries at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 'Financial Instruments' (or IAS 39 'Financial Instruments: Recognition and Measurement', if IFRS 9 has not yet been adopted) instead of consolidating those subsidiaries. Consequently, IASB decided to amend IAS 27 to require an investment entity to also measure its investments in subsidiaries at fair value through profit or loss in its separate financial statements. IASB also made corresponding amendments to the disclosure requirements for an investment entity's separate financial statements, noting that if an investment entity prepares separate financial statements as its only financial statements, it is still appropriate for the investment entity to make disclosures otherwise required in IFRS 12 about its interests in subsidiaries. Entities are required to apply the amendments for annual periods beginning on or after January 1, 2014. The Series Trust is currently evaluating the effect that the guidance may have on its financial statements.

In December 2011, the IASB issued Amendments to IAS 32, 'Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities', which includes clarification on the meaning of 'currently has a legally enforceable right of set-off' and clarification on some gross settlement systems that may be considered equivalent to net settlement. The amendments are effective for fiscal years beginning on or after January 1, 2014. Also in December 2011, the IASB issued Amendments to IFRS 7, 'Disclosures - Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities', which amended the required disclosures to include information that will enable users of an entity's financial statements to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements, including rights of set-off associated with the entity's recognized financial assets and recognized financial liabilities, on the entity's financial position. The amendments are effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013. The Series Trust is currently evaluating the effect that the guidance may have on its financial statements.

There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a significant impact on the Series Trust.

Global CB Emerging PLUS
 A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements
 August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

(A) Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents.

At August 31, 2013, the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents.

	2013
Cash	\$ 1,337,729
Foreign cash	1,693,234
	<u>\$ 3,030,963</u>

(B) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss

• Classification

The Series Trust classifies its investments in debt and related derivatives, as financial assets and liabilities at fair value through profit or loss. These financial assets are classified as held for trading or designated by the Trustee at fair value through profit or loss at inception.

Financial assets or financial liabilities held for trading are those acquired or incurred principally for the purposes of selling or repurchasing in the near term or is part of a portfolio of identifiable financial investments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Derivatives are also categorized as financial assets and liabilities held for trading.

• Recognition/Derecognition

Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

- Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized and subsequently valued at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Interest income from financial assets at fair value through profit or loss is recognized in the Statement of Comprehensive Income within interest income based on the effective interest method. Dividend income from financial assets at fair value through profit or loss is recognized in the Statement of Comprehensive Income within dividend income when the Series Trust's right to receive payment is established.

- Fair Value Estimation

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The quoted market price used for financial instruments held by the Series Trust is the current bid price. If a significant movement in fair values occurs subsequent to the close of trading, investments or other assets for which market quotations are not readily available will be valued at their fair value as determined in good faith in accordance with the procedures adopted by the Trustee with advice from the Investment Manager. The resulting unrealized gains and losses will be reflected in the Statement of Comprehensive Income in the income section.

(C) Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

(D) Receivables for Securities Sold or Payables for Securities Purchased

Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled or delivered on the Statement of Financial Position date respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for securities sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for securities sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for securities sold is impaired.

(E) Foreign Currency Translation

• Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in United States Dollar. The Trustee considers the United States Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The financial statements are presented in United States Dollar, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

• Transactions and Balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognized in the Statement of Comprehensive Income. Translation differences on non-monetary financial assets and liabilities such as equities at fair value through profit or loss are recognized in the Statement of Comprehensive Income within fair value net gain or loss.

(F) Distribution Policy

Distributions will notionally be made on a monthly basis in an amount equal to the positive aggregated amounts contributed from net realized capital gains and net income. Unitholders should note that notional distributions declared will not physically be paid to unitholders but will instead be applied in subscribing for additional units on the applicable distribution re-investment date.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

Any notional distribution will be made within five business days from, and including, the relevant record date (each a "Distribution Date").

Any processing error related to the calculation of the amount of a distribution will not be considered as an error in the calculation of the Net Asset Value or the Net Asset Value per unit and, where appropriate, will be corrected when the next distribution is calculated and processed.

Distributions declared and reinvested for the year ended August 31, 2013 were as follows:

August 31, 2013

Distributions to unitholders	From net investment income	From net realized and unrealized gains	Total distributions	Total Distributions rate
GCBEF Non-Hedged Class	\$(1,834,342)	\$(12,122,763)	\$(13,957,105)	(0.000699716)

(G) Redeemable Units

Redeemable participating units are redeemable at the unitholder's option and are classified as equity in accordance with IAS 32 (amendment).

The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment), "Financial Instruments: Presentation". The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's redeemable units have been classified as equity.

Redeemable units can be put back to the Series Trust's at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's Net Asset Value.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

Redeemable units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Series Trust's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Series Trust's net asset value per unit is calculated by dividing the equity attributable to the holder of redeemable units with the total number of outstanding redeemable units.

(H) Interest Income and Related Receivables

Interest income is recognized on a time-proportionate basis using the effective interest method and includes interest income from cash and cash equivalents and on debt securities at fair value though profit or loss.

(I) Dividend Income and Related Receivables

Dividend income is recognized when the right to receive payment is established. A related receivable is reported initially at fair value and subsequently measured at the carrying amount.

(J) Transaction Fees

Transaction fees are costs incurred to acquire financial assets or liabilities at fair value through profit or loss. They include fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers. Transaction fees, when incurred, are immediately recognized in profit or loss as an expense. During the year ended August 31, 2013, the Series Trust did not incur any transaction expenses.

(K) Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until March 5, 2051. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time. The Series Trust currently incurs withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain is recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Taxes are shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

For the year ended August 31, 2013, the withholding taxes were comprised of the following balances:

	2013
Interest Taxes	\$ 51,817
Dividend Taxes	85,092
	<u>\$ 136,909</u>

The Series Trust invests in securities domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non residents including the Series Trust. These capital gains taxes are required to be determined on a self assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Series Trust's broker on a "withholding" basis.

In accordance with IAS 12 – Income Taxes, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

At August 31, 2013, the Trustee has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. While this represents the Trustee's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a substantial loss to the Series Trust.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

(L) Expenses

The expenses of the Series Trust may represent a higher percentage of the net asset value than would be found in many other private investment funds. UBS AG, UBS Global Asset Management (Zurich), the Investment Manager of the Series Trust, will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee payable in US dollars quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.65% per annum of the average of the net asset values on each Dealing Day in each quarter.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

3.3. FINANCIAL STATEMENTS OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

The following is the Statement of Financial Position for the Underlying Sub-Trust as of August 31, 2013.

(Expressed in United States Dollars)

Assets

Current Assets

Financial assets at fair value through profit or loss	\$	155,492,801
---	----	-------------

Cash and cash equivalents		3,030,963
---------------------------	--	-----------

Receivables for:

Securities sold		4,553,378
-----------------	--	-----------

Interest		1,112,556
----------	--	-----------

Dividends		37,406
-----------	--	--------

Units issued		553,476
--------------	--	---------

Other assets		44,639
--------------	--	--------

Total assets	\$	164,825,219
--------------	----	-------------

Liabilities

Current Liabilities

Financial liabilities at fair value through profit or loss	\$	119,505
--	----	---------

Payables for:

Units redeemed		6,291,834
----------------	--	-----------

Investment advisory fees		502,672
--------------------------	--	---------

Professional fees		56,489
-------------------	--	--------

Accounting and administration fees		30,869
------------------------------------	--	--------

Custody fees		12,084
--------------	--	--------

Transfer agent fees		7,063
---------------------	--	-------

Trustee fees		3,069
--------------	--	-------

Total liabilities	\$	7,023,585
-------------------	----	-----------

Equity

Unit capital	\$	214,077,788
--------------	----	-------------

Retained earnings		(56,276,154)
-------------------	--	--------------

Total equity	\$	157,801,634
--------------	----	-------------

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

The following is the Statement of Comprehensive Income for the year ended August 31, 2013 for the Underlying Sub-Trust.

(Expressed in United States Dollars)

Income	
Interest income	\$ 3,211,161
Dividend income	371,809
Net realized gain (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency transactions	12,031,858
Net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency translations	19,339,317
Total income	<u>34,954,145</u>
Expenses	
Investment advisory fees	1,461,545
Accounting and Administration fees	190,659
Custody fees	70,475
Professional fees	59,478
Transfer Agent fees	50,304
Organization expense	17,159
Trustee fees	16,596
Registration expense	607
Total expenses	<u>1,866,823</u>
Operating Profit	<u>33,087,322</u>
Withholding taxes	<u>(136,909)</u>
Total comprehensive income	<u>\$ 32,950,413</u>

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

The following is the Statement of Changes in Equity for the year ended August 31, 2013 for the Underlying Sub-Trust.

(Expressed in United States Dollars)

At August 31, 2012	\$	375,597,526	\$	(75,269,462)	\$	300,328,064
Subscription of units		56,775,630		–		56,775,630
Redemption of units		(232,252,473)		–		(232,252,473)
Distributions		–		(13,957,105)		(13,957,105)
Distributions reinvested		13,957,105		–		13,957,105
Total comprehensive income		–		32,950,413		32,950,413
At August 31, 2013	\$	214,077,788	\$	(56,276,154)	\$	157,801,634

4. UNITS

As of August 31, 2013, 100% of the units issued by the Sub-Trust were held by one related unitholder. Investment activities of this unitholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Initial Subscription for Units

The Initial Issue Price for the units of those classes denominated in USD is \$100.00 per unit, for the units of those classes denominated in AUD, the Initial Issue Price is AUD100.00 per unit, and for units of those classes denominated in JPY, /10,000 per unit. The minimum initial subscription amount for each class is 1 unit. The minimum additional subscription amounts are 1 unit. Subject to applicable law, these minimum subscription amounts may be changed at the discretion of the Manager, either generally or in specific cases.

There may be a sales charge up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the initial issue price charged, retained by Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., (the “Distributor”). For the year ended August 31, 2013, the Distributor waived all sales charges for the initial subscription for units.

(B) Subsequent Subscriptions for Units

After including the initial closing date, units in the Sub-Trust are issued on each Business Day at the Net Asset Value per unit of the relevant class on the Business Day on which the relevant subscription order was accepted.

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2013

A subscription application Form must be received by the Administrator before the Specified Time on that Dealing Day unless otherwise agreed by the Manager. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

Subscription proceeds should be received by Brown Brothers Harriman & Co. (the “Custodian”) on the fourth Business Day from (and including) the applicable Dealing Day unless otherwise agreed to the Manager.

Certificates shall not be issued in respect of units but confirmation of the issuance of units (if specifically requested), shall be delivered by the Administrator provided that payment of the subscriptions proceeds has been received by the Custodian.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any application to subscribe for units in whole or in part in their respective sole discretion.

The unitholder will be required to comply with such anti-money laundering procedures as are required by the Money Laundering Regulations (2010 Revisions), the Terrorism Law (2009 Revision) and the Proceeds of Crime Law, 2008 (as amended from time to time) of the Cayman Islands and also by any anti-money laundering legislation applicable to the Administrator.

(C) Repurchases

After and including the Initial Closing Date, unitholders may ask the Sub-Trust to repurchase all or any of their units on any Dealing Day. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Dealing Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on that Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any order to repurchase units in whole or in part in their respective sole discretion.

Repurchase requests may not be revoked by the unitholder, unless the Manager otherwise consents.

The repurchase price of a unit will be the Net Asset Value per unit of the applicable class as of the Dealing Day on which the relevant repurchase request was accepted. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing unitholder.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

Repurchases must be made in multiples of 1 unit.

Payment of the repurchase proceeds will generally be made on the fourth Business Day from (and including) the applicable Dealing Day or as soon as practicable thereafter in such cases where the banks in the relevant markets are not open for settlement.

5. RISK FACTORS

The units are speculative and illiquid securities involving substantial risk of loss and are suitable for investment only by sophisticated persons for which an investment in the Sub-Trust does not represent a complete investment program and who fully understand and are capable of assuming the risks of an investment in the Sub-Trust. The Sub-Trust's debt securities concentration may make it unsuitable for certain portfolios. References to the Sub-Trust and the Sub-Trust's investments and portfolio in the following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments and portfolio of the Sub-Trust as well as the Underlying Sub-Trust. The following considerations, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Sub-Trust, should be carefully evaluated before investing in the Sub-Trust.

(A) Exchange Rate Risk

USD Class and AUD Class

As the Net Asset Value per unit is calculated in United States Dollar, the amount to be realized in currencies other than United States Dollar may be less than the principal amount, due to fluctuations in foreign exchange rate.

Classes other than JPY Class (hedged)

The Underlying Sub-Trust, in which the Sub-Trust mainly invests, invests in assets denominated in various currencies and each class does not hedge its currency exposure. Therefore, if the Underlying Currency of each class becomes stronger against the Reference Currency of the Net Asset Value per unit of each class, the Net Asset Value per unit may increase, and if the Underlying Currency of each class becomes weaker against the Reference Currency of the Net Asset Value per unit of each currency class, the Net Asset Value per unit may decline.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

JPY Class (hedged)

The Underlying Sub-Trust, in which the Sub-Trust mainly invests, invests in assets denominated in various currencies and the JPY Class (hedged) hedges its currency exposure to JPY in principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated. Please note that if the JPY interest rate is lower than the interest rate of the hedging currency (the Underlying Currency or its alternative currency for currency hedging), investors will incur the cost of hedging the difference between the JPY interest rate and the interest rate of the hedging currency (the Underlying Currency or its alternative currency for currency hedging).

Certain currencies may be hedged through Non-Deliverable Forwards ("NDF") which is similar to foreign exchange contract transactions. The price of NDF may be significantly different from the theoretical amount anticipated based on the difference in interest rates due to supply and demand, expectations regarding the currency or other factors. Accordingly, the movement of the Net Asset Value per unit may significantly deviate from the anticipated price movement based on the actual price movement in the relevant exchange market.

(B) Risk relating to investment in Global Convertible Bonds

A convertible bond is a security that entitles the holder to acquire common stock or other equity securities of the same or a different issuer. A convertible bond generally entitles the holder to receive interest paid or accrued until the convertible bond matures or is redeemed, converted or exchanged. Before conversion, convertible bonds have characteristics similar to non-convertible bonds. Generally, convertible bonds rank senior to common stock in a corporation's capital structure and, therefore, generally entail less risk than the corporation's common stock. Convertible bonds generally are subordinate in rank to any senior debt obligations of the issuer, and, therefore, an issuer's convertible bonds entail more risk than its debt obligations. Because of the conversion feature, the price of a convertible bond will normally fluctuate in some proportion to changes in the price of the underlying asset, and as such is subject to risks relating to the issuer and/or general market and economic conditions (e.g. equity price movement risk and interest rate risk).

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(C) Credit Risk

The bond price may fluctuate significantly as a result of a change in the bond issuer's rating (credibility) or the possibility of such change due to a change in the issuer's ability to repay debts, and the Net Asset Value per unit also may fluctuate significantly. In addition, the Net Asset Value per unit may decline and cause a loss as a result of insolvency, adverse financial conditions or the credit status of the issuer of the securities which are invested substantially. If an event of default occurs, the bond price may significantly decline. Moreover, in such case, flexible transactions may not be allowed as the liquidity significantly declines.

(D) Liquidity Risk

Liquidity risk is incurred when purchasing or selling securities and other financial instruments; the sale of securities is impossible because of no demand or the purchase of securities is impossible because of no supply. For example, portfolio securities and other instruments may have to be sold at a lower price than the prevailing market price depending on market conditions, the circulation status or the scale repurchase amount of the securities or other instruments. This may cause a decline in the Net Asset Value per unit.

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Sub-Trust's investments in less liquid securities may reduce the returns of the Sub-Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Sub-Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities, derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Sub-Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

(E) Risk relating to investment in Emerging Markets

The Sub-Trust may invest in securities of issuers located in "emerging markets". Investing in emerging markets involves other risks, including exposure to economic structures that are generally less diverse and mature than, and to political systems that can be expected to have less stability than, those of developed countries. Other characteristics of emerging markets that may affect investment include certain national policies that may restrict investment by foreigners in issuers or industries deemed sensitive to relevant national interests and the absence of developed structures governing private and foreign investments and private property. The typically small size of the markets of securities of issuers located in emerging markets and the possibility of a low or nonexistent volume of trading in those securities may also result in a lack of liquidity and in price volatility of those securities.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(F) Counterparties and Brokers

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Sub-Trust or a delegate on behalf of the Sub-Trust trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Sub-Trust. Any such default could result in material losses to the Sub-Trust. In addition, the Sub-Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

(G) Custody Risk

The Sub-Trust does not control the custodianship of all of its securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Sub-Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(H) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of U.S. investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Sub-Trust to carry out transactions. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of its assets may be uninvested with no return earned thereon for some period. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, it may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party, the Sub-Trust could be liable for any losses incurred.

(I) Interest Risk

The value of the fixed-income securities in which the Sub-Trust may invest will change as the general levels of interest rates fluctuate. When interest rates decline, the value of the Sub-Trust's fixed-income securities can be expected to rise. Conversely, when interest rates rise, the value of such securities is generally expected to decline.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(J) Corporate debt obligations

The Sub-Trust mainly invests in corporate debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in corporations that have leverage, with other burdens on cash flow, and therefore involves a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments in corporate debt obligations that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

(K) Derivatives

Derivative forward currency contracts are volatile and involve significant risks, including:

- Credit Risk – the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Sub-Trust.
- Leverage Risk – the risk associated with certain types of investments or $\frac{F}{20}$ trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- Liquidity Risk – the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Since the Sub-Trust may use forward currency contracts to seek to enhance returns, its investments will expose the Sub-Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Sub-Trust used derivatives solely for hedging purposes.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

The Trustee, the Manager, the Administrator and Custodian, the Investment Advisor, other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Sub-Trust under certain circumstances.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regards to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

As of August 31, 2013 the tax years that remain subject to examination by the major tax jurisdictions, other than the U.S., under the statute of limitations range from the year 2011 (commencement of operations) to ongoing. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the years of 2011 (commencement of operations) through August 31, 2013.

8. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees

Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator" and "Transfer Agent") receives a fee accrued daily and paid monthly based on the Net Asset Value of the Sub-Trust. The Administrator and Transfer Agent are entitled to receive an annual fee of 0.05% on the first \$500,000,000; 0.04% on the next \$500,000,000 and 0.03% on assets over \$1,000,000,000. The administrator also receives an annual asset-based fund accounting minimum of \$45,000 per annum. Such fees shall accrue daily and are payable monthly in arrears. The fees earned by the Administrator and Transfer Agent during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Administrator and Transfer Agent as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(B) Custodian's Fees

The Custodian is entitled to receive a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The Custodian is entitled to be paid agreed upon transaction charges and to recover properly vouched out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust, as set out in the Information Memorandum. The Custodian earns an annual minimum fee of \$5,000. The fees earned by the Custodian during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Custodian as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(C) Trustee's Fees

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of US\$10,000 per annum. Fees are accrued daily and paid on a monthly basis. The fees earned by the Trustee during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Trustee as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2013

(D) Investment Advisor's Fees

The Investment Advisor's fees are accrued daily at a flat rate of 0.38% per annum calculated on the Net Asset Value of the Sub-Trust and made in quarterly payments throughout the fiscal year. Fees are payable in United States Dollars. The fees earned by the Advisor during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Advisor as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(E) Agent Company's Fees

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") ensures compliance with the rules and requirements of the Japan Securities Dealer's Association and receives an annual fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of each class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and made in quarterly payments. The fees earned by the Agent Company during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Agent Company as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(F) Distributor's Fees

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Distributor") receives a fee of 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Distributor during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Distributor as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(G) Manager's Fees

The Manager is entitled to receive a fee of 0.04% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Manager during the year ended August 31, 2013 and outstanding fees payable to the Manager as of August 31, 2013 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(H) Other Expenses

The Sub-Trust may bear other expenses related to its operations that are not covered by the investment advisor's, administrative, custody and transfer agent fees including but not limited to governmental fees; brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; costs of borrowing money, including interest expenses; extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; organizational expenses; and audit fees.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(I) Derivative Counterparty

The Sub-Trust is permitted to enter into Forward Currency Contracts with Brown Brothers Harriman & Co., a related party to the administrator and custodian. All Forward Currency Contracts outstanding with Brown Brothers Harriman & Co. at August 31, 2013 have been disclosed in the Schedule of Investments.

9. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In December 2011, the FASB issued Accounting Standards Update No. 2011-11, "Disclosures About Offsetting Assets and Liabilities" which requires enhanced disclosures that will enable users to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on an entity's financial position, including the effect or potential effect of rights of setoff associated with certain financial instruments and derivative instruments. The amendments are effective for fiscal years beginning on or after January 1, 2013. The Sub-Trust is currently evaluating the effect that the guidance may have on its financial statements.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The management has evaluated all subsequent transactions and events through December 20, 2013, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective September 1, 2013 through December 20, 2013, there were subscriptions of \$79,520 and redemptions of \$12,619,056. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2013

(Expressed in United States Dollars)

INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST - 97.6%	Units	% of Net Assets	Value
Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund (A Series of Trust of Kokusai Trust 2) - GCBEF Non-Hedged Class	3,954,724,270	97.6%	\$ 40,642,701
TOTAL INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST (Identified cost \$38,817,948)		97.6	\$ 40,642,701
CASH AND OTHER ASSETS IN EXCESS OF LIABILITIES		2.4	997,778
NET ASSETS		100.0%	\$ 41,640,479

At August 31, 2013, the Sub-Trust owned 25.76% of the Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund's net assets. The Sub-Trust's proportional share of the fair value of individual issuers in the Underlying Sub-Trust does not exceed 5% of the Sub-Trust's net assets.

Fund Level Forward Currency Contracts

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	152	09/03/2013	USD	136	\$ (1)
AUD	Citibank N.A.	29,970	09/03/2013	USD	26,796	(121)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	7,900	09/03/2013	USD	81	0
JPY	Citibank N.A.	1,269,000	09/03/2013	USD	12,987	(63)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,600	09/04/2013	USD	37	0
JPY	Citibank N.A.	1,083,800	09/04/2013	USD	11,014	24
JPY	Citibank N.A.	2,571,600	09/05/2013	USD	26,202	(11)
JPY	Citibank N.A.	2,174,800	09/05/2013	USD	22,159	(9)
						\$ (181)

JPY Class (hedged) Forward Currency Contracts

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
JPY	Citibank N.A.	1,074,561,425	09/30/2013	USD	11,026,954	\$ (81,341)
JPY	Citibank N.A.	357,952,481	09/30/2013	EUR	2,753,773	6,299
						\$ (75,042)

Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 6,323
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	(81,546)
	\$ (75,223)

Currency Abbreviations:

AUD - Australian Dollar

EUR - Euro

JPY - Japanese Yen

USD - United States Dollar

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト -
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
資産負債計算書
2012年 8 月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：92,928,019米ドル）	90,022,226	9,487,442
現金	5,383,864	567,405
外国通貨（原価：653米ドル）	653	69
為替予約取引に係る未実現評価益	113,646	11,977
未収金：		
サブ・ファンド受益証券販売	33,831	3,565
投資有価証券売却	1,475,107	155,462
その他の資産	162,126	17,086
資産合計	97,191,453	10,243,007
負債		
為替予約取引に係る未実現評価損	23,019	2,426
未払金：		
投資有価証券購入	33,267	3,506
サブ・ファンド受益証券買戻	1,474,636	155,412
決済済為替予約取引	485,213	51,137
未払販売報酬	83,996	8,852
未払投資顧問報酬	63,837	6,728
未払専門家報酬	26,000	2,740
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	18,279	1,926
未払保管報酬	10,926	1,151
未払代行協会員報酬	8,399	885
未払印刷費	7,669	808
未払管理報酬	6,720	708
未払受託報酬	3,250	343
負債合計	2,245,211	236,623
純資産	94,946,242	10,006,384
純資産の内訳：		
払込資本	102,939,338	10,848,777
累積欠損金	(7,993,096)	(842,392)
純資産	94,946,242	10,006,384
純資産		
豪ドルクラス	8,528,069	898,773
円クラス（ヘッジあり）	34,214,846	3,605,903
円クラス（ヘッジなし）	24,020,839	2,531,556
米ドルクラス	28,182,488	2,970,152
	94,946,242	10,006,384

発行済受益証券口数

豪ドルクラス	88,476 口
円クラス（ヘッジあり）	271,965 口
円クラス（ヘッジなし）	206,250 口
米ドルクラス	290,309 口

	米ドル	円
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドルクラス	96.39	10,159
円クラス（ヘッジあり）	126.00	13,279
円クラス（ヘッジなし）	116.00	12,225
米ドルクラス	97.08	10,231

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
損益計算書
2012年８月31日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
投資先ファンドからの収益分配	2,338,314	246,435
	2,338,314	246,435
費用		
販売報酬	843,410	88,887
投資顧問報酬	640,992	67,554
代行協会員報酬	84,341	8,889
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	76,786	8,092
印刷費	75,137	7,919
管理報酬	67,473	7,111
専門家報酬	66,428	7,001
設立費用	55,491	5,848
保管報酬	45,444	4,789
受託報酬	17,390	1,833
登録手数料	684	72
費用合計	1,973,576	207,995
投資純利益	364,738	38,440
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(19,382,924)	(2,042,766)
投資先ファンドからの実現利益分配	36,165	3,811
外国通貨取引および外国為替予約取引	(159,801)	(16,841)
実現純損失	(19,506,560)	(2,055,796)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	14,777,829	1,557,435
外国通貨換算および為替予約取引	(254,619)	(26,834)
未実現純評価益の純変動	14,523,210	1,530,601
実現および未実現純損失	(4,983,350)	(525,195)
運用による純資産の減少	(4,618,612)	(486,756)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2012年８月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純利益	364,738	38,440
実現純損失	(19,506,560)	(2,055,796)
未実現評価益の純変動	14,523,210	1,530,601
運用による純資産の減少	(4,618,612)	(486,756)
受益者への分配	(315,988)	(33,302)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(216,371,730)	(22,803,417)
純資産の純減少	(221,306,330)	(23,323,474)
純資産		
期首	316,252,572	33,329,859
期末	94,946,242	10,006,384

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルC BエマージングP L U S
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
純資産変動計算書（続き）
2012年 8 月31日に終了した年度

	豪ドルクラス		円クラス（ヘッジあり）	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	3,527 口		360 口	
買戻し	(196,706)口		(738,916)口	
受益証券口数の純変動	(193,179)口		(738,556)口	
金額				
発行	324,099 米ドル	34,157 千円	43,511 米ドル	4,586 千円
買戻し	(18,041,154)米ドル	(1,901,357)千円	(87,633,074)米ドル	(9,235,650)千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(17,717,055)米ドル	(1,867,200)千円	(87,589,563)米ドル	(9,231,064)千円
	円クラス（ヘッジなし）		米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	700 口		10,635 口	
買戻し	(478,014)口		(640,542)口	
受益証券口数の純変動	(477,314)口		(629,907)口	
金額				
発行	77,342 米ドル	8,151 千円	977,788 米ドル	103,049 千円
買戻し	(52,820,768)米ドル	(5,566,781)千円	(59,299,474)米ドル	(6,249,572)千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(52,743,426)米ドル	(5,558,630)千円	(58,321,686)米ドル	(6,146,522)千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルC BエマージングP L U S
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト
2012年8月31日に終了した年度

	豪ドルクラス		円クラス（ヘッジあり） ¹	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	94.54	9,964	123.00	12,963
投資純利益 ²	0.19	20	0.00 ³	0
投資活動による実現および未実現純利益	1.87	197	3.00	316
投資運用による利益合計	2.06	217	3.00	316
受益者への分配	(0.21)	(22)	(0.00) ⁴	(0)
期末純資産価額	96.39	10,159	126.00	13,279
トータル・リターン	2.19 %		2.82 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計	1.17 %		1.17 %	
投資純利益	0.20 %		0.20 %	

	円クラス（ヘッジなし） ¹		米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首純資産価額	114.00	12,014	95.19	10,032
投資純利益 ²	0.00 ³	0	0.23	24
投資活動による実現および未実現純利益	2.00	211	1.86	196
投資運用による利益合計	2.00	211	2.09	220
受益者への分配	(0.00) ⁴	(0)	(0.20)	(21)
期末純資産価額	116.00	12,225	97.08	10,231
トータル・リターン	2.14 %		2.21 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計	1.17 %		1.17 %	
投資純利益	0.21 %		0.25 %	

1 注記2の記載の通り、円クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、整数で四捨五入して計算される。

2 当年度の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

3 受益証券1口当たり投資純利益は、1.00米ドル未満であった。

4 受益証券1口当たり受益者分配金は、1.00米ドル未満であった。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルC BエマージングP L U S
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
キャッシュ・フロー計算書
2012年 8 月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純減少	(4,618,612)	(486,756)
投資先ファンドへの投資の購入	(12,766,985)	(1,345,513)
投資先ファンドへの投資の売却手取金	216,520,548	22,819,101
投資先ファンドへの投資に係る実現純損失	19,382,924	2,042,766
投資先ファンドへの投資および為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	(14,487,759)	(1,526,865)
投資有価証券売却未収金の減少	15,679,885	1,652,503
投資有価証券購入未払金の増加	518,480	54,643
その他の資産の減少	79,610	8,390
未払費用の減少	(610,112)	(64,300)
運用活動により生じた（に使用された）現金純額	219,697,979	23,153,970
財務活動による（に使用された）キャッシュ・フロー		
買戻可能受益証券販売発行額	1,388,909	146,377
買戻可能受益証券買戻支払額	(233,789,440)	(24,639,069)
受益者への分配金支払額	(315,988)	(33,302)
財務活動により生じた（に使用された）現金純額	(232,716,519)	(24,525,994)
現金の純増加（減少）	(13,018,540)	(1,372,024)
現金 - 期首	18,403,057	1,939,498
現金 - 期末	5,384,517	567,474

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2012年8月31日に終了した年度

１．組織

グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の4クラスの受益証券の募集を行った。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債に主として投資を行うコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドであるグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドのＧＣＢＥＦノン・ヘッジクラス（以下「投資先ファンド」という。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。サブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、世界の転換社債に主として投資を行うことによりトータル・リターンを目指す、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、国際投信投資顧問株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

２．重要な会計方針

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。「営業日」とは、(1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロ

ンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）各営業日の営業終了時点において整数で、四捨五入して計算される。円クラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第2位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1 - サブ・ファンドが測定日現在に入手可能な、同一の投資の活発な市場における未調整の公表価格を反映するインプット
- ・レベル2 - 資産または負債の直接的または間接的に観察可能な公表価格以外のインプット（活発であると考えられない市場におけるインプットを含む。）
- ・レベル3 - 観察不能なインプット

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2012年8月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドに対する投資は、各営業日の投資先ファンドの最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ（先渡しを含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右され

る。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル１およびレベル２のインプットの更新は、観察可能なインプットを反映するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映されている。

以下は、サブ・ファンドの資産を評価するために2012年８月31日現在に使用されたインプットによる公正価値評価の概要である。

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル１)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル２)	重要な観察不能 なインプット (レベル３)	2012年８月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
コクサイ・トラスト２のサブ・ファンドである グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド のＧＣＢＥＦノン・ヘッジクラス	-	90,022,226	-	90,022,226
投資先ファンドへの投資合計	-	90,022,226	-	90,022,226
為替予約取引に係る未実現評価益	-	113,646	-	113,646
為替予約取引に係る未実現評価損	-	(23,019)	-	(23,019)
合計	-	90,627	-	90,627

(Ｃ) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 配分方針

管理会社は、その裁量により、1月15日および7月15日に、各クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2012年8月31日に終了した年度において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	金額 (米ドル)
豪ドルクラス	(27,081)
円クラス(ヘッジあり)	(118,493)
円クラス(ヘッジなし)	(80,138)
米ドルクラス	(90,276)
合計	(315,988)

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替取引を締結することができる。為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。為替レートの変動に伴い、為替予約取引の公正価値は変動する。為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は為替予約取引のみで構成されていた。

2012年8月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替
デリバティブ資産	
為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 113,646
デリバティブ負債	
為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (23,019)

2012年 8 月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替
----	------

運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)

為替予約取引に係る純実現損失	\$	54,885
----------------	----	--------

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の変動

為替予約取引に係る純未実現評価損	\$	(290,070)
------------------	----	-----------

2012年 8 月31日に終了した年度における未決済の為替予約取引の平均想定元本は、およそ以下の通りであった。

ファンド・レベル	\$	536,153
----------	----	---------

円クラス (ヘッジあり)	\$	67,322,354
--------------	----	------------

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2012年 8 月31日の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2012年 8 月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

グローバルCBエマージング・プラス・ファンド（以下「グローバルCBエマージング・プラス・ファンド」という。）は、2011年 1 月 7 日に設定されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで設立されたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるコクサイ・トラスト2（以下「コクサイ・トラスト2」という。）のサブ・ファンドである。コクサイ・トラスト2は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、2011年 1 月12日付で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、現在、米ドル建て発行される受益証券クラスを有している。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債に投資することにより、トータル・リターンを目指すことである。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下の通りである。当該方針は、別段の記載のない限り、表示されているすべての期間に継続して適用されている。本財務書類は国際財務報告基準（IF

R S) に準拠して作成されている。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む。）の再評価によって修正された、取得原価主義に基づいて作成されている。I F R S に従った財務書類の作成には、一定の重要な会計見積りの使用が要求され、また、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの会計方針適用のプロセスにおいて受託会社および投資運用会社の判断が要求される。I F R S に従った財務書類の表示は、財務書類日付における資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。見積りおよび仮定は、過去の経験およびかかる状況下で合理的であると考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいている。

公表されているが2012年8月31日に終了した会計年度には効力が発生しておらず、早期適用もされなかった新規基準、改訂および解釈指針

2015年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するI F R S 第9号「金融商品」は、事業体が金融資産および負債（一定のハイブリッド契約を含む。）をどの様に分類および測定するかについて規定している。当該基準は、I A S 第39号の要件と比較して、金融資産の分類および測定の手法を改善し、単純化した。I A S 第39号の金融資産の分類および測定に関連する要件の大半は変更されずに持ち越された。当該基準は、I A S 第39号で定められている、それぞれが独自の分類基準を持つ膨大な金融資産の区分に替わり、金融資産の分類について一貫性のある手法を適用するものである。当該基準は、サブ・ファンドの財政状態または財務成績に著しい影響を及ぼすとは考えられていない。なぜなら、サブ・ファンドは、金融資産および金融負債（ロングおよびショートの両方。）を損益を通じて公正価値で測定されるものに引き続き分類することを予定しているからである。

2013年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するI F R S 第10号「連結財務書類」は、既存の基準をもとに、事業体が親会社の連結財務書類に含められるべきか否かの判断基準において支配の概念を特定するものである。当該基準は、支配の査定が困難である場合に、その判断を助けるための追加的な指針を提供する。新規基準は、サブ・ファンドの財政状態および財務成績に影響を及ぼすとは考えられていない。

2013年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するI F R S 第12号「他の事業体に対する持分の開示」は、共同契約、関連会社、特別目的事業体およびその他のオフ・バランスシート事業体を含む他の事業体に対する持分のあらゆる形態に関する開示要件を含んでいる。新規基準は、サブ・ファンドの財政状態および財務成績に影響を及ぼすとは考えられていない。

3.2. (A) 現金および現金等価物

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、当初満期期間が3か月以下のすべての現金、外貨および短期預金を現金および現金等価物とみなす。

2012年8月31日現在、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、以下の現金および現金等価物を残高として保有していた。

		2012年
現金	\$	2,793,597
外貨		3,401,145
	\$	6,194,742

3.2. (B) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

・分類

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、保有する債券および関連するデリバティブを、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類する。当該金融資産は、売買目的で保有される金融資産または設定時に損益を通じて公正価値で測定するよう受託会社によって指定されたものに分類される。

売買目的で保有される金融資産または金融負債は、主に短期間で売却または買い戻す目的で、または一括運用されている識別可能な金融商品のポートフォリオの一部として、取得または発生し、直近の実際の行動パターンから短期間の利鞘とりであることが証拠付けられるものである。デリバティブも同様に売買目的で保有される金融資産および負債に分類される。

・認識／認識の中止

定期的な投資対象の売買は、取引日（すなわち、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドによる投資対象の売買契約締結日）付で認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した、またはグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが所有に伴うリスクおよび便益を実質的にすべて譲渡した時点で認識中止になる。

・測定

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、当初認識され、以後、公正価値で測定される。取引費用は、発生に応じて、包括利益計算書に費用計上される。当初認識後、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の分類の公正価値の変動から生じた損益は、発生した期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの受取利息は、実効利率法に基づいて、包括利益計算書の受取利息において認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当収益は、かかる配当を受領するグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの権利が確定した時点で、包括損益計算書に配当収益として認識される。

・公正価値の見積り

活発な市場における金融商品（例えば、上場されたデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場価格に基づいている。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが保有する金融商品に使用される市場価格は、直近の買呼値である。取引終了後に公正価値が著しく変動した場合、市場相場が容易に入手できない投資対象またはその他の資産は、投資運用会社からの助言とともに、受託会社によって採用された手続に従って誠実に決定された公正価値で評価される。結果として発生する未実現損益は、包括損益計算書の収益の部に反映される。

3.2. (C) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺することについて法的に強制可能な権利があり、かつ相殺決済を行うまたは資産の売却と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、相殺され、正味金額で財政状態計算書に計上される。

3.2. (D) 有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金

有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金は、それぞれ、財政状態計算書日現在、契約済みであるが未決済または受渡し完了していない売買取引を表象している。これらの金額は、当初認識され、以後、公正価値から有価証券の売却に係る未収金の減損引当金を控除して測定される。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが、有価証券の売却に係る未収金のすべてを回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合には、減損引当金が設定される。ブローカーの深刻な財政難、ブローカーが破綻するかまたは金融再編成される可能性、および債務不履行は、有価証券の売却に係る未収金が減損していることの指標であると考えられる。

3.2. (E) 外貨取引

・機能通貨および表示通貨

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドのパフォーマンスは、米ドルで測定され、投資家に報告される。受託会社は、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表象する通貨を米ドルであると判断する。本財務書類は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。

・取引および残高

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。当該取引の決済ならびに外貨建貨幣性資産および負債の期末換算レートによる換算によって生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定される持分証券等の非貨幣性金融資産および負債に係る為替差額は、包括利益計算書において、公正価値純損益で認識される。

3.2. (F) 分配方針

分配は、正味実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額に等しい金額について月次ベースで概念上行われる。受益者は、概念上の分配宣言は、物理的に受益者に支払われることはないが、代わりに、分配再投資日に該当する受益証券の追加発行に充当されることに留意しなければならない。

概念上の分配は、当該基準日（以下、それぞれ「分配日」という。）（同日を含む。）から５営業日以内に行われる。

分配金額の計算に関する誤差の処理は、純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格の計算における誤差とはみなされず、必要に応じて、次の分配金が計算および処理される際に修正される。

2012年８月31日に終了した年度に配当宣言され、再投資されたものは、以下の通りである。

2012年 8 月31日

受益者への配当	投資純利益から	実現および未実現 純利益から	合計配当	合計配当率
G C B E F ノン・ヘッジクラス	\$ (7,283,335)	\$ (128,584)	\$ (7,411,919)	(0.000351010)

3.2. (G) 受益証券の買戻し

買戻可能参加受益証券は、受益者の選択に応じて買い戻すことができ、I A S 第32号（改訂）に基づいて、資本に分類される。

グローバルC B エマージング・プラス・ファンドは、I A S 第32号（改訂）「金融商品：表示」に準拠して、プット可能な金融商品を負債に分類する。改訂は、金融負債の定義を満たすプット可能な金融商品が、一定の厳格な基準に合致した場合には、資本に分類することを要求している。これらの基準には、以下が含まれる。

- ・プット可能な金融商品は、その保有者に、純資産の持分割合にあたる権利を与えなければならない。
- ・プット可能な金融商品は、もっとも劣後するクラスでなければならない、クラスの特性は同一でなければならない。
- ・現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務が存在してはならない。ただし、発行体による買戻義務を除く。
- ・プット可能な金融商品から、その全期間にわたって予測されるキャッシュ・フロー総額は、実質的に、発行体の損益に基づいていなければならない。

グローバルC B エマージング・プラス・ファンドの買戻可能受益証券は、これらの条件に合致していたため、資本に分類されている。

受益証券は、グローバルC B エマージング・プラス・ファンドの純資産価額に対する持分の比例割合に等しい現金でグローバルC B エマージング・プラス・ファンドに対していつでも買い戻すことができる。

買戻可能受益証券は、受益者の選択に応じて発行および買い戻され、その価格は、発行および買戻しを行う時点におけるグローバルC B エマージング・プラス・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づいている。グローバルC B エマージング・プラス・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券の保有者に帰属する資本を発行済買戻可能受益証券の総口数で除して算出される。

3.2. (H) 受取利息および関連する未収金

受取利息は、実効利率法を用いて時間に比例して認識され、現金および現金等価物ならびに損益を通じて公正価値で測定される債務証券に係る受取利息が含まれる。

3.2. (I) 配当収入および関連する未収金

配当収益は、支払を受ける権利が確定した時点で認識される。関連する未収金は、当初は公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

3.2. (J) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債を取得するために発生した費用である。当該費用には、代理店、顧問会社、ブローカーおよびディーラーに支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用が発生した場合には、直ちに、費用として損益に認識される。2012年 8 月

31日に終了した年度において、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドには、取引費用が発生していない。

3.2. (K) 課税

コクサイ・トラスト２は、ケイマン諸島総督から、すべての現地所得、利益およびキャピタル・ゲインに課せられる税金を2051年３月５日まで適用されないものとする旨の誓約書を受領している。現在のところ、当該税金は、ケイマン諸島において課せられていない。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、現在、一定の国により、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課せられている。当該収益または利益は、源泉徴収税引前の金額で包括利益計算書に計上されている。当該税金は、包括利益計算書において、個別の勘定科目で表示される。

2012年８月31日に終了した年度における源泉徴収税の内訳は以下の通りであった。

	2012年
利息税	\$ 13,208
配当税	27,863
代替税	-
	\$ 41,071

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島以外の国籍の有価証券に投資する。これらの諸外国の多くは、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドを含む非居住者に対してキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることについて言及された税法が制定されている。当該キャピタル・ゲイン税は、自己査定により判断することが要求され、従って、当該税金は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドのブローカーによって、「源泉徴収」ベースで控除されないことがある。

ＩＡＳ第12号「法人所得税」に準拠して、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの外国を発生源とするキャピタル・ゲインに対し、当該国の税法による税務負債が課せられる可能性が高い場合には、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、税務負債を認識しなければならない。ただし、当該課税当局は、すべての事実および状況について十分理解していることを前提とする。次に、税務負債は、適用されているまたは報告期間末日まで実質的に適用される税法および税率を用いて、当該課税当局に支払が見込まれる金額で測定される。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの海外投資に、制定されている税法を適用する方法については、不確実性が存在することがある。これにより、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドによって最終的に税務負債が支払われるか否かについても不確実となる。したがって、経営陣は、不確実な税務負債を測定する場合、その時点で入手可能な、かかる支払の可能性に影響を与えるであろう、当該課税当局の公式または非公式の慣習を含む、すべての関連事実および状況を考慮する。

2012年８月31日現在、受託会社は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが財務書類において、未認識の税務ベネフィットとして計上すべき負債を保有していないと判断した。これは受託会社の最善の見積りであるものの、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが得たキャピタル・ゲインに対して、外国課税当局が税金を徴収するリスクは依然として残っている。これは、事前の警告なく実施される可能性があり、恐らく遡及して適用され、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドに著しい損失をもたらす可能性がある。

3.2. (L) 費用

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの費用の純資産価額に対する割合は、多くのその他の私募投資信託に比べて高いことがある。ＵＢＳエイ・ジー、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの資産から、各四半期の各取引日における純資産価額の平均額の年率0.65％に相当する金額の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドル建て、会計年度を基準として関連する四半期の終了後60暦日以内に四半期毎に後払いされる。

3.3. 投資先ファンドの財務書類

以下、投資先ファンドの2012年8月31日現在の財政状態計算書である。

（米ドル表示）

	2012年
資産	
流動資産	
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	292,504,121
現金および現金同等物	6,194,742
未収金：	
有価証券売却	4,212,631
利息	2,237,258
配当	7,711
発行済み受益証券	649,243
その他の資産	61,795
資産合計	305,867,501

負債

流動負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債	301,851
----------------------	---------

未払金：

有価証券購入	1,806,506
--------	-----------

買戻受益証券	2,896,092
--------	-----------

投資顧問報酬	321,008
--------	---------

会計報酬および管理事務代行報酬	100,422
-----------------	---------

専門家報酬	59,037
-------	--------

保管報酬	30,771
------	--------

受託報酬	13,325
------	--------

名義書換事務代行報酬	10,425
------------	--------

負債合計	5,539,437
------	-----------

資本

受益資本	375,597,526
------	-------------

利益剰余金	(75,269,462)
-------	--------------

資本合計	300,328,064
------	-------------

以下は、投資先ファンドの2012年8月31日に終了した年度の包括利益計算書である。
（米ドル表示）

2012年

収益

利息収入	6,405,836
------	-----------

配当収入	216,915
------	---------

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに外国為替取引に係る実現純利益（損失）	(51,910,662)
---	--------------

損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債ならびに為替換算に係る未実現評価益／（評価損）の純変動	45,266,225
--	------------

損失合計	(21,686)
------	----------

費用

投資顧問報酬	3,065,609
会計報酬および管理事務代行報酬	442,528
保管報酬	118,137
専門家報酬	92,094
名義書換事務代行報酬	56,781
受託報酬	52,531
設定費用	17,150
登録費用	390
その他の費用	-
費用合計	3,845,220
税引前営業損失	(3,866,906)
源泉税およびその他の税金	(41,071)
包括損失合計	(3,907,977)

以下は、投資先ファンドの2012年8月31日に終了した年度の持分変動計算書である。
（米ドル表示）

	受益資本	累積欠損金	合計
2011年8月31日	896,607,451	(63,949,566)	832,657,885
受益証券の発行	80,117,512	-	80,117,512
受益証券の買戻し	(608,539,356)	-	(608,539,356)
分配	-	(7,411,919)	(7,411,919)
分配再投資	7,411,919	-	7,411,919
包括損失合計	-	(3,907,977)	(3,907,977)
2012年8月31日	375,597,526	(75,269,462)	300,328,064

4．受益証券

2012年8月31日現在、サブ・ファンドによって発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 当初受益証券の発行

受益証券の当初発行価格は、米ドルクラスにつき、1口当たり100米ドル、豪ドルクラスにつき、1口当たり100豪ドル、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）につき、1口当たり10,000円である。各クラスの最低当初申込単位は、1口である。最低追加申込単位は、1口である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的にまたは特定の場について、かかる最低申込単位を変更することができる。

当初発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料が課され、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。2012年８月31日に終了した年度において、日本における販売会社は、受益証券の当初発行に係るすべての申込手数料の受領を放棄した。

(B) 当初発行後の受益証券の発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。

取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該取引日の指定時刻までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される取引日（当該取引日を含む。）から４営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、マネー・ロンダリング防止法（2010年改訂）、テロ防止法（2009年改訂）、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改訂される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(C) 買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、サブ・ファンドに対して、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すよう請求することができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日（同日を含む）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより債務証券への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 為替リスク

米ドルクラスおよび豪ドルクラス

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、米ドルにより行われるため、外国為替相場の変動によっては換金時の米ドル以外の通貨受取金額が投資額を下回る場合がある。

円クラス（ヘッジあり）以外のクラス

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、各クラスは、通貨リスク（エクスポージャー）についてヘッジを行わない。したがって、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することがあり、また、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して弱くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は下落することがある。

円クラス（ヘッジあり）

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、円クラス（ヘッジあり）は、通貨リスク（エクスポージャー）を円貨へヘッジし、同クラスにおいて原則として為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利がヘッジ対象通貨（前資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）の金利より低い場合、円金利とヘッジ対象通貨（前資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）との金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

一部の通貨は、為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を通じてヘッジされることがある。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(B) 世界の転換社債投資に関わるリスク

転換社債は、保有者に同一または異なる発行体の普通株式またはその他エクイティ証券を取得する権利を与える証券である。転換社債により、通常、保有者は、転換社債の満期または償還、転換もしくは交換までに支払われるかまたは発生する利息を受領する権利を有する。転換前に、転換社債は、転換社債以外の社債と類似する性質を有する。通常、転換社債は、企業の資本構成において普通株式に優先するため、概ね、会社の普通株式よりもリスクは低い。通常、転換社債は、優先債務に劣後するため、発行体の転換社債は、その優先債務よりも高度のリスクを伴う。転換条項により、転換社債の価格は、通常、ある程度原資産の価格変動に応じて変動するため、発行体ならびに／または一般的な市場および経済状況に関連するリスク（株価変動リスク、金利リスク等）を伴う。

(C) 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(D) 流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(E) 新興市場投資に関わるリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができる。新興市場への投資は、先進国に比べて一般的に画一的かつ未成熟な経済構造に対するエクスポージャーおよび先進国に比べて不安定と予想される可能性がある政治体制に対するエクスポージャーを含むその他のリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、関連する国家利益に敏感であると思われる発行体または産業への外国人による投資を制限する可能性のある一定の国策、また民間および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。新興市場にある発行体の証券の市場規模が一般的に小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格が変動することもある。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(J) 企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定の業界に影響を与える経済的要因、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(K) 為替予約取引

為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、リターン強化のために為替予約取引を利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも広範囲に上述のリスクにさらされることがある。

6. 保証および補償

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、その他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

７．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2012年8月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、2011年（運用開始日）から運用が継続されている期間までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2011年（運用開始日）から2012年8月31日までである。

８．報酬および費用

（Ａ）管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2012年8月31日に終了した年度中に、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2012年8月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する権利を有する。保管会社は、英文目論見書における記載の通り、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。2012年8月31日に終了した年度中に、保管会社が稼得した報酬および2012年8月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2012年8月31日に終了した年度中に、受託会社が稼得した報酬および2012年8月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、毎日発生し、会計年度にわたり四半期毎に支払われる報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドルで支払われる。2012年8月31日に終了した年度中に、投資顧問会社が稼得した報酬および2012年8月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2012年8月31日に終了した年度中に、代行協会員が稼得した報酬および2012年8月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2012年8月31日に終了した年度中に、日本における販売会社が稼得した報酬および2012年8月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2012年8月31日に終了した年度中に、管理会社はが稼得した報酬および2012年8月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. デリバティブ取引相手方

サブ・ファンドは、管理事務代行会社および保管会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で為替予約取引を締結することができる。2012年8月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で未決済であるすべての為替予約取引は、投資有価証券明細表に開示されている。

10．最近公表された会計基準

2011年5月に、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、会計基準アップデート2011-04「公正価値測定および開示（トピック820）- U.S. GAAPおよび国際会計基準（IFRS）における公正価値測定および開示に関する規定の共通化を実現するための改訂」（以下「ASU2011-04」という。）を公表した。ASU2011-04は、公正価値測定に関する既存の規定を明確化し、公正価値測定に関する一部の原則を変更し、また公正価値測定に関して追加的な開示を要求する。

当該指針は、公正価値測定における、最高かつ最善の使用および評価前提のコンセプトは、非金融資産の公正価値測定時にのみ適用され、金融資産および金融負債の公正価値測定時には適用されないことを規定している。新しい指針に基づいて要求される開示は、特に、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定について拡充され、使用された観察不能なインプットについての定量的情報および実施された評価プロセスの記述が要求される。

ASU2011-04は、2011年12月16日以降に開始する会計年度から効力が発生し、将来的に適用される。現在、サブ・ファンドは、当該指針が財務書類に与える影響について査定している。

2011年12月に、FASBは、ASU2011-11「資産および負債の相殺に関する開示」を公表し、相殺契約が事業体の財政状態に与える影響または潜在的な影響（一定の金融商品およびデリバティブ商品に関連する相殺の権利の影響または潜在的な影響を含む。）について、利用者が評価することを可能にする開示の拡充が要求されることになった。当該改訂は、2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。現在、サブ・ファンドは、当該指針が財務書類に与える影響について査定している。

11．後発事象

経営陣は、2013年1月3日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2012年9月1日から2013年1月3日までに実施された買戻金額は、25,951,318米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

[次へ](#)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

August 31, 2012

(Expressed in United States Dollars)

ASSETS

Investment in Underlying Sub-Trust (cost \$92,928,019)	\$	90,022,226
Cash		5,383,864
Foreign currency (cost \$653)		653
Unrealized appreciation on forward currency contracts		113,646
Receivables for:		
Sub-Trust units sold		33,831
Investments sold		1,475,107
Other assets		162,126
Total assets	\$	97,191,453

LIABILITIES

Unrealized depreciation on forward currency contracts	\$	23,019
Payables for:		
Investment purchased		33,267
Sub-Trust units redeemed		1,474,636
Settled forward currency contracts		485,213
Accrued distributor's fees		83,996
Accrued investment advisor's fees		63,837
Accrued professional fees		26,000
Accrued administrator's and transfer agent's fees		18,279
Accrued custodian's fees		10,926
Accrued agent company's fees		8,399
Accrued printing fees		7,669
Accrued manager's fees		6,720
Accrued trustee's fees		3,250
Total liabilities	\$	2,245,211
Net assets	\$	94,946,242

Components of net assets:

Paid-in capital	\$	102,939,338
Accumulated deficit		(7,993,096)
Net Assets	\$	94,946,242

Net assets

AUD Class	\$	8,528,069
JPY Class (hedged)	\$	34,214,846
JPY Class (non-hedged)	\$	24,020,839
USD Class	\$	28,182,488
	\$	94,946,242

Units outstanding		
AUD Class		88,476
JPY Class (hedged)		271,965
JPY Class (non-hedged)		206,250
USD Class		290,309
Net asset value per unit		
AUD Class	\$	96.39
JPY Class (hedged)	\$	126.00
JPY Class (non-hedged)	\$	116.00
USD Class	\$	97.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the Year Ended August 31, 2012

(Expressed in United States Dollars)

Investment Income

Income distributions from the Underlying Sub-Trust	\$	2,338,314
	\$	2,338,314

Expenses

Distributor's fees	\$	843,410
Investment advisor's fees		640,992
Agent company's fees		84,341
Administrator's and transfer agent's fees		76,786
Printing fees		75,137
Manager's fees		67,473
Professional fees		66,428
Organizational expense		55,491
Custodian's fees		45,444
Trustee's fees		17,390
Registration fees		684
Total expenses	\$	1,973,576

Net investment income	\$	364,738
-----------------------	----	---------

REALIZED AND UNREALIZED GAINS (LOSSES):

Net realized gains (losses) on:

Sales of Underlying Sub-Trust	\$	(19,382,924)
Realized gain distributions from the Underlying Sub-Trust		36,165
Foreign currency transactions and forward currency contracts		(159,801)

Net realized losses	\$	(19,506,560)
---------------------	----	--------------

Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:

Investment in the Underlying Sub-Trust	\$	14,777,829
Foreign currency translations and forward currency contracts		(254,619)

Net change in unrealized appreciation	\$	14,523,210
---------------------------------------	----	------------

Net realized and unrealized losses	\$	(4,983,350)
------------------------------------	----	-------------

Decrease in net assets from operations	\$	(4,618,612)
--	----	-------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the Year Ended August 31, 2012

(Expressed in United States Dollars)

Increase (decrease) in Net Assets from Operations	
Net investment income	\$ 364,738
Net realized loss	(19,506,560)
Net change in unrealized appreciation	14,523,210
Decrease in net assets resulting from operations	\$ (4,618,612)
Distributions to unitholders	(315,988)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions	(216,371,730)
Net decrease in net assets	\$ (221,306,330)
Net Assets	
Beginning of year	316,252,572
End of year	\$ 94,946,242

	AUD Class	JPY Class (hedged)	JPY Class (non-hedged)	USD Class
Sub-Trust unit transactions:				
Units				
Issued	3,527	360	700	10,635
Redeemed	(196,706)	(738,916)	(478,014)	(640,542)
Net change in units	(193,179)	(738,556)	(477,314)	(629,907)
Amounts				
Issued	\$ 324,099	\$ 43,511	\$ 77,342	\$ 977,788
Redeemed	(18,041,154)	(87,633,074)	(52,820,768)	(59,299,474)
Net decrease resulting from Sub-Trust unit transactions	\$ (17,717,055)	\$ (87,589,563)	\$ (52,743,426)	\$ (58,321,686)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the Year Ended August 31, 2012

(Expressed in United States Dollars)

	AUD Class	JPY Class (hedged) ¹	JPY Class (non-hedged) ¹	USD Class
Net Asset Value, Beginning of Year	\$ 94.54	\$ 123.00	\$ 114.00	\$ 95.19
Net investment income ²	0.19	0.00 ³	0.00 ³	0.23
Net realized and unrealized gain from investments activities	1.87	3.00	2.00	1.86
Total gain from investment operations	2.06	3.00	2.00	2.09
Distributions to unitholders	(0.21)	(0.00) ⁴	(0.00) ⁴	(0.20)
Net Asset Value, End of Year	\$ 96.39	\$ 126.00	\$ 116.00	\$ 97.08
Total Return	2.19%	2.82%	2.14%	2.21%
Ratios to Average Net Assets:				
Total expenses	1.17%	1.17%	1.17%	1.17%
Net investment income	0.20%	0.20%	0.21%	0.25%

¹ As discussed in note 2, JPY Classes per unit are calculated and rounded off to the whole number.

² Calculated based on average units outstanding during the year.

³ Net investment income per unit is less than \$1.00.

⁴ Distribution to the unitholders per unit is less than \$1.00.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

[次へ](#)

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Cash Flows

For the Year Ended August 31, 2012

(Expressed in United States Dollars)

Cash flows from operating activities:

Net decrease in net assets from operations	\$	(4,618,612)
Purchases of Underlying Sub-Trust		(12,766,985)
Proceeds from sales of Underlying Sub-Trust		216,520,548
Net realized loss on Underlying Sub-Trust		19,382,924
Net change in unrealized appreciation in Underlying Sub-Trust and forward foreign currency contracts		(14,487,759)
Decrease in receivable for investments sold		15,679,885
Increase in payable for investments purchased		518,480
Decrease in other assets		79,610
Decrease in accrued expenses		(610,112)
Net cash generated from (used in) operations		<u>219,697,979</u>

Cash flows from (used in) financing activities:

Subscriptions of redeemable units sold		1,388,909
Payment for redeemable units purchased		(233,789,440)
Distributions paid to unitholder		(315,988)
Net cash generated from (used in) financing activities		<u>(232,716,519)</u>

Net increase (decrease) in cash		<u>(13,018,540)</u>
---------------------------------	--	---------------------

Cash - Beginning of year		<u>18,403,057</u>
Cash - End of year	\$	<u>5,384,517</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2012

1. ORGANIZATION

Global CB Emerging PLUS (“ the Sub-Trust ”) a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the "Trust"), was established under an open-ended Cayman Islands (the “ Cayman Islands ”) unit trust formed on August 3, 2010. The Trust was established pursuant to a trust deed executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the “ Trustee ”) and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the “ Manager ”), under the laws of the Cayman Islands on August 3, 2010.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

The units of the Sub-Trust were issued in multiple classes. Initially, the Manager offered four classes of units for subscription: USD Class, AUD Class, JPY Class (hedged), and JPY Class (non-hedged). The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in future.

The investment objective of the Sub-Trust is to seek to obtain stable income profits and capital appreciation by investing mainly in GCBEF Non-Hedged Class of Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund, a sub-trust of Kokusai Trust 2 (the "Underlying Sub-Trust"), which invests mainly in global convertible bonds excluding those issued in Japan or denominated in Japanese Yen. The investment objectives and strategies of the Sub-Trust and its classes include the investment objectives and strategies of the Underlying Sub-Trust, which is to seek a total return from investing mainly in global convertible bonds.

The investment advisor of the Sub-Trust is Kokusai Asset Management Co., Ltd (the “ Investment Advisor ”).

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“ U.S. GAAP ”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

(A) Determination of Net Asset Value of Units

The Sub-Trust's Net Asset Value will be calculated each business day and at such other times as the Manager may determine (each an "Accounting Date"). The Sub-Trust's Net Asset Value ("Net Asset Value") is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. A "Business Day" is any day on which (1) federal, state or local banks are open for business in New York, London, and Tokyo and (2) the London Stock Exchange and the New York Stock Exchange are open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine.

The Net Asset Value and Net Asset Value per unit of JPY Class (hedged) and JPY Class (non-hedged) are calculated and rounded off to the whole number by Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") as of the close of business on each Business Day. Classes other than JPY classes are calculated and rounded off to two decimal places by the Administrator as of the close of business on each Business Day.

(B) Fair Value Measurements

In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 - Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Sub-Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 - Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 - Inputs that are unobservable.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the perceived risk of that instrument.

At August 31, 2012, investment in the Underlying Sub-Trust and derivatives were valued based on Level 2 inputs. The Sub-Trust uses the "market approach" valuation technique to value its investments in funds and derivatives. Investments in the Sub-Trust is valued at fair value based on the closing Net Asset Value of the Underlying Sub-Trust each Business Day.

Derivative Instruments Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forwards are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forwards have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the updates to Level 1 and Level 2 inputs reflect observable inputs, though the resulting gains and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of August 31, 2012 in valuing the Sub-Trust's assets:

INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 8/31/2012
Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund (A Series of Trust of Kokusai Trust 2) - GCBEF Non-Hedged Class	\$ -	\$90,022,226	\$ -	\$90,022,226
Total Investment in Underlying Sub-Trust	-	90,022,226	-	90,022,226
Unrealized appreciation on forward currency contracts	-	113,646	-	113,646
Unrealized depreciation on forward currency contracts	-	(23,019)	-	(23,019)
Total	\$ -	\$ 90,627	\$ -	\$ 90,627

(C) Investment Transactions and Investment Income

Purchases and sales of the Underlying Sub-Trust are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Sub-Trust investments funds are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Sub-Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

(D) Expenses

The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to investment advisor, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

(E) Distribution Policy

The Manager may, in its discretion, declare distributions in respect of each class on the 15th day of January and July, out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. Distributions will be made to unitholders within five (5) Business Days from, and including, the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended August 31, 2012 are as follows:

Distributions to unitholders	Amount in US Dollars
AUD Class	\$ (27,081)
JPY Class (hedged)	(118,493)
JPY Class (non-hedged)	(80,138)
USD Class	(90,276)
Total	\$ (315,988)

(F) Cash and Foreign Currency

The functional and reporting currency for the Sub-Trust is the United States Dollar. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

(G) Forward Currency Contracts

The Sub-Trust may enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Sub-Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for an investor. Gains and losses arising from class specific foreign currency contracts are allocated to those specific classes.

The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments.

The Sub-Trust may use forward currency contracts for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Sub-Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Sub-Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Sub-Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Sub-Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Sub-Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Sub-Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. Use of derivatives to seek to enhance returns may be considered speculative.

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2012

ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Sub-Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized gains (losses) within the Statements of Operations. During the year, the Sub-Trust's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

Fair Values of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of
August 31, 2012

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Contracts
Asset derivatives	
Unrealized appreciation on forward currency contracts	\$ 113,646
Liability derivatives	
Unrealized depreciation on forward currency contracts	\$ (23,019)

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended August
31, 2012

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Contracts
Realized gains/(losses) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized losses on forward currency contracts	\$ 54,885
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives recognized as a result from operations	
Net unrealized depreciation on forward currency contracts	\$ (290,070)

Global CB Emerging PLUS
 A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements
 August 31, 2012

The average notional amounts of forward currency contracts outstanding during the year ended August 31, 2012 were approximately as follows:

Fund Level	\$	536,153
JPY Class (Hedged)	\$	67,322,354

3. UNDERLYING SUB-TRUST

The following information has been taken from the August 31, 2012, audited financial statements of the Underlying Sub-Trust and is consistent with the information of the Underlying Sub-Trust as of August 31, 2012.

3.1. ORGANIZATION OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund (the “Series Trust”) is a series of Kokusai Trust 2 (the “Trust”), an open-ended umbrella unit trust established under an open-ended Cayman Islands unit trust formed on January 7, 2011. The Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on January 12, 2011.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

The Series Trust has one class of units currently available for issue denominated in United States Dollar.

The investment objective of the Series Trust is to seek a total return from investing mainly in global convertible bonds.

The investment manager of the Series Trust is UBS AG, UBS Global Asset Management (Zurich) (the “Investment Manager”).

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

3.2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities (including derivative financial instruments) at fair value through profit and loss. The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Investment Manager to exercise its judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. The presentation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent liabilities at the date of the financial statements. Estimates and assumptions are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial period ending August 31, 2012 and not early adopted

IFRS 9, 'Financial instruments', effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015, specifies how an entity should classify and measure financial assets and liabilities, including some hybrid contracts. The standard improves and simplifies the approach for classification and measurement of financial assets compared with the requirements of IAS 39. Most of the requirements in IAS 39 for classification and measurement of financial liabilities were carried forward unchanged. The standard applies a consistent approach to classifying financial assets and replaces the numerous categories of financial assets in IAS 39, each of which had its own classification criteria. The standard is not expected to have a significant impact on the Series Trust's financial position or performance, as it is expected that the Series Trust will continue to classify its financial assets and financial liabilities (both long and short) as being at fair value through profit or loss.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

IFRS 10, 'Consolidated financial statements', effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013, builds on existing principles by identifying the concept of control as the determining factor in whether an entity should be included within the consolidated financial statements of the parent company. The standard provides additional guidance to assist in the determination of control where this is difficult to assess. The new standard is not expected to have any impact on the Series Trust's financial position or performance.

IFRS 12, 'Disclosures of interests in other entities', effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013, includes the disclosure requirements for all forms of interests in other entities, including joint arrangements, associates, special purpose vehicles and other off balance sheet vehicles. The new standard is not expected to have any impact on the Series Trust's financial position or performance.

(A) Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents.

At August 31, 2012, the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents.

	2012
Cash	\$ 2,793,597
Foreign cash	3,401,145
	<u>\$ 6,194,742</u>

(B) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss

• Classification

The Series Trust classifies its investments in debt and related derivatives, as financial assets and liabilities at fair value through profit or loss. These financial assets are classified as held for trading or designated by the Trustee at fair value through profit or loss at inception.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

Financial assets or financial liabilities held for trading are those acquired or incurred principally for the purposes of selling or repurchasing in the near term or is part of a portfolio of identifiable financial investments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Derivatives are also categorized as financial assets and liabilities held for trading.

- Recognition/Derecognition

Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

- Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized and subsequently valued at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Interest income from financial assets at fair value through profit or loss is recognized in the Statement of Comprehensive Income within interest income based on the effective interest method. Dividend income from financial assets at fair value through profit or loss is recognized in the Statement of Comprehensive Income within dividend income when the Series Trust's right to receive payment is established.

- Fair Value Estimation

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The quoted market price used for financial instruments held by the Series Trust is the current bid price. If a significant movement in fair values occurs subsequent to the close of trading, investments or other assets for which market quotations are not readily available will be valued at their fair value as determined in good faith in accordance with the procedures adopted by the Trustee with advice from the Investment Manager. The resulting unrealized gains and losses will be reflected in the Statement of Comprehensive Income in the income section.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

(C) Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously.

(D) Receivables for Securities Sold or Payables for Securities Purchased

Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled or delivered on the Statement of Financial Position date respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for securities sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for securities sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for securities sold is impaired.

(E) Foreign Currency Translation

• Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in United States Dollar. The Trustee considers the United States Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The financial statements are presented in United States Dollar, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

• Transactions and Balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognized in the Statement of Comprehensive Income. Translation differences on non-monetary financial assets and liabilities such as equities at fair value through profit or loss are recognized in the Statement of Comprehensive Income within fair value net gain or loss.

Global CB Emerging PLUS
 A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements
 August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

(F) Distribution Policy

Distributions will notionally be made on a monthly basis in an amount equal to the positive aggregated amounts contributed from net realized capital gains and net income. Unitholders should note that notional distributions declared will not physically be paid to unitholders but will instead be applied in subscribing for additional units on the applicable distribution re-investment date.

Any notional distribution will be made within five business days from, and including, the relevant record date (each a "Distribution Date").

Any processing error related to the calculation of the amount of a distribution will not be considered as an error in the calculation of the Net Asset Value or the Net Asset Value per unit and, where appropriate, will be corrected when the next distribution is calculated and processed.

Distributions declared and reinvested for the year ended August 31, 2012 were as follows:

August 31, 2012

Distributions to unitholders	From net investment income	From net realized and unrealized gains	Total distributions	Total Distributions rate
GCBEF Non-Hedged Class	\$(7,283,335)	\$(128,584)	\$(7,411,919)	(0.000351010)

(G) Redeemable Units

Redeemable participating units are redeemable at the unitholder's option and are classified as equity in accordance with IAS 32 (amendment).

The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment), "Financial Instruments: Presentation". The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro - rata share of net assets ;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical ;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase ; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's redeemable units have been classified as equity.

Redeemable units can be put back to the Series Trust's at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's net asset value.

Redeemable units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Series Trust's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Series Trust's net asset value per unit is calculated by dividing the equity attributable to the holder of redeemable units with the total number of outstanding redeemable units.

(H) Interest Income and Related Receivables

Interest income is recognized on a time-proportionate basis using the effective interest method and includes interest income from cash and cash equivalents and on debt securities at fair value though profit or loss.

(I) Dividend Income and Related Receivables

Dividend income is recognized when the right to receive payment is established. A related receivable is reported initially at fair value and subsequently measured at the carrying amount.

(J) Transaction Fees

Transaction fees are costs incurred to acquire financial assets or liabilities at fair value through profit or loss. They include fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers. Transaction fees, when incurred, are immediately recognized in profit or loss as an expense. During the year ended August 31, 2012, the Series Trust did not incur any transaction expenses.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

(K) Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until March 5, 2051. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time. The Series Trust currently incurs withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain is recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Taxes are shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income.

For the year ended August 31, 2012, the withholding taxes were comprised of the following balances:

	2012
Interest Taxes	\$ 13,208
Dividend Taxes	27,863
Substitute Taxes	-
	<u>\$ 41,071</u>

The Series Trust invests in securities domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non residents including the Series Trust. These capital gains taxes are required to be determined on a self assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Series Trust's broker on a "withholding" basis.

In accordance with IAS 12 - Income Taxes, The Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

At August 31, 2012, The Trustee has determined that The Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. While this represents the Trustee's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a substantial loss to The Series Trust.

(L) Expenses

The expenses of the Series Trust may represent a higher percentage of the net asset value than would be found in many other private investment funds. UBS AG, UBS Global Asset Management (Zurich), the Investment Manager of the Series Trust, will be entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee payable in US dollars quarterly in arrears on an accounting year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter of an amount equivalent to 0.65% per annum of the average of the net asset values on each Dealing Day in each quarter.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

3.3. FINANCIAL STATEMENTS OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

The following is the Statement of Financial Position for the Underlying Sub-Trust as of August 31, 2012.

(Expressed in United States Dollars)

Assets	2012
Current Assets	
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ 292,504,121
Cash and cash equivalents	6,194,742
Receivables for:	
Securities sold	4,212,631
Interest	2,237,258
Dividends	7,711
Units issued	649,243
Other assets	61,795
Total assets	<u>\$ 305,867,501</u>
Liabilities	
Current Liabilities	
Financial liabilities at fair value through profit or loss	\$ 301,851
Payables for:	
Securities purchased	1,806,506
Units redeemed	2,896,092
Investment advisory fees	321,008
Accounting and administration fees	100,422
Professional fees	59,037
Custody fees	30,771
Trustee fees	13,325
Transfer agent fees	10,425
Total liabilities	<u>\$ 5,539,437</u>
Equity	
Unit capital	\$ 375,597,526
Retained earnings	(75,269,462)
Total equity	<u>\$ 300,328,064</u>

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

The following is the Statement of Comprehensive Income for the year ended August 31, 2012 for the Underlying Sub-Trust.

(Expressed in United States Dollars)

	2012
Income	
Interest income	\$ 6,405,836
Dividend income	216,915
Net realized gain (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency transactions	(51,910,662)
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency translations	45,266,225
Total loss	\$ (21,686)
Expenses	
Investment advisory fees	\$ 3,065,609
Accounting and administrator fees	442,528
Custody fees	118,137
Professional fees	92,094
Transfer Agent fees	56,781
Trustee fees	52,531
Organization expense	17,150
Registration expense	390
Other expenses	-
Total expenses	\$ 3,845,220
Operating loss before tax	\$ (3,866,906)
Withholding and other taxes	(41,071)
Total comprehensive loss	\$ (3,907,977)

Global CB Emerging PLUS
 A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements
 August 31, 2012

3. UNDERLYING SUB-TRUST (Continued)

The following is the Statement of Changes in Equity for the year ended August 31, 2012 for the Underlying Sub-Trust.

(Expressed in United States Dollars)

	Unit Capital	Accumulated Deficit	Total
At August 31, 2011	\$ 896,607,451	\$ (63,949,566)	\$ 832,657,885
Subscription of units	80,117,512	-	80,117,512
Redemption of units	(608,539,356)	-	(608,539,356)
Distributions	-	(7,411,919)	(7,411,919)
Distributions reinvested	7,411,919	-	7,411,919
Total comprehensive loss	-	(3,907,977)	(3,907,977)
At August 31, 2012	\$ 375,597,526	\$ (75,269,462)	\$ 300,328,064

4. UNITS

As of August 31, 2012, 100% of the units issued by the Sub-Trust were held by one related unitholder. Investment activities of this unitholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Initial Subscription for Units

The Initial Issue Price for the units of those classes denominated in USD is \$100.00 per unit, for the units of those classes denominated in AUD, the Initial Issue Price is AUD100.00 per unit, and for units of those classes denominated in JPY, /10,000 per unit. The minimum initial subscription amount for each class is 1 unit. The minimum additional subscription amounts are 1 unit. Subject to applicable law, these minimum subscription amounts may be changed at the discretion of the Manager, either generally or in specific cases.

There may be a sales charge up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the initial issue price charged, retained by Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., (the "Distributor"). For the Year ended August 31, 2012, the Distributor waived all sales charges for the initial subscription for units.

(B) Subsequent Subscriptions for Units

After including the initial closing date, units in the Sub-Trust are issued on each Business Day at the Net Asset Value per unit of the relevant class on the Business Day on which the relevant subscription order was accepted.

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2012

A subscription application Form must be received by the Administrator before the Specified Time on that Dealing Day unless otherwise agreed by the Manager. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

Subscription proceeds should be received by Brown Brothers Harriman & Co. (the “Custodian”) on the fourth Business Day from (and including) the applicable Dealing Day unless otherwise agreed to the Manager.

Certificates shall not be issued in respect of units but confirmation of the issuance of units (if specifically requested), shall be delivered by the Administrator provided that payment of the subscriptions proceeds has been received by the Custodian.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any application to subscribe for units in whole or in part in their respective sole discretion.

The unitholder will be required to comply with such anti-money laundering procedures as are required by the Money Laundering Regulations (2010 Revisions), the Terrorism Law (2009 Revision) and the Proceeds of Crime Law, 2008 (as amended from time to time) of the Cayman Islands and also by any anti-money laundering legislation applicable to the Administrator.

(C) Repurchases

After and including the Initial Closing Date, unitholders may ask the Sub-Trust to repurchase all or any of their units on any Dealing Day. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Dealing Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on that Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any order to repurchase units in whole or in part in their respective sole discretion.

Repurchase requests may not be revoked by the unitholder, unless the Manager otherwise consents.

The repurchase price of a unit will be the Net Asset Value per unit of the applicable class as of the Dealing Day on which the relevant repurchase request was accepted. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing unitholder.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

Repurchases must be made in multiples of one unit.

Payment of the repurchase proceeds will generally be made on the fourth Business Day from (and including) the applicable Dealing Day or as soon as practicable thereafter in such cases where the banks in the relevant markets are not open for settlement.

5. RISK FACTORS

The units are speculative and illiquid securities involving substantial risk of loss and are suitable for investment only by sophisticated persons for which an investment in the Sub-Trust does not represent a complete investment program and who fully understand and are capable of assuming the risks of an investment in the Sub-Trust. The Sub-Trust's debt securities concentration may make it unsuitable for certain portfolios. References to the Sub-Trust and the Sub-Trust's investments and portfolio in the following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments and portfolio of the Sub-Trust as well as the Underlying Sub-Trust. The following considerations, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Sub-Trust, should be carefully evaluated before investing in the Sub-Trust.

(A) Exchange Rate Risk

USD Class and AUD Class

As the Net Asset Value per unit is calculated in United States Dollar, the amount to be realized in currencies other than United States Dollar may be less than the principal amount, due to fluctuations in foreign exchange rate.

Classes other than JPY Class (hedged)

The Underlying Sub-Trust, in which the Sub-Trust mainly invests, invests in assets denominated in various currencies and each class does not hedge its currency exposure. Therefore, if the Underlying Currency of each class becomes stronger against the Reference Currency of the Net Asset Value per unit of each class, the Net Asset Value per unit may increase, and if the Underlying Currency of each class becomes weaker against the Reference Currency of the Net Asset Value per unit of each currency class, the Net Asset Value per unit may decline.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

JPY Class (hedged)

The Underlying Sub-Trust, in which the Sub-Trust mainly invests, invests in assets denominated in various currencies and the JPY Class (hedged) hedges its currency exposure to JPY in principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated. Please note that if the JPY interest rate is lower than the interest rate of the hedging currency (the Underlying Currency or its alternative currency for currency hedging), investors will incur the cost of hedging the difference between the JPY interest rate and the interest rate of the hedging currency (the Underlying Currency or its alternative currency for currency hedging).

Certain currencies may be hedged through Non-Deliverable Forwards (" NDF ") which is similar to foreign exchange contract transactions. The price of NDF may be significantly different from the theoretical amount anticipated based on the difference in interest rates due to supply and demand, expectations regarding the currency or other factors. Accordingly, the movement of the Net Asset Value per unit may significantly deviate from the anticipated price movement based on the actual price movement in the relevant exchange market.

(B) Risk relating to investment in Global Convertible Bonds

A convertible bond is a security that entitles the holder to acquire common stock or other equity securities of the same or a different issuer. A convertible bond generally entitles the holder to receive interest paid or accrued until the convertible bond matures or is redeemed, converted or exchanged. Before conversion, convertible bonds have characteristics similar to non-convertible bonds. Generally, convertible bonds rank senior to common stock in a corporation's capital structure and, therefore, generally entail less risk than the corporation's common stock. Convertible bonds generally are subordinate in rank to any senior debt obligations of the issuer, and, therefore, an issuer's convertible bonds entail more risk than its debt obligations. Because of the conversion feature, the price of a convertible bond will normally fluctuate in some proportion to changes in the price of the underlying asset, and as such is subject to risks relating to the issuer and/or general market and economic conditions (e.g. equity price movement risk and interest rate risk).

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

(C) Credit Risk

The bond price may fluctuate significantly as a result of a change in the bond issuer's rating (credibility) or the possibility of such change due to a change in the issuer's ability to repay debts, and the Net Asset Value per unit also may fluctuate significantly. In addition, the Net Asset Value per unit may decline and cause a loss as a result of insolvency, adverse financial conditions or the credit status of the issuer of the securities which are invested substantially. If an event of default occurs, the bond price may significantly decline. Moreover, in such case, flexible transactions may not be allowed as the liquidity significantly declines.

(D) Liquidity Risk

Liquidity risk is incurred when purchasing or selling securities and other financial instruments; the sale of securities is impossible because of no demand or the purchase of securities is impossible because of no supply. For example, portfolio securities and other instruments may have to be sold at a lower price than the prevailing market price depending on market conditions, the circulation status or the scale repurchase amount of the securities or other instruments. This may cause a decline in the Net Asset Value per unit.

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Sub-Trust's investments in less liquid securities may reduce the returns of the Sub-Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Sub-Trust's principal investment strategies involve nondeveloped country securities, derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Sub-Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

(E) Risk relating to investment in Emerging Markets

The Sub-Trust may invest in securities of issuers located in "emerging markets". Investing in emerging markets involves other risks, including exposure to economic structures that are generally less diverse and mature than, and to political systems that can be expected to have less stability than, those of developed countries. Other characteristics of emerging markets that may affect investment include certain national policies that may restrict investment by foreigners in issuers or industries deemed sensitive to relevant national interests and the absence of developed structures governing private and foreign investments and private property. The typically small size of the markets of securities of issuers located in emerging markets and the possibility of a low or nonexistent volume of trading in those securities may also result in a lack of liquidity and in price volatility of those securities.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

(F) Counterparties and Brokers

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Sub-Trust or a delegate on behalf of the Sub-Trust trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Sub-Trust. Any such default could result in material losses to the Sub-Trust. In addition, the Sub-Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

(G) Custody Risk

The Sub-Trust does not control the custodianship of all of its securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Sub-Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(H) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of U.S. investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Sub-Trust to carry out transactions. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of its assets may be uninvested with no return earned thereon for some period. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, it may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party, the Sub-Trust could be liable for any losses incurred.

(I) Interest Risk

The value of the fixed-income securities in which the Sub-Trust may invest will change as the general levels of interest rates fluctuate. When interest rates decline, the value of the Sub-Trust's fixed-income securities can be expected to rise. Conversely, when interest rates rise, the value of such securities is generally expected to decline.

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2012

(J) Corporate debt obligations

The Sub-Trust mainly invests in corporate debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in corporations that have leverage, with other burdens on cash flow, and therefore involves a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments in corporate debt obligations that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

(K) Forward Currency Contracts

Forward currency contracts are volatile and involve significant risks, including:

- Credit Risk - the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Sub-Trust.
- Leverage Risk - the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- Liquidity Risk - the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Because the Sub-Trust may use forward currency contracts to seek to enhance returns, its investments will expose the Sub-Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Sub-Trust used derivatives solely for hedging purposes.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

The Trustee, the Manager, the Administrator and Custodian, the Investment Advisor, other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Sub-Trust under certain circumstances.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regards to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

As of August 31, 2012 the tax years that remain subject to examination by the major tax jurisdictions, other than the U.S., under the statute of limitations range from the year 2011 (commencement of operations) to ongoing. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the years of 2011 (commencement of operations) through August 31, 2012.

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees

Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator" and "Transfer Agent") receives a fee accrued daily and paid monthly based on the Net Asset Value of the Sub-Trust. The Administrator and Transfer Agent is entitled to receive an annual fee of 0.05% on the first \$500,000,000; 0.04% on the next \$500,000,000 and 0.03% on assets over \$1,000,000,000. The administrator also receives an annual asset-based fund accounting minimum of \$45,000 per annum. Such fees shall accrue daily and are payable monthly in arrears. The fees earned by the Administrator and Transfer Agent during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Administrator Transfer Agent as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(B) Custodian's Fees

The Custodian is entitled to receive a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The Custodian is entitled to be paid agreed upon transaction charges and to recover properly vouched out-of-pocket expenses out of the assets of the Sub-Trust, as set out in the Information Memorandum. The Custodian earns an annual minimum fee of \$5,000. The fees earned by the Custodian during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Custodian as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(C) Trustee's Fees

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of US\$10,000 per annum. Fees are accrued daily and paid on a monthly basis. The fees earned by the Trustee during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Trustee as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

(D) Investment Advisor's Fees

The Investment Advisor's fees are accrued daily at a flat rate of 0.38% per annum calculated on the Net Asset Value of the Sub-Trust and made in quarterly payments throughout the fiscal year. Fees are payable in United States Dollars. The fees earned by the Advisor during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Advisor as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(E) Agent Company's Fees

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") ensures compliance with the rules and requirements of the Japan Securities Dealer's Association and receives an annual fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of each class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and made in quarterly payments. The fees earned by the Agent Company during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Agent Company as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(F) Distributor's Fees

Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Distributor") receives a fee of 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Distributor during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Distributor as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(G) Manager's Fees

The Manager is entitled to receive a fee of 0.04% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Manager during the year ended August 31, 2012 and outstanding fees payable to the Manager as of August 31, 2012 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

The Sub-Trust may bear other expenses related to its operations that are not covered by the investment advisor's, administrative, custody and transfer agent fees including but not limited to governmental fees; brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; costs of borrowing money, including interest expenses; extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; organizational expenses; and audit fees.

Global CB Emerging PLUS

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

August 31, 2012

9. DERIVATIVE COUNTERPARTY

The Sub-Trust is permitted to enter into Forward Currency Contracts with Brown Brothers Harriman & Co., a related party to the administrator and custodian. All Forward Currency Contracts outstanding with Brown Brothers Harriman & Co. at August 31, 2012 have been disclosed in the Schedule of Investments.

10. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In May 2011, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued Accounting Standards Update No. 2011-04, "Fair Value Measurements and Disclosures (Topic 820) - Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRS" ("ASU 2011-04"). ASU 2011-04 clarifies the application of existing fair value measurement requirements, changes certain principles related to measuring fair value, and requires additional disclosures about fair value measurements.

The guidance specifies that the concepts of highest and best use and valuation premise in a fair value measurement are only relevant when measuring the fair value of nonfinancial assets whereas they are not relevant when measuring the fair value of financial assets and liabilities. Required disclosures are expanded under the new guidance, especially for fair value measurements that are categorized within Level 3 of the fair value hierarchy, for which quantitative information about the unobservable inputs used and a narrative description of the valuation processes in place will be required.

ASU 2011-04 is effective for annual periods beginning after December 15, 2011 and is to be applied prospectively. The Sub-Trust is currently assessing the impact of this guidance on its financial statements.

In December 2011, the FASB issued Accounting Standards Update No. 2011-11, "Disclosures About Offsetting Assets and Liabilities" which requires enhanced disclosures that will enable users to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on an entity's financial position, including the effect or potential effect of rights of setoff associated with certain financial instruments and derivative instruments. The amendments are effective for fiscal years beginning on or after January 1, 2013. The Sub-Trust is currently evaluating the effect that the guidance may have on its financial statements.

Global CB Emerging PLUS
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
August 31, 2012

11. SUBSEQUENT EVENTS

The management has evaluated all subsequent transactions and events through January 3, 2013, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective September 1, 2012 through January 3, 2013, there were redemptions of \$25,951,318. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年12月末日現在)

資産総額		31,220,630.29米ドル	3,290,342,226円
負債総額		1,060,205.63米ドル	111,735,071円
純資産総額（ - ）		30,160,424.66米ドル	3,178,607,155円
発行済口数	米ドルクラス	82,232口	
	豪ドルクラス	20,078口	
	円クラス（ヘッジあり）	98,067口	
	円クラス（ヘッジなし）	51,973口	
1口当たり 純資産価格	米ドルクラス	117.65米ドル	12,399円
	豪ドルクラス	131.09豪ドル	12,223円
	円クラス（ヘッジあり）	11,580円	
	円クラス（ヘッジなし）	14,834円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ウォーター通り40番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(１) 資本金の額（平成25年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約39億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成20年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年12月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年12月末日	37,117,968.52米ドル

(２) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年 平成25年	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年2月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成25年11月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	56	8,835,812,287.33米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝105.39円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2012年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	20,570,566	2,167,932	28,709,957	3,025,742
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	2,594,186,225	273,401,286	1,693,150,491	178,441,130
a) 要求払い		1,992,186,225	209,956,506	1,278,664,882	134,758,492
b) その他のローンおよび貸付金		602,000,000	63,444,780	414,485,609	43,682,638
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	2,797,179	294,795	8,268	871
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	3,269	345	3,219	339
関連会社株式	4, 5, 15	841,416	88,677	876,775	92,403
無形資産	5	0	0	325,128	34,265
有形資産	5	5,654,387	595,916	1,015,610	107,035
その他の資産		363	38	0	0
前払金および未収収益	6, 15	28,212,977	2,973,366	29,858,711	3,146,810
資産合計	7	<u>2,652,266,382</u>	<u>279,522,354</u>	<u>1,753,948,159</u>	<u>184,848,596</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2012年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,362,647,387	143,609,408	1,170,489,092	123,357,845
a) 要求払い		1,362,647,387	143,609,408	1,170,489,092	123,357,845
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,159,659,186	122,216,482	445,644,962	46,966,523
a) 要求払い		1,159,659,186	122,216,482	434,339,135	45,775,001
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		0	0	11,305,827	1,191,521
その他の負債	9	2,185,057	230,283	1,003,516	105,761
未払金および繰延利益	10,15	8,031,480	846,438	5,210,946	549,182
引当金		4,754,631	501,091	17,830,642	1,879,171
a) 課税引当金	11	3,777,770	398,139	17,140,409	1,806,428
b) その他の引当金	12	976,861	102,951	690,233	72,744
発行済み資本	13	37,117,969	3,911,863	37,117,969	3,911,863
準備金	14	50,700,912	5,343,369	50,099,588	5,279,996
繰越損益	14	26,268	2,768	85,279	8,988
当期利益		27,143,492	2,860,653	26,466,165	2,789,269
負債合計	17	2,652,266,382	279,522,354	1,753,948,159	184,848,596

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2012年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	628,475	66,235	1,254,197	132,180
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		628,475	66,235	1,254,197	132,180
信託運用	21	78,324,799,042	8,254,650,571	78,188,588,926	8,240,295,387

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2012年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2012年		2011年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		13,288,424	1,400,467	13,444,669	1,416,934
未払利息および類似費用		(4,475,091)	(471,630)	(4,795,868)	(505,437)
有価証券からの収益		15	2	348,254	36,702
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		15	2	19	2
関連会社株式からの収益		0	0	348,235	36,700
未収手数料		100,999,419	10,644,329	90,983,509	9,588,752
未払手数料		(45,389,130)	(4,783,560)	(38,663,537)	(4,074,750)
金融業務の純利益		1,890,669	199,258	1,874,307	197,533
その他の事業収益	22	950,289	100,151	1,316,737	138,771
一般管理費用		(30,647,775)	(3,229,969)	(28,619,878)	(3,016,249)
a) スタッフ費用	24,25	(13,874,972)	(1,462,283)	(13,422,177)	(1,414,563)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(11,445,536)	(1,206,245)	(11,084,122)	(1,168,156)
- 社会保障費		(1,588,218)	(167,382)	(1,484,664)	(156,469)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,006,796)	(106,106)	(961,286)	(101,310)
b) その他の一般管理費用	16,26	(16,772,803)	(1,767,686)	(15,197,701)	(1,601,686)
有形および無形資産に関する価値調整		(942,766)	(99,358)	(1,084,998)	(114,348)
その他の事業費用	23	(181,537)	(19,132)	(45,819)	(4,829)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,421,188)	(782,119)	(7,338,386)	(773,393)
税引後経常収益		28,071,329	2,958,437	27,418,990	2,889,687
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(927,837)	(97,785)	(952,825)	(100,418)
当期利益		27,143,492	2,860,653	26,466,165	2,789,269

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2012年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2012年12月31日現在、先渡デリバティブにかかる引当金を設定していない（2011年：9,918米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

当行は、2012年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2011年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
3か月以下	128,000,000	349,249,075
3か月超	474,000,000	65,236,534
	<u>602,000,000</u>	<u>414,485,609</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、841,416米ドルおよび3,269米ドル（2011年：876,775米ドルおよび3,219米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2012年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2012年12月31日 現在の資本および準備金 米ドル	2012年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGC ルクス・マネジメント・エ ス・エイ	494,455	100%	1,706,102	753,740
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	346,961	100%	780,597	144,498

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	876,775	0	0	(35,359)	841,416	0	841,416
2. 有形資産	12,783,833	5,307,214	5,057,952	199,417	13,232,512	7,578,125	5,654,387
a) ハードウェア	2,010,379	199,929	1,159,338	31,360	1,082,330	767,203	315,127
b) ソフトウェア	6,265,858	3,483,436	69,142	97,742	9,777,894	5,966,506	3,811,388
c) その他付属品、 家具、機器、車両	4,507,596	1,623,849	3,829,472	70,315	2,372,288	844,416	1,527,872
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて 取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
前払法人税	0	1,524,915
未収利息	865,536	778,407
前払一般経費	1,921,846	4,113,688
信託業務手数料	3,074,542	3,962,135
全体保管手数料	10,275,875	8,211,841
投資ファンド手数料	4,942,419	4,045,082
その他の前払金（主に未収付加価値税（VAT）および純 資産税を含む）	5,890,221	3,954,325
実現スワップ自己損益の中立化	0	2,538,894
管理会社手数料	1,124,757	653,372
その他の未収収益	117,781	76,052
	<u>28,212,977</u>	<u>29,858,711</u>

注7 外貨建て資産

2012年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、435,997,032米ドル（2011年：737,271,043米ドル）である。

注8 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
3か月以下	0	11,045,429
3か月超	0	260,398
	0	11,305,827

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
優先債権者	767,782	697,184
諸債権者	1,417,275	306,332
	2,185,057	1,003,516

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
未払利息	203,986	319,496
未払一般経費	257,184	271,822
未払手数料	7,226,271	4,488,637
実現スワップ自己損益の中立化	263,242	0
その他の未払費用	29,763	4,922
その他の仮受金	51,034	126,069
	8,031,480	5,210,946

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2012年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して強く（ユーロ高に）なったため、負の中和ポジションは増加し、当行は592,515米ドル（2011年：536,775米ドルの減少）に相当する繰延税を計上した。繰延税の引当金は、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建てで保有され2,271,675米ドル（2011年12月31日：1,653,368米ドル）に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
報酬引当金	976,861	680,315
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	0	9,918
	<u>976,861</u>	<u>690,233</u>

注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は、クラスAの953,000株数およびクラスBの49,080株数に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2012年1月1日現在の残高	3,711,797	46,387,791	85,279
2011年12月31日終了年度の利益	-	-	26,466,165
利益の増加			
- 株主への配当金支払	-	-	(25,923,852)
- 準備金への振替	-	601,324	(601,324)
2012年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>46,989,115</u>	<u>26,268</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額13,989,115米ドル（2011年：13,387,791米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2012年3月28日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,100,000米ドルを純資産税準備金に割り当て、2,498,676米ドルの2006年度純資産税準備金の取崩しを行った。

	2012年 純資産税準備金 米ドル	2012年 純資産税準備金 ユーロ
2007年	3,304,122	2,800,000
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,121
2011年	3,100,000	2,388,015
2012年12月31日現在の残高	13,989,115	10,681,136

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2012年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2012年12月31日（および2011年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,358,642,573	1,551,174,237
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	841,416	876,775
前払金および未収収益	9,733,509	7,999,462
	2,369,217,499	1,560,050,475

負債

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,359,848,279	1,169,586,320
顧客に対する未払金	64,998,919	15,364,060
未払金および繰延利益	2,082,110	1,589,942
	1,426,929,308	1,186,540,322

当行は、2012年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されたとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、通達06/273（改訂済）のパート 、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2012年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,363,859,044米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2012年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,358,642,374
前払金および未収収益	856,971
外国為替取引（想定支払金額の2％）	4,359,699
	<u>2,363,859,044</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料 [*]	1,333,461	0
財務書類の監査	188,863	182,307
税金アドバイス報酬	17,674	17,964
その他の報酬	25,949	96,503
	<u>1,565,947</u>	<u>296,774</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

^{*} かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17 外貨建て負債

2012年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、437,770,388米ドル（2011年：743,455,076米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
発行済念書	628,475	1,254,197

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,699,471	4,199,681

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2012年12月31日および2011年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
過年度に関する純資産税過払いの調整	641,327	605,665
過年度に関する法人税還付金	98,414	406,625
過年度の一般経費調整からの利益	115,448	172,314
過年度の利子の調整	1,525	435
過年度の手数料の調整	54,553	101,641
その他	39,022	30,057
	950,289	1,316,737

注23 その他の事業費用

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
固定資産売却損	59,562	0
過年度の一般経費調整からの費用	106,505	29,102
過年度の手数料	8,924	15,950
過年度の法人税	5,076	0
その他	1,470	767
	181,537	45,819

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2012年 人数	2011年 人数
上級管理職	12	13
中間管理職	40	34
従業員	65	62
	<u>117</u>	<u>109</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
上級管理職	<u>2,982,244</u>	<u>3,145,747</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2012年12月31日および2011年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
賃貸および関連費用	931,110	1,241,132
通信費用	323,068	346,873
専門家報酬	507,823	516,430
データ費用	908,267	714,272
維持費	730,507	786,637
旅費、交通費、出張費	184,210	153,661
業務費用	3,922,478	3,729,670
システム費用	5,690,050	5,687,134
業務契約	2,753,442	1,349,280
その他の費用	821,848	672,612
	<u>16,772,803</u>	<u>15,197,701</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
法人税	5,222,638	6,038,997
繰延法人税（注11）	461,297	(410,968)
地方事業税	1,606,035	1,836,164
繰延地方事業税（注11）	131,218	(125,807)
	<u>7,421,188</u>	<u>7,338,386</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
純資産税（注14）	0	619,088
付加価値税（V A T）	888,807	302,793
その他の税金	39,030	30,944
	<u>927,837</u>	<u>952,825</u>

注28 親会社

2012年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「三菱信託銀行」という。）が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、ＡＧＤＬの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、ＡＧＤＬは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2012年12月31日（および2011年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	530	0	0	0	530
B C L 残高	20,570,036	0	0	0	20,570,036
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,120,186,225	474,000,000	0	0	2,594,186,225
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	0	0	0	2,797,179
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,269	3,269
合計	2,143,553,970	474,000,000	0	3,269	2,617,557,239
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,362,647,387	0	0	0	1,362,647,387
顧客に対する未払金	1,159,659,186	0	0	0	1,159,659,186
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	628,475	0	0	0	628,475
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	2,522,935,048	0	0	0	2,522,935,048

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	559	0	0	0	559
B C L 残高	28,709,398	0	0	0	28,709,398
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,627,913,957	65,236,534	0	0	1,693,150,491
顧客に対するローンおよび貸付金	8,268	0	0	0	8,268
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,219	3,219
合計	1,656,632,182	65,236,534	0	3,219	1,721,871,935
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,170,489,092	0	0	0	1,170,489,092
顧客に対する未払金	445,384,564	260,398	0	0	445,644,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,254,197	0	0	0	1,254,197
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,617,127,853	260,398	0	0	1,617,388,251

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,620,942,374	0	0	0	1,620,942,374	43,014,918
スワップ	158,712,254	0	0	0	158,712,254	297,963
合計	1,779,654,628	0	0	0	1,779,654,628	43,312,881
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,661,342,460	0	0	0	1,661,342,460	43,066,474
スワップ	639,189,905	0	0	0	639,189,905	472,554
合計	2,300,532,365	0	0	0	2,300,532,365	43,539,028

上記の金額には、取引日が2012年12月31日以前で、評価日が2012年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2011年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	65,677,209	0	0	0	65,677,209	551,324
スワップ	382,109,180	0	0	0	382,109,180	4,303,659
合計	447,786,389	0	0	0	447,786,389	4,854,983
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	54,426,488	0	0	0	54,426,488	419,348
スワップ	197,960,012	0	0	0	197,960,012	1,807,221
合計	252,386,500	0	0	0	252,386,500	2,226,569

上記の金額には、取引日が2011年12月31日以前で、評価日が2011年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2012年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 簿価 米ドル	2011年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	20,570,566	28,709,957
E U 加盟国	20,570,566	28,709,957
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,594,186,225	1,693,150,491
E U 加盟国	23,522,872	20,122,476
北および中央アメリカ	1,728,179,977	880,131,405
アジア	842,443,179	792,786,095
ヨーロッパ（非 E U 加盟国）	1,111	88,237
オーストラリアおよびニュージーランド	39,086	22,278
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	8,268
E U 加盟国	2,789,221	0
アジア	7,913	8,268
北および中央アメリカ	45	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,269	3,219
E U 加盟国	3,269	3,219
合計	2,617,557,239	1,721,871,935

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2012年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 未払想定元本 米ドル	2012年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,160,894,108	23,217,882
アジア	12,316	246
アメリカ	460,035,950	9,200,719
スワップ		
EU加盟国	158,712,254	3,174,245
合計	1,779,654,628	35,593,092

2011年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2011年 未払想定元本 米ドル	2011年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	8,623,895	172,478
アジア	0	0
アメリカ	57,053,314	1,141,066
スワップ		
EU加盟国	382,109,180	7,642,184
合計	447,786,389	8,955,728

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2012
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2012

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2012	2011
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	20.570.566	28.709.957
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.594.186.225	1.693.150.491
a) repayable on demand		1.992.186.225	1.278.664.882
b) other loans and advances		602.000.000	414.485.609
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	2.797.179	8.268
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	3.269	3.219
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	841.416	876.775
Intangible assets	5	0	325.128
Tangible assets	5	5.654.387	1.015.610
Other Assets		363	0
Prepayments and accrued income	6, 15	<u>28.212.977</u>	<u>29.858.711</u>
TOTAL ASSETS	7	<u><u>2.652.266.382</u></u>	<u><u>1.753.948.159</u></u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2012

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2012	2011
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	1.362.647.387	1.170.489.092
a) repayable on demand		1.362.647.387	1.170.489.092
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.159.659.186	445.644.962
a) repayable on demand		1.159.659.186	434.339.135
b) with agreed maturity dates or periods of notice		0	11.305.827
Other liabilities	9	2.185.057	1.003.516
Accruals and deferred income	10, 15	8.031.480	5.210.946
Provisions		4.754.631	17.830.642
a) provisions for taxation	11	3.777.770	17.140.409
b) other provisions	12	976.861	690.233
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	50.700.912	50.099.588
Result brought forward	14	26.268	85.279
Profit for the financial year		<u>27.143.492</u>	<u>26.466.165</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u><u>2.652.266.382</u></u>	<u><u>1.753.948.159</u></u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2012

(in USD)

	Notes	2012	2011
Contingent liabilities	18, 30.1.	628.475	1.254.197
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		628.475	1.254.197
Fiduciary operations	21	78.324.799.042	78.188.588.926

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2012
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2012

(in USD)

	Notes	2012	2011
Interest receivable and similar income		13.288.424	13.444.669
Interest payable and similar charges		(4.475.091)	(4.795.868)
Income from securities		15	348.254
Income from shares and other variable yield securities		15	19
Income from shares in affiliated undertakings		0	348.235
Commission receivable		100.999.419	90.983.509
Commission payable		(45.389.130)	(38.663.537)
Net profit on financial operations		1.890.669	1.874.307
Other operating income	22	950.289	1.316.737
General administrative expenses		(30.647.775)	(28.619.878)
a) staff costs	24, 25	(13.874.972)	(13.422.177)
of which:			
- wages and salaries		(11.445.536)	(11.084.122)
- social security costs		(1.588.218)	(1.484.664)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.006.796)	(961.286)
b) other administrative expenses	16, 26	(16.772.803)	(15.197.701)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(942.766)	(1.084.998)
Other operating charges	23	(181.537)	(45.819)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(7.421.188)</u>	<u>(7.338.386)</u>
Profit on ordinary activities after tax		28.071.329	27.418.990
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(927.837)</u>	<u>(952.825)</u>
Profit for the financial year		<u><u>27.143.492</u></u>	<u><u>26.466.165</u></u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two mayor shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has not constituted any provision on forward derivatives as of December 31, 2012 (2011: USD 9.918).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2012 (2011: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
 Software: 4 years and 5 years;
 Other intangible assets: 5 years;
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Not more than three months	128.000.000	349.249.075
More than three months	474.000.000	65.236.534
	<u>602.000.000</u>	<u>414.485.609</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 841.416 and USD 3.269 (2011: USD 876.775 and USD 3.219).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2012, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2012	Result for the year ended 31/12/2012
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	494.455	100 %	1.706.102	753.740
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	346.961	100 %	780.597	144.498

[次へ](#)

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	876.775	0	0	(35.359)	841.416	0	841.416
2. Tangible assets	12.783.833	5.307.214	5.057.952	199.417	13.232.512	7.578.125	5.654.387
a) Hardware	2.010.379	199.929	1.159.338	31.360	1.082.330	767.203	315.127
b) Software	6.265.858	3.483.436	69.142	97.742	9.777.894	5.966.506	3.811.388
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.507.596	1.623.849	3.829.472	70.315	2.372.288	844.416	1.527.872
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Prepaid income taxes	0	1.524.915
Accrued interest income	865.536	778.407
Prepaid general expenses	1.921.846	4.113.688
Commission on fiduciary operations	3.074.542	3.962.135
Commission on global custody	10.275.875	8.211.841
Commission on investment funds	4.942.419	4.045.082
Other prepayments (including mainly VAT & Net worth tax receivable)	5.890.221	3.954.325
Neutralization of realized swap for own result	0	2.538.894
Commission from Management Companies	1.124.757	653.372
Other accrued income	117.781	76.052
	<u>28.212.977</u>	<u>29.858.711</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2012, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 435.997.032 (2011: USD 737.271.043).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Not more than three months	0	11.045.429
More than three months	0	260.398
	<u>0</u>	<u>11.305.827</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Preferential creditors	767.782	697.184
Sundry creditors	1.417.275	306.332
	<u>2.185.057</u>	<u>1.003.516</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Accrued interest expenses	203.986	319.496
Accrued general expenses	257.184	271.822
Accrued commission	7.226.271	4.488.637
Neutralization of realized swap for own result	263.242	0
Other accrued expenses	29.763	4.922
Other suspense receipt	51.034	126.069
	<u>8.031.480</u>	<u>5.210.946</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2012, due to the appreciation of the Euro against US dollars, the negative neutralisation position has increased and the Bank has recorded deferred taxes for the equivalent of USD 592.515 (2011: decrease of USD 536.775). Deferred taxes provisions are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 2.271.675 (December 31, 2011: USD 1.653.368) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Provision for remuneration	976.861	680.315
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	0	9.918
	<u>976.861</u>	<u>690.233</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of class A and 49.080 shares of class B.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2012	3.711.797	46.387.791	85.279
Profit for the year ended December 31, 2011	-	-	26.466.165
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	-	-	(25.923.852)
- Transfer to reserves		601.324	(601.324)
Balance at December 31, 2012	<u>3.711.797</u>	<u>46.989.115</u>	<u>26.268</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.989.115 (2011: USD 13.387.791).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 28, 2012, the Bank has allocated an amount of USD 3.100.000 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Reserve for Net Worth Tax for the year 2006 which amounted to USD 2.498.676.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

Years	2012	2012
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2007	3.304.122	2.800.000
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.121
2011	3.100.000	2.388.015
Balance at December 31, 2012	<u>13.989.115</u>	<u>10.681.136</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2012.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2012 (and December 31, 2011), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2012	2011
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.358.642.573	1.551.174.237
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	841.416	876.775
Prepayments and accrued income	9.733.509	7.999.462
	<u>2.369.217.499</u>	<u>1.560.050.475</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

LIABILITIES

	2012	2011
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.359.848.279	1.169.586.320
Amounts owed to customers	64.998.919	15.364.060
Accruals and deferred income	2.082.110	1.589.942
	<u>1.426.929.308</u>	<u>1.186.540.322</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2012 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2012, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.363.859.044 and can be analysed as follows:

	2012
	USD
Loans and advances to credit institutions	2.358.642.374
Prepayments and accrued income	856.971
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	4.359.699
	<u>2.363.859.044</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	1.333.461	0
Audit of the Annual Accounts	188.863	182.307
Tax advisory fees	17.674	17.964
Other fees	25.949	96.503
	<u>1.565.947</u>	<u>296.774</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in “Tangible Assets” and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2012, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 437.770.388 (2011: USD 743.455.076).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>628.475</u>	<u>1.254.197</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.699.471	4.199.681

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2012 and 2011:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2012	2011
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	641.327	605.665
Income Tax refund related to previous years	98.414	406.625
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	115.448	172.314
Adjustment for interest previous years	1.525	435
Adjustment for commission previous years	54.553	101.641
Other	39.022	30.057
	<u>950.289</u>	<u>1.316.737</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2012	2011
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	59.562	0
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	106.505	29.102
Commission previous years	8.924	15.950
Income taxes previous years	5.076	0
Others	1.470	767
	<u>181.537</u>	<u>45.819</u>

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2012	2011
	Number	Number
Senior management	12	13
Middle management	40	34
Employees	65	62
	<u>117</u>	<u>109</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2012	2011
	USD	USD
Senior management	<u>2.982.244</u>	<u>3.145.747</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2012 and 2011, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2012	2011
	USD	USD
Rent and related expenses	931.110	1.241.132
Telecommunication expenses	323.068	346.873
Professional fees	507.823	516.430
Data charges	908.267	714.272
Maintenance	730.507	786.637
Travelling, moving, business trips	184.210	153.661
Service fee	3.922.478	3.729.670
System cost	5.690.050	5.687.134
Service contracts	2.753.442	1.349.280
Other expenses	821.848	672.612
	<u>16.772.803</u>	<u>15.197.701</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2012	2011
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.222.638	6.038.997
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	461.297	(410.968)
Municipal Business Tax	1.606.035	1.836.164
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	131.218	(125.807)
	<u>7.421.188</u>	<u>7.338.386</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2012	2011
	USD	USD
Net worth tax (note 14)	0	619.088
VAT	888.807	302.793
Other taxes	39.030	30.944
	<u>927.837</u>	<u>952.825</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2012, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2012 (and December 31, 2011), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	530	0	0	0	530
Balances with the BCL	20.570.036	0	0	0	20.570.036
Loans and advances to credit institutions	2.120.186.225	474.000.000			2.594.186.225
Loans and advances to customers	2.797.179	0	0	0	2.797.179
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.269	3.269
Total	<u>2.143.553.970</u>	<u>474.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.269</u>	<u>2.617.557.239</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.362.647.387	0	0	0	1.362.647.387
Amounts owed to customers	1.159.659.186	0	0	0	1.159.659.186
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	628.475	0	0	0	628.475
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>2.522.935.048</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.522.935.048</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

As at December 31, 2011, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	559	0	0	0	559
Balances with the BCL	28.709.398	0	0	0	28.709.398
Loans and advances to credit institutions	1.627.913.957	65.236.534	0	0	1.693.150.491
Loans and advances to customers	8.268	0	0	0	8.268
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.219	3.219
Total	<u>1.656.632.182</u>	<u>65.236.534</u>	<u>0</u>	<u>3.219</u>	<u>1.721.871.935</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.170.489.092	0	0	0	1.170.489.092
Amounts owed to customers	445.384.564	260.398	0	0	445.644.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.254.197	0	0	0	1.254.197
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	<u>1.617.127.853</u>	<u>260.398</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.617.388.251</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.620.942.374	0	0	0	1.620.942.374	43.014.918
Swaps	158.712.254	0	0	0	158.712.254	297.963
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.779.654.628</u>	<u>43.312.881</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.661.342.460	0	0	0	1.661.342.460	43.066.474
Swaps	639.189.905	0	0	0	639.189.905	472.554
Total	<u>2.300.532.365</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.300.532.365</u>	<u>43.539.028</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2012 and a value date after December 31, 2012.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

As at December 31, 2011, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

FINANCIAL ASSETS

Instrument class

Foreign exchange transactions

Forwards	65.677.209	0	0	0	65.677.209	551.324
Swaps	382.109.180	0	0	0	382.109.180	4.303.659
Total	<u>447.786.389</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>447.786.389</u>	<u>4.854.983</u>

FINANCIAL LIABILITIES

Instrument class

Foreign exchange transactions

Forwards	54.426.488	0	0	0	54.426.488	419.348
Swaps	197.960.012	0	0	0	197.960.012	1.807.221
Total	<u>252.386.500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>252.386.500</u>	<u>2.226.569</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2011 and a value date after December 31, 2011.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2012 Carrying amount in USD	2011 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	20.570.566	28.709.957
EU member countries	20.570.566	28.709.957
Loans and advances to credit institutions	2.594.186.225	1.693.150.491
EU member countries	23.522.872	20.122.476
North & Central America	1.728.179.977	880.131.405
Asia	842.443.179	792.786.095
Europe, non-EU member countries	1.111	88.237
Australia and New Zealand	39.086	22.278
Loans and advances to customers	2.797.179	8.268
EU member countries	2.789.221	0
Asia	7.913	8.268
North & Central America	45	0
Shares and other variable yield securities	3.269	3.219
EU member countries	3.269	3.219
Total	<u>2.617.557.239</u>	<u>1.721.871.935</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2012 Notional/ payable amount in USD	2012 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.160.894.108	23.217.882
Asia	12.316	246
America	460.035.950	9.200.719
Swaps		
EU member countries	158.712.254	3.174.245
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>35.593.092</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2012

- continued -

As at December 31, 2011, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2011 Notional/ payable amount in USD	2011 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	8.623.895	172.478
Asia	0	0
America	57.053.314	1.141.066
Swaps		
EU member countries	382.109.180	7.642.184
Total	<u>447.786.389</u>	<u>8.955.728</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝105.39円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	375,158,892.00	39,537,996
1.2	売買目的で保有される金融資産	45,751,398.00	4,821,740
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,751,398.00	4,821,740
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	3,233,910.00	340,822
1.4.1	持分証券	3,233,910.00	340,822
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	3,387,826,512.00	357,043,036
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,387,826,512.00	357,043,036
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,871,142.00	197,200
1.9.1	有形固定資産	1,871,142.00	197,200
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,494,270.00	473,651
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	4,494,270.00	473,651
1.12	税金資産	0.00	0
1.12.1	現行税金資産	0.00	0
1.12.2	繰延税金資産		
1.13	その他の資産	28,868,352.00	3,042,436
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	3,847,204,476.00	405,456,880

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	45,652,356.00	4,811,302
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	45,652,356.00	4,811,302
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	3,653,841,677.00	385,078,374
2.4.1	金融機関からの預金	803,883,131.00	84,721,243
2.4.2	金融機関以外からの預金	2,849,958,546.00	300,357,131
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	0.00	0
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務		
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金	0.00	0
2.9	税金負債	5,136,456.00	541,331
2.9.1	現行税金負債	2,896,745.00	305,288
2.9.2	繰延税金負債	2,239,711.00	236,043
2.10	その他の負債	11,141,984.00	1,174,254
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,715,772,473.00	391,605,261

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資本

米ドル

千円

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	3,911,863
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	3,911,863
3.1.2	未払込請求資本	0.00	0
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,441,180.00	257,276
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,441,180.00	257,276
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ		
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	77,841,959.00	8,203,764
3.6	< 自己株式 >		
3.7	当期利益	14,030,895.00	1,478,716
3.8	< 中間配当 >		
3.10	資本合計	131,432,003.00	13,851,619
3.11	負債および資本合計	3,847,204,476.00	405,456,880

（２）損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2013年６月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,822,289.00	3,669,921
5.2	利息収益	5,100,934.00	537,587
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	93,802.00	9,886
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,581,208.00	166,644
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	3,425,924.00	361,058
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	924,813.00	97,466
5.3.1	中央銀行からの預金	0.00	0
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	132,035.00	13,915
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	792,778.00	83,551
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	17.00	2
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	17.00	2
5.6	受取手数料（＋）	54,260,320.00	5,718,495
5.7	（支払手数料）（－）	24,839,340.00	2,617,818
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産		
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,306,423.00	243,074
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,306,423.00	243,074
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	102,759.00	10,830

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	1,184,011.00	124,783
5.16	一般管理費（－）	15,822,658.00	1,667,550
5.16.1	従業員費用（－）	7,577,208.00	798,562
5.16.2	一般管理費用（－）	8,245,450.00	868,988
5.17	減価償却（＋／－）	673,123.00	70,940
5.17.1	有形固定資産	149,209.00	15,725
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	523,914.00	55,215
5.18	引当金（＋／－）	0.00	0
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）		
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	18,326,508.00	1,931,431
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,295,613.00	452,715
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	14,030,895.00	1,478,716
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	14,030,895.00	1,478,716

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。さらに、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社、管理会社および投資顧問会社のそれぞれは、サブ・ファンドの活動に対して、適切かつ受託義務に合致する時間および支援を費やす。信託証書および投資顧問契約のいずれも、受託会社、管理会社および投資顧問会社またはそれぞれの主要業務担当者がその他の受託、管理または投資顧問関係を結ぶことまたはその他の業務活動に従事することを（かかる業務活動が、サブ・ファンドと競合する可能性および／または相当な時間および支援を伴う可能性がある場合においても）制限しない。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的と同一か類似する目的を有するその他の投資信託の投資運用会社および／または投資顧問会社を務めるか将来務めることがある。かかる活動は、投資顧問会社の支援ならびにその社員の時間および努力が、サブ・ファンドの事業のみに費やされるのではなく、事業およびその他の活動間に配分されなければならない場合において、利益相反を引き起こすと考えられる可能性がある。受託会社はまた、投資先ファンドの受託会社である。

利益相反はまた、サブ・ファンド、投資顧問会社および／またはその関連会社が関与しているその他の投資ピークル、投資顧問会社のその他の顧問クライアント、投資顧問会社の主要業務担当者、従業員および関連会社ならびに投資顧問会社自身の勘定で行われる投資に関連して発生する可能性がある。かかる投資は、特にサブ・ファンドもしくはその他のクライアントに対する特定の投資活動の適切性もしくは適格性に影響を及ぼす投資目的、投資戦略もしくはその他の要因の違いまたは特定の投資もしくは取引機会の利用可能性に対する制限に起因して、内容、時期および価格に差異が生じることがある。特に、サブ・ファンドは、投資顧問会社、その関連会社または投資顧問会社が運用するその他の投資信託が利害関係を有するかまたは収益分配契約に合意したその他の投資信託に投資することがある。投資顧問会社は、各投資信託の目的、戦略、制限および投資に利用できる資本を考慮し公正であると判断する方法で運用する様々な投資信託間に投資機会を配分する。投資顧問会社およびその主要業務担当者、関連会社または従業員のいずれも、サブ・ファンドまたはその他の投資信託に特定の投資機会を提供する義務またはサブ・ファンドにとって有益である可能性のある投資機会を活用することを自制する義務を有しない。投資顧問会社は、サブ・ファンドに対して、投資顧問会社および／またはその関連会社が投資対象もしくはその他の持分または関係を有する会社により発行される証券に投資させることがある。

投資顧問会社は時に、投資先ファンドの資産の評価に関して管理会社および管理事務代行会社に助言をすることまたは管理会社および管理事務代行会社と協議をすることがある。投資顧問会社は、資産の価額の下落が投資顧問会社が受領することができる運用報酬の額の減少をもたらすため、かかる評価決定のいずれかについて提言を行う際に利益相反に直面することがある。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができる、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義または他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、CSSFは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年６月末日現在、125万米ドル（約１億3,174万円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、ファンドの受託者（以下「受託会社」という。）として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。受託会社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）に基づき、投資信託管理者としての免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年６月末日現在、７億500万米ドル（約743億円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

- (3) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成25年12月末日現在、26億8,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

- (4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成25年12月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

２【関係業務の概要】

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

保管契約および管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

- (3) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

- (4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月31日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関

する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であつて、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともに CIMA に対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMA により承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMA に対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の（ ）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を CIMA に対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容を CIMA に対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMA が承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMA に対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の

諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - （ ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - （ ）出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - （ ）リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7．ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。

(a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

(b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

(e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際のでない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13．清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則

（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則

の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でＣＩＭＡに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の（xx）、（xx）および（xx）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の投資リスクの項に次の事項を記載することがある。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
 - ・投資信託は預貯金と異なる旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 請求目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (6) 交付目論見書の投資リスクの項に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。」

別紙 A

定義

管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社間で締結された平成20年11月付管理事務代行契約をいう。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
豪ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
営業日	(1) ロンドン、ニューヨーク、チューリッヒおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつ(2) ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーをいう。
保管契約	受託会社および保管会社間で締結された平成20年11月付保管契約をいう。当該契約に従い、受託会社は、保管会社に対し、トラストの資産の保管に関する責任を委託している。
取引日	営業日をいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家	非米国人またはＥＵ非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、（ ）適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または（ ）いずれかのＥＵ加盟国においてまたはいずれかのＥＵ加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのＥＵ加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社を除く。）は、適格投資家とみなされない。
ＥＵ加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90％にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
サブ・ファンドの会計年度	毎年9月1日に開始し8月31日に終了する期間をいう。ただし、最初の会計年度は、当初払込日（平成23年1月12日）から平成23年8月31日までの期間とする。
世界の転換社債	日本国内で発行された転換社債および日本国外で発行される円建の転換社債を除く、世界の転換社債をいう。
被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
非流動資産	投資先ファンドの投資運用会社が7日以内に取引価格を見出せない資産をいう。有価証券は、市場相場が容易に入手可能ではないことのみを理由として非流動資産とみなされるものではない。
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、サブ・ファンドの受益証券の英文目論見書をいう。

当初申込期間	平成22年11月29日から平成23年 1 月 7 日までの期間をいう。
投資顧問会社	投資顧問会社としての地位を有する国際投信投資顧問株式会社をいう。
投資顧問会社関係者	サブ・ファンド、管理会社および投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
円	日本の法定通貨である日本円をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）をいう。
管理会社	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の負債総額を控除した額をいう。
1口当たり純資産価格	受益証券の各クラスの純資産価額を当該時点における当該クラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
N D F または 直物為替先物取引	一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分への受渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差により計算された額、および元本により計算された額の受渡しを行う取引をいう。
表示通貨	本書において特定される、受益証券の各クラスの表示通貨をいう。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
指定時刻	ルクセンブルグ時間13時をいう。
サブ・ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるグローバルC B エマージングP L U S をいう。

サブ・ファンド決議	関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
買付申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。
発行価格	適用ある取引日における受益証券1口当たり純資産価格であるクラス受益証券の価格をいう。
ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストの名称で知られる、信託証書により設立されるオープンエンド型アンブレラ型免税ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成22年8月3日付信託証書（随時補足され、または変更される。）をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
原資産通貨	投資先ファンドの資産の各通貨をいう。
投資先ファンド	ケイマン諸島のユニット・トラストであるコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドである、グローバルC Bエマージング・プラス・ファンドG C B E F ノン・ヘッジクラスをいう。
受益者	サブ・ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	ファンドの資産における受益権をそれぞれ表章するファンドの受益証券をいう。
米ドル	米国の通貨である米ドルをいう。
評価日	取引日である毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

別紙 B

レギュレーション S に定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーション S に基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

独立監査人の報告書

グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳの受益者各位

我々は、資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに関連する損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務ハイライトは、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである、グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ（以下「サブ・ファンド」という。）の2012年8月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライトを、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および財務ハイライト（以下、総称して「財務書類」という。）は、サブ・ファンドの経営陣が責任を負っている。我々は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。監査は、試査による財務書類中の金額およびその他の開示を裏付ける証拠の検証、採用されている会計原則および経営陣によってなされた重要な見積りの評価、ならびに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々の監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

プライスウォーターハウスクーパース

2013年1月3日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the unitholders of Global CB Emerging PLUS

In our opinion, the accompanying statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, and the related statements of operations, of changes in net assets and of cash flows and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of Global CB Emerging PLUS(the "Fund") a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the "Trust") at August 31, 2012, and the results of its operations, the changes in its net assets and its cash flows and the financial highlights for the year then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as the"financial statements") are the responsibility of the Fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit of these financial statements in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

Pricewaterhouse Coopers

January 3, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳの受益者各位

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ（以下「サブ・ファンド」という。）の2013年８月31日現在の資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライトについて監査を実施した。これらの財務書類および財務ハイライトを以下、総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の立案、実施および維持することが含まれる。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断によって選定される。我々は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、我々はかかる意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳの2013年８月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトは、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2013年12月20日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the unitholder of Global CB Emerging PLUS

We have audited the accompanying financial statements of Global CB Emerging PLUS(the "Fund"), a series trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of August 31, 2013, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Global CB Emerging PLUS at August 31, 2013, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Pricewaterhouse Coopers

December 20, 2013

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2012年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2012年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2013年3月13日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2012 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 13, 2013

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。